

福島県原子力発電施設等立地地域の
振興に関する計画

平成16年3月

【目 次】

I.	原子力発電施設等立地地域の内容	1
1.	当該原子力発電施設等の名称及び内容	1
2.	立地地域の範囲	2
II.	原子力発電施設等立地地域の振興の基本的方針	4
1.	立地地域の現状と課題	4
(1)	立地地域に関する基本的な事項	4
①	立地地域の概要	4
ア.	自然的経済的社会的諸条件の概要	4
i.	自然的条件	4
ii.	経済的条件	5
iii.	社会的条件	8
イ.	電源三法交付金制度の適用状況と地域振興施策の概要	10
i.	電源三法交付金制度の適用状況	10
ii.	地域振興施策の概要	11
ウ.	立地地域の社会経済的発展の方向の概要	12
i.	産業構造上の変化	12
ii.	地域の産業立地特性	12
iii.	国及び県の総合計画等における位置づけ	13
②	人口及び産業の推移と動向	22
ア.	年齢階層別、男女別等の人口の推移	22
イ.	産業構造、各産業別の現況	25
③	立地地域各市町村の行財政状況	28
ア.	行財政、施設整備水準等の現況	28
④	立地地域各市町村の総合計画の概要	31
ア.	檜葉町	31
イ.	富岡町	31
ウ.	大熊町	31
エ.	双葉町	32
オ.	広野町	32
カ.	浪江町	32
キ.	川内村	33
ク.	葛尾村	33
ケ.	いわき市	33
コ.	原町市	34
サ.	相馬市	34
シ.	新地町	35

ス. 鹿島町.....	35
セ. 小高町.....	35
ソ. 飯館村.....	36
タ. 都路村.....	36
⑤ 立地地域の各市町村における総合計画の共通性.....	36
(2) 立地地域における課題の整理.....	37
① 交通施設及び通信施設の整備状況.....	37
ア. 道路.....	37
イ. 鉄道.....	37
ウ. 港湾・漁港.....	37
エ. 情報通信.....	38
② 農林水産業、商工業その他の産業の振興.....	38
ア. 農業.....	38
イ. 林業.....	39
ウ. 水産業.....	39
エ. 商業.....	40
オ. 工業.....	40
カ. その他の産業.....	41
③ 生活環境の整備.....	42
ア. 上水道・下水処理施設等.....	42
イ. 廃棄物の処理.....	42
ウ. その他生活環境の整備.....	42
④ 福祉と保健・医療の充実.....	42
ア. 高齢者福祉.....	42
イ. 児童福祉.....	43
ウ. 障害者福祉.....	43
エ. 保健・医療.....	43
⑤ 防災及び県土の保全に係る施設の整備.....	44
ア. 治山・治水・海岸保全.....	44
イ. 消防・救急.....	45
ウ. 原子力地域防災.....	45
⑥ 教育及び科学技術の振興.....	45
ア. 公立小中学校教育施設.....	45
イ. 集会施設、体育施設、社会教育施設等.....	46
ウ. 科学技術.....	46

2.	立地地域の振興の基本的方針 ～共生と自立への道～	46
(1)	立地地域の振興に関するキーワード	47
①	地域連携による総合的・一体的な地域整備へ	47
②	高速交通体系の整備促進に伴う広域交流による地域発展の可能性の高まり	47
(2)	基本理念	48
(3)	地域の将来像	49
(4)	立地地域の基本目標	49
(5)	施策の方向	50
①	行き交う地域づくり	50
②	活力のある地域づくり	50
③	魅力ある地域づくり	51
III.	基幹的な道路、鉄道、港湾等の交通施設及び通信施設の整備	53
1.	交通施設及び通信施設の整備の方針	53
(1)	交通施設	53
(2)	通信施設	53
2.	基幹的な道路の整備	53
3.	鉄道の整備	54
4.	交通確保対策	55
5.	交通安全対策	55
6.	港湾・漁港の整備	55
7.	電気通信施設の整備	55
8.	情報化の推進	55
IV.	農林水産業、商工業その他の産業の振興	57
1.	産業振興の方針	57
2.	農林水産業の振興	57
(1)	農業	57
(2)	森林・林業	58
(3)	水産業	59
3.	農道、林道及び漁港関連道の整備	59
4.	地場産業の振興	59
5.	起業の促進	60
6.	企業の誘致対策	60
7.	商業の振興	61
8.	その他の産業の振興	61

V.	生活環境の整備	63
1.	生活環境の整備の方針	63
2.	上水道、下水処理施設等の整備	63
3.	廃棄物処理施設の整備	63
4.	その他の生活環境の整備	64
VI.	福祉と保健・医療の向上及び充実	65
1.	福祉と保健・医療の向上及び充実の方針	65
2.	福祉の向上及び充実を図るための対策	65
3.	保健・医療の向上及び充実を図るための対策	66
VII.	防災及び県土の保全に係る施設の整備	67
1.	防災の方針	67
2.	県土保全の方針	67
3.	消防救急施設	67
4.	治山・治水対策等	68
(1)	治山対策等	68
(2)	治水対策等	69
5.	原子力地域防災の増強に資する諸措置の整備	69
(1)	原子力地域防災の増強の基本方針	69
(2)	原子力地域防災の増強の内容	69
①	原発特措法第7条に関する方針	69
ア.	避難等体制の整備	70
イ.	緊急輸送活動体制等の整備	70
ウ.	救急、救助、消火及び防災活動体制の整備	70
②	原発特措法第7条の適用を受ける各種施設整備について	70
ア.	道路	70
イ.	港湾	70
ウ.	漁港	70
エ.	消防用施設	71
オ.	義務教育施設	71
VIII.	教育及び科学技術の振興	72
1.	教育の振興の方針	72
2.	公立小中学校等教育施設の整備	72
3.	集会施設、体育施設、社会教育施設等の整備	72
4.	科学技術の振興の方針	72
IX.	振興計画に係る事業一覧	73

1. 原子力発電施設等立地地域の内容

1. 当該原子力発電施設等の名称及び内容

福島県では、昭和46年3月26日に運転を開始した福島第一原子力発電所1号機を始めとして、現在、福島第一原子力発電所1号機～6号機（計6基）および福島第二原子力発電所1号機～4号機（計4基）の、計10基の原子炉が稼働している。これらの原子炉は、双葉郡大熊町に4基（福島第一原子力発電所1号機～4号機）、同双葉町に2基（福島第一原子力発電所5号機、6号機）、同楢葉町に2基（福島第二原子力発電所1号機、2号機）、同富岡町に2基（福島第二原子力発電所3号機、4号機）が立地している（表1-1）。

福島第一原子力発電所および福島第二原子力発電所の総発電電力量（発電端）は、平成13年度実績で60,973百万kWhであり、全国の原子力発電量の19.1%を占めている。なお、平成14年度は、発電施設が長期間停止したことの影響により、46,200百万kWh（15.7%）に減少している。

【表1-1 福島県に立地する原子力発電施設の概要】

発電所名	原子炉形式	許可出力	電源開発調整審議会決定年月日	原子炉設置許可年月日	着工年月日	営業運転開始年月日
福島第一原子力発電所	1号機	沸騰水型軽水炉 46.0万kW	昭和41年4月4日 (昭和43年12月25日)	昭和41年12月1日 (昭和44年4月7日)	昭和42年9月29日	昭和46年3月26日
	2号機	沸騰水型軽水炉 78.4万kW	昭和42年12月22日	昭和43年3月29日	昭和44年5月27日	昭和49年7月18日
	3号機	沸騰水型軽水炉 78.4万kW	昭和44年5月23日	昭和45年1月23日	昭和45年10月17日	昭和51年3月27日
	4号機	沸騰水型軽水炉 78.4万kW	昭和46年6月30日	昭和47年1月13日	昭和47年9月12日	昭和53年10月12日
	5号機	沸騰水型軽水炉 78.4万kW	昭和46年2月26日	昭和46年9月23日	昭和46年12月22日	昭和53年4月18日
	6号機	沸騰水型軽水炉 110.0万kW	昭和46年12月17日	昭和47年12月12日	昭和48年5月18日	昭和54年10月24日
福島第二原子力発電所	1号機	沸騰水型軽水炉 110.0万kW	昭和47年6月7日	昭和49年4月30日	昭和50年11月1日	昭和57年4月20日
	2号機	沸騰水型軽水炉 110.0万kW	昭和50年3月17日	昭和53年6月26日	昭和54年2月28日	昭和59年2月3日
	3号機	沸騰水型軽水炉 110.0万kW	昭和52年3月15日	昭和55年8月4日	昭和55年12月1日	昭和60年6月21日
	4号機	沸騰水型軽水炉 110.0万kW	昭和53年7月14日	昭和55年8月4日	昭和55年12月1日	昭和62年8月25日

(注) 福島第一原子力発電所1号機の「電源開発調整審議会決定年月日」の括弧書きは、40万kWから46万kWへの変更年月日を示す。

2. 立地地域の範囲

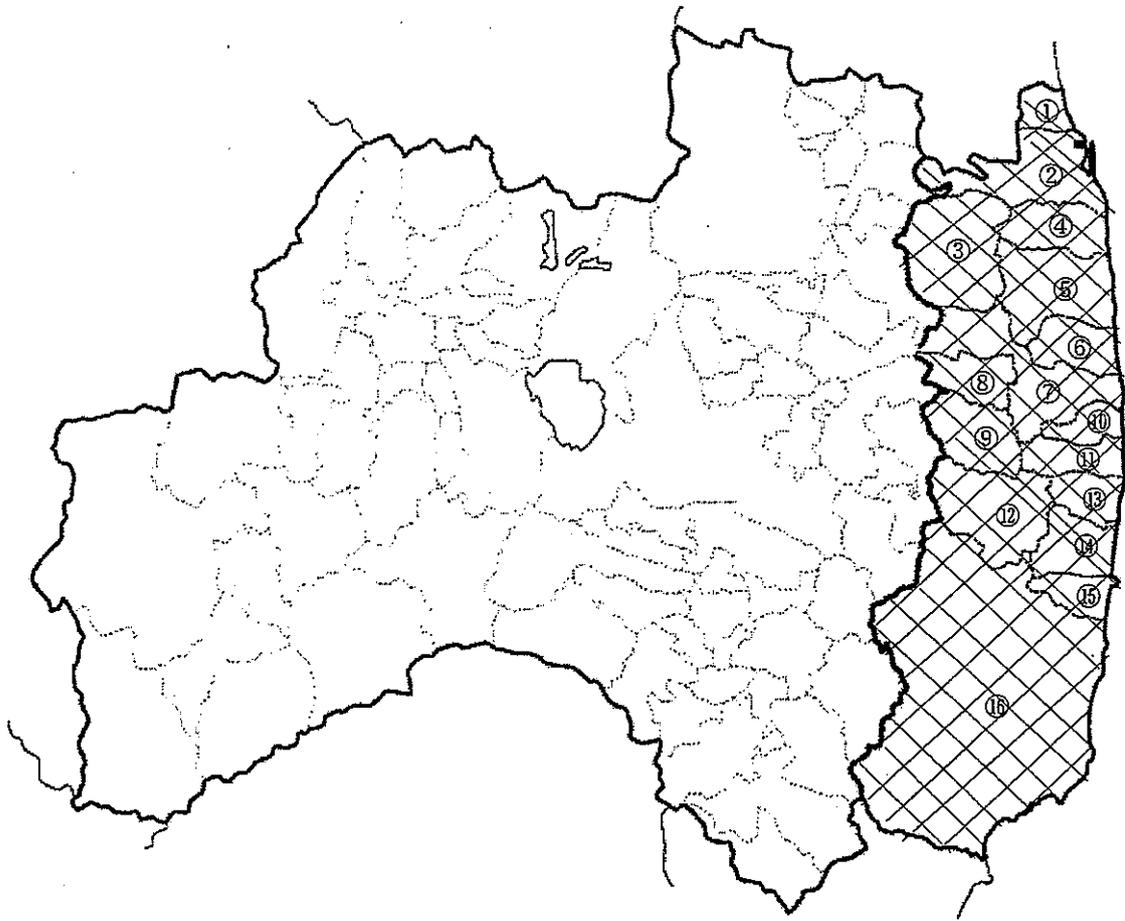
「原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法」(以下「原発特措法」という。)第3条第1項に基づき、原子力発電施設等の立地町および隣接市町村として、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、広野町、浪江町、川内村、葛尾村、いわき市、原町市、相馬市、新地町、鹿島町、小高町、飯舘村、都路村の3市9町4村が原子力発電施設等立地地域(以下「立地地域」という。)に指定されている(表1-2)。

また、原子力安全委員会の定める「原子力施設等の防災対策について」に基づき、福島県が地域防災計画(原子力災害対策編)において定めた、防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲(EPZ)には、福島第一原子力発電所については大熊町、双葉町、富岡町、浪江町の4町、福島第二原子力発電所については楢葉町、富岡町、広野町、大熊町の4町が含まれている。

【表1-2 立地地域及びEPZの範囲】

立地地域	楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、広野町、浪江町、川内村、葛尾村、いわき市、原町市、相馬市、新地町、鹿島町、小高町、飯舘村、都路村 の3市9町4村
EPZ	楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、広野町、浪江町の6町

【図 1-1 計画対象地域】



① 新地町	② 相馬市	③ 飯舘村	④ 鹿島町
⑤ 原町市	⑥ 小高町	⑦ 浪江町	⑧ 葛尾村
⑨ 都路村	⑩ 双葉町	⑪ 大熊町	⑫ 川内村
⑬ 富岡町	⑭ 楢葉町	⑮ 広野町	⑯ いわき市

(注) 網掛部が立地地域を示す。

11. 原子力発電施設等立地地域の振興の基本的方針

1. 立地地域の現状と課題

(1) 立地地域に関する基本的な事項

① 立地地域の概要

ア. 自然的・経済的・社会的諸条件の概要

i. 自然的条件

立地地域は福島県の東部に位置し、西側は阿武隈高地、東側は太平洋に面する南北方向に長い地域からなる。福島県は、南北に縦断する阿武隈高地および奥羽山脈によって、それぞれ気候や風土が異なる浜通り、中通り、会津の3地方に区分されており、立地地域はこのうち浜通り地方（中通り地方に属する都路村を含む。）に属している。

立地地域西側の阿武隈高地は標高 200～700mの中小起伏山地で豊かな森林地帯が形成されており、中通り地方との境界となっている。阿武隈高地を源として真野川、新田川、請戸川、高瀬川、木戸川、夏井川等が立地地域を東西に貫流して太平洋に注ぎ、河川によってできた平地と海岸段丘が交互に形成されている。また、立地地域東側の太平洋沿岸は低い丘陵で占められており、変化に富んだ海岸線を有している。

東側の太平洋は温暖な黒潮が流れており、西側は阿武隈高地によって冬の雪や風が遮られるという地形的特性により、立地地域は、冬は温暖で降雪が少なく、一年を通じて気温の寒暖の差が少ない過ごしやすい地域となっている。また、立地地域では夏期、北東の季節風（ヤマセ）が吹き、これに伴って太平洋沿岸まで発生する濃霧により気温が上昇せず冷涼な時期がある。

立地地域各市町村の主な土地の利用状況は表 2-1 のとおりである。立地地域の山林・原野と雑種地・その他を合計した面積の割合は、82%弱であるのに対し、耕地面積の割合は、13%強と相対的に低い水準となっている。

【表 2-1 立地地域の主な土地の利用状況】

指標 自治体名	面積(km ²)	耕地面積(km ²)				山林原野・雑種地その他合計(km ²)			
		田	畑	合計	割合	山林・原野	雑種地・その他	合計	割合
いわき市	1,231.13	72.44	42.69	115.13	9.35%	848.66	184.95	1,033.61	83.96%
原町市	198.49	30.33	12.62	42.95	21.64%	116.48	27.26	143.733	72.41%
相馬市	197.67	32.77	13.69	46.46	23.50%	86.08	53.18	139.259	70.45%
広野町	58.39	3.14	1.00	4.14	7.09%	21.17	31.44	52.609	90.10%
楢葉町	103.45	6.63	3.36	9.99	9.66%	80.08	9.80	89.87	86.87%
富岡町	68.47	9.43	3.07	12.50	18.26%	39.77	11.60	51.364	75.02%
川内村	197.38	4.65	4.62	9.27	4.70%	153.44	32.75	186.189	94.33%
大熊町	78.70	9.77	3.71	13.48	17.13%	26.87	34.68	61.552	78.21%
双葉町	51.40	8.15	2.62	10.77	20.95%	24.85	13.37	38.211	74.34%
浪江町	223.10	19.88	12.05	31.93	14.31%	166.24	19.02	185.256	83.04%
葛尾村	84.23	1.73	5.39	7.12	8.45%	72.28	1.42	73.69	87.49%
新地町	46.35	9.92	7.22	17.14	36.98%	12.78	11.43	24.205	52.22%
鹿島町	108.06	21.28	6.72	28.00	25.91%	36.05	40.63	76.673	70.95%
小高町	91.95	18.11	9.24	27.35	29.74%	46.92	13.52	60.447	65.74%
飯館村	230.13	14.01	11.05	25.06	10.89%	183.86	17.20	201.056	87.37%
都路村	125.37	4.61	7.29	11.90	9.49%	88.42	24.27	112.69	89.89%
立地地域計	3,094.27	266.85	146.34	413.19	13.35%	2,003.93	526.49	2,530.42	81.78%
福島県計	13,782.54	1,130.44	830.66	1,961.10	14.23%	7,435.64	3,826.97	11,262.61	81.72%

出所：「福島県統計年鑑 2003」

ii. 経済的条件
(交通網)

立地地域の鉄道網は、JR上野駅を起点とし「浜通り」を南北に縦貫して東京圏と仙台都市圏を結ぶJR常磐線を基幹路線としつつ、浜通りの中核市であるいわき市と中通りの中核市である郡山市とをJR磐越東線が東西に結んでいる。

道路網は、南北方向には平成 15 年度中に富岡町まで開通予定の常磐自動車道が基幹道路として東京圏と立地地域を結ぶとともに、国道 6 号、国道 399 号、主要地方道いわき浪江線、主要地方道相馬浪江線、一般県道広野小高線が立地地域を縦貫している。東西方向には、立地地域の北部を国道 113 号、国道 115 号、主要地方道原町川俣線が、中央部を国道 114 号、国道 288 号、国道 459 号、主要地方道小野富岡線等が、南部を東北横断自動車道いわき新潟線（磐越自動車道）（以下「磐越自動車道」という。）、国道 49 号、国道 289 号、主要地方道いわき石川線が横断しており、それぞれ幹線道路として重要な機能を果たしている。

このように立地地域では、鉄道網及び道路網が、東京圏又は仙台都市圏へ繋がる南北方向と、太平洋沿岸と阿武隈高地の東西方向への基幹線となっており、立地地域内及び立地地域と東京圏・仙台都市圏、中通り等の県内地域との人的物的交流手段となっている。

また、今後は、常磐自動車道の富岡以北への延伸により東京圏や仙台都市圏との南北軸の広域交流が更に促進され、福島空港へのアクセス道路をはじめ、立地地域内の幹線道路である国道道の整備促進による道路交通網の増強により、地域の経済的な一体性が高まることが期待されている。

(港湾)

立地地域には2つの重要港湾（小名浜港、相馬港）と3つの地方港湾（久之浜港、江名港、中之作港）がある。重要港湾小名浜港は、南東北の物流の拠点、さらには周辺地域に立地する広野火力発電所などの発電施設の燃料供給の中継港として利用されている。また、重要港湾相馬港は、相馬地域開発事業による相馬中核工業団地等の相双地域の流通拠点として利用されているほか、新地火力発電所の石炭輸入専用岸壁も存在する。このように立地地域内の重要港湾はそれぞれ広域的な物流拠点としての役割を果たす一方、発電所への燃料供給港として国のエネルギー施策の基盤を担うという側面も有している。

(産業)

立地地域の産業は、海・河川の水産資源に恵まれていることから、全域にわたり水産業が活発となっている。南北に連なる海岸線に砂浜地帯や断崖状の地形が多く分布し、入り江や内湾が少ないため、古くから漁船漁業が発達してきた。立地地域の面する太平洋沖は南からの黒潮と北からの親潮がぶつかりあう潮目の海となっており、カレイ・ヒラメ・ホッキ貝等の定着性魚介類のほか、サンマ、カツオなどの回遊性魚類等、100種類以上の魚介類が水揚げされるなど良好な漁場に恵まれている。

また、阿武隈高地から太平洋に流れ込む複数の河川でサケの放流と捕獲が盛んに行われている。サケの母川回帰本能を利用した人工ふ化放流事業は明治時代から始められており、立地地域内を流れる木戸川や請戸川、新田川等の11の河川で毎年約5,000万尾もの稚魚が放流されており、概ね放流した4年後に放流河川や立地地域沿岸で約40万尾が捕獲されている。

立地地域沿岸域で漁獲されるホッキ貝、サケの水揚げ量は、それぞれ全国2位と5位を占めるなど、全国的に見ても立地地域は水産資源に恵まれた地域である。

農業は、平地の割合が多い相馬市、鹿島町、原町市、小高町、いわき市などで、稲作を中心として生産が行われている。また、高地にかかる飯舘村、浪江町、葛尾村、都路村などで牛や鶏などの畜産が盛んである。

工業は、いわき市で電気機械・化学工業等が盛んであり、東北一の製造品出荷額を誇っており、その製造品出荷額は平成13年で福島県全体の19%を占めている。また、いわき市以外の立地地域では、原町市、相馬市を中心として電

気機械・化学工業をはじめ多様な業種が展開されているものの、いわき市を除く15市町村全体でも製造品出荷額は福島県全体の6.4%にとどまっている。

立地地域はいわき工業地区、相馬工業地区、双葉工業地区を有しており、輸送機械・化学・食品等の上場企業をはじめ、さまざまな業種の工場が立地している。また、海外企業の進出も見られ、外資比率が25%以上の外資系企業が、いわき市に2社、相馬市に1社立地している（平成15年2月末時点）。

立地地域には、いわき市平を中心とした広域型商圈と原町市、相馬市、富岡町、浪江町、いわき市常磐、いわき市小名浜、いわき市勿来を中心とする中規模の商圈が形成されている。

【表2-2 立地地域の産業動向】

	基準年/年度	単位	立地地域 合計/平均	福島県	福島県に 対する立 地地域の 比率
年間1人当たり市町村所得	平成12年度	千円	2,789	2,801	99.6%
総農家数	平成12年2月	戸	24,231	111,219	21.8%
農業粗生産額	平成12年	千万円	5,045	26,510	19.0%
米			2,232	11,120	20.1%
野菜・果実・花き			1,032	8,650	11.9%
畜産			1,482	5,210	28.4%
農家1戸当たり生産農業所得	平成12年	千円	843	939	89.7%
工業事務所数	平成13年	所	1,565	5,870	26.7%
製造品出荷額等	平成13年	百万円	1,372,366	5,373,391	25.5%
商店数	平成11年	店	8,230	32,031	25.7%
商業年間販売額	平成11年	百万円	1,292,650	5,483,641	23.6%

	いわき市	原町市	相馬市	広野町	楢葉町	富岡町	川内村	大熊町
年間1人当たり市町村所得	2,838	2,842	2,872	3,579	3,550	3,382	2,073	4,680
総農家数	9,255	2,135	1,950	417	751	746	426	688
農業粗生産額	1,262	481	534	37	87	234	180	209
米	611	266	286	24	52	76	33	78
野菜・果実・花き	402	120	112	4	9	19	8	46
畜産	210	67	124	7	23	134	101	82
農家1戸当たり生産農業所得	532	980	1,087	357	447	862	1,040	1,020
工業事務所数	889	182	129	24	30	21	9	18
製造品出荷額等	1,025,881	73,596	115,222	17,208	17,318	4,359	622	19,016
商店数	5,018	831	725	73	95	237	55	121
商業年間販売額	920,517	150,345	83,101	4,056	5,058	30,324	1,066	10,524

	双葉町	浪江町	葛尾村	新地町	鹿島町	小高町	飯舘村	都路村
年間1人当たり市町村所得	2,985	2,563	1,898	2,316	2,378	2,435	1,863	2,373
総農家数	622	1,701	309	914	1,353	1,283	1,141	540
農業粗生産額	95	392	135	203	280	299	391	226
米	63	156	13	80	198	161	100	35
野菜・果実・花き	22	48	5	78	43	62	43	11
畜産	5	166	91	34	31	65	203	139
農家1戸当たり生産農業所得	616	820	1,036	879	871	923	1,108	906
工業事務所数	19	69	5	31	60	43	25	11
製造品出荷額等	7,343	38,818	256	7,754	16,496	23,924	3,884	669
商店数	110	347	18	94	185	200	72	49
商業年間販売額	6,866	32,783	615	10,514	12,353	19,320	3,354	1,854

(注1) 農業粗生産額の内訳は公表値のみ計上

(注2) 市町村所得、生産農業所得は立地地域の合計値を市町村数で除したもの

出所：福島県統計年鑑2003年

iii. 社会的条件

福島県では明治32年6月の沼上発電所供用開始以来、1世紀以上に渡って国のエネルギー政策に協力し、水力、火力、原子力発電所の立地を積極的に受け入れてきており、特に太平洋に面する立地地域においては、火力・原子力発電所の立地に向けて対応してきた。

現在は、原子力発電所の建設に係る雇用は見られないが、建設準備・工事段階においては建設関係の雇用も立地地域全域から盛んに行われていた。立地地域における原子力発電所関連の雇用状況は表2-3のとおりである。

このように、原子力発電所の建設準備段階から保守点検に至るまで、発電所関係の就業は立地地域全体に及んでいる。立地地域からの雇用は、発電所関連の雇用全体の90.3%を占めている。

発電所名	広野町	楢葉町	富岡町	大熊町	双葉町	浪江町	川内村・葛尾村	都路村	小高町	相馬市・原町市	飯館村・鹿島町・新地町	いわき市	立地地域計	その他		合計
														県内	県外	
福島第一	112	251	915	1,025	681	953	96	36	257	477	62	529	5,394	83	485	5,962
福島第二	132	342	921	360	156	347	74	38	109	176	17	542	3,214	24	334	3,572
合計	244	593	1,836	1,385	837	1,300	170	74	366	653	79	1,071	8,608	107	819	9,534

【表2-3 発電所関係雇用状況調査一覧表】

(単位：人)

出所：東京電力株式会社調査（平成15年12月1日現在）

このほか、立地地域の住民は97.0%（平成12年度国勢調査報告）が立地地域内で就業しており、立地地域内で就業はほぼ完結している。

立地地域在住の高校生のうち99.3%が立地地域内の高等学校に通学している。また、立地地域内には人口の多いいわき市の県立高校のほか、原子力発電所所在自治体に二つの普通科高等学校と総合学科の高等学校があり、この三つの高等学校へは立地地域全域から毎日1,300名を超える高校生が通学している。

立地地域は、北部に国の重要無形民俗文化財である「相馬野馬追」、南部に日本三古泉の一つに数えられる「いわき湯本温泉」、海洋科学館「アクアマリンふくしま」などの文化・観光資源を有しているほか、2002年のワールドカップ・サッカー開催時に、アルゼンチン代表のキャンプ地にもなった「Jヴィレッジ」

などのスポーツ施設を有している。このように、立地地域では広域的に観光・レクリエーション資源を有しており、立地地域の交流の一助となっているとともに、地域全体の魅力向上に寄与している。今後は交通手段のさらなる整備も予想されることから、これらの資源の有機的結合を図ることにより立地地域が一体となり、福島県内のみならず東京圏や仙台都市圏などから多くの観光客・レクリエーション客を誘客するための取組みを強化する必要がある。

立地地域内には、県立大野病院、原町市立病院、いわき市立総合磐城共立病院などの中核的医療機関が存在し、原子力発電所の所在自治体をはじめとした立地地域の住民が幅広く利用している。いわき市立病院では全患者のうち立地地域の住民が98%を占めており（平成13年度実績）、原町市立病院でも入院患者の98.5%、外来患者の98.8%を立地地域住民が占めている（平成14年度上期実績）など、立地地域住民は概ね立地地域内の医療機関を利用している状況にある。

イ. 電源三法交付金制度の適用状況と地域振興施策の概要

i. 電源三法交付金制度の適用状況

立地地域においては、昭和49年から平成14年までに総額約1,354億円の電源三法交付金が交付されている（表2-4、交付金名称は平成15年4月現在）。

【表2-4 電源三法交付金の交付実績（昭和49年度～平成14年度）】（単位：百万円）

交付金・補助金名	立地地域計	その他		合計
		立地地域外 市町村	県	
電源立地促進対策交付金(昭和49年度～)	55,267	3,013	11,628	69,908
電源立地特別交付金(※1)				0
原子力発電施設等周辺地域交付金枠	42,925			42,925
電力移出県等交付金枠	23,210	6,963	14,414	44,587
電源地域産業育成支援補助金(昭和60年度～)	693			693
電源立地等初期対策交付金(※2)	1,189		2	1,191
原子力発電施設等立地地域長期発展対策交付金(平成9年度～)	9,017			9,017
水力発電施設周辺地域交付金(昭和56年度～)	835	7,451		8,286
放射線監視等交付金(昭和49年度～)	0		4,531	4,531
温排水等影響調査交付金(昭和49年度～平成8年度)	0		170	170
広報・安全対策交付金(昭和49年度～)	2,171	16	1,689	3,876
原子力発電施設等緊急時安全対策交付金(昭和55年度～)	0		1,979	1,979
その他の交付金				0
平成11年度放射線監視設備等臨時特別交付金	0		621	621
平成11年度原子力防災対策臨時特別交付金	152		98	250
原子力災害対策施設整備費交付金(平成11年度)	0		655	655
合計	135,459	17,443	35,787	188,689

※1 平成12年度に「原子力発電施設等周辺地域交付金（平成56年度～）」と「電力移出県等交付金（昭和56年度～）」を統合

※2 平成11年度に「重要電源等立地推進対策補助金（昭和57年度～）」と「要対策重要電源立地推進対策交付金（平成7年度～）」を統合

出所：福島県企画調整部

このうち、発電用施設周辺地域の公共用施設等の整備に最も寄与する電源立地促進対策交付金約553億円は、原子力発電所立地町を中心に交付され、町道整備、上水道の拡張、幼稚園や福祉センターなどの建設などに充てられている。

また、電源立地特別交付金のうち、原子力発電施設等周辺地域交付金枠は、平成14年までに約429億円が、原子力発電施設の周辺の地域の住民・企業などに対して給付金として給付されており、生活及び生産活動に寄与している。さらに、電源立地特別交付金のうち電力移出県等交付金枠は平成14年までに約232億円が交付され、発電所施設の周辺地域住民が通勤できる地域への企業導入、当該地域における産業の近代化及び発電用施設所在等市町村の住民の福祉の向上のための措置に充てられている。

その他、原子力発電施設等立地地域長期発展対策交付金は、平成14年までに約90億円交付されており、原子力発電施設等の所在市町村が行う企業導入・産業近代化事業、又は福祉対策事業に充てられている。

ii. 地域振興施策の概要

立地地域には、過疎地域自立促進特別措置法などの地域関連法の指定を受け、各種施策を展開している対象地域がある。

平成12年3月に制定された過疎地域自立促進特別措置法により過疎地域に指定されているのは川内村、葛尾村、飯舘村、都路村の4村である。これらの村では福島県過疎地域自立促進方針・計画（前期）及び村の過疎地域自立促進計画に基づき「連携と交流による自立的な地域の創造」を基本目標として施策が展開されている。

過疎地域自立促進特別措置法は、「人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与すること」を目的としており、平成12年4月1日から10年間の時限立法として施行されたものである。

さらに、山村振興法に基づき、いわき市、原町市、相馬市、広野町、楢葉町、大熊町、鹿島町、浪江町、川内村、飯舘村、葛尾村、都路村の12市町村で、振興山村の指定を受けている。山村振興法は、「国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等に重要な役割を担っている山村が産業基盤及び生活環境の整備等について他の地域に比較して低位にある実情にかんがみ、山村振興の目標を明らかにするとともに、山村振興に関する計画の作成及びこれに基づく事業の円滑な実施に関し必要な措置を講ずることにより、山村における経済力の培養と住民の福祉の向上を図り、併せて地域格差の是正と国民経済の発展に寄与すること」を目的としており、昭和40年に制定され平成13年12月に改正されている。当該地域では新山村振興計画または第五期山村振興計画が策定されており、山村の振興のために必要な事業が展開されている。

また、「特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年制定、平成12年5月改正）」（以下、「特定農山村法」という。）に基づき、特定農山村地域の指定を受けているのは、立地地域のうちいわき市、相馬市、広野町、楢葉町、大熊町、浪江町、川内村、飯舘村、葛尾村、都路村の10市町村である。特定農山村法は、「特定農山村地域について、地域における創意工夫を生かしつつ、農林業その他の事業の活性化のための基盤の整備を促進するための措置を講ずることにより、地域の特性に即した農林業その他の事業の振興を図り、もって豊かで住みよい農山村の育成に寄与すること」を目的とするものである。これらの地域では農林業等活性化基盤整備計画が策

定されており、農林業その他の事業の活性化を図るための措置の実施を促進する事業が展開されている。

ウ. 立地地域の社会経済的発展の方向の概要

i. 産業構造上の変化

立地地域では第一次産業のうち農業は、平野部においては稲作が中心となり、山間部においては、平野部に比べて畜産の割合が高い。また、恵まれた漁場を背景にいわき市や浪江町、相馬市を中心として水産業も盛んである。ただし、全国的な傾向と同様に、著しく第三次産業化が進んでいる。

中山間地域では、少子高齢化が進行している地域が多く、後継者不足や耕作放棄地が問題となっている。水産業については、国際規制の強化等により沖合遠洋漁業から沿岸漁業主体へと変化しており、沖合遠洋漁業主体の地域では水産業が衰退傾向にある。また、沿岸漁業においては漁業資源の減少や魚価低迷、従事者の高齢化等により経営体数が減少傾向にあり、厳しい状況におかれている。

第二次産業では、工業事務所数、製造品出荷額等において、いわき市が突出しており、工業集積度に地域間格差が生じている。しかしながら、長期の景気低迷により、立地地域全域で厳しい経営環境におかれている。

第三次産業では、いわき市、原町市及び相馬市を中心とした3つの商圏が形成されているが、やはりいわき市が突出している。小売業を取り巻く環境も厳しい状況が続いている。立地地域の北部の消費者には買回り品については仙台都市圏での購買行動が見られる。

ii. 地域の産業立地特性

立地地域の経済的な産業立地特性は以下の通りである。

■豊かな自然、歴史、伝統文化

立地地域は太平洋と阿武隈高地に挟まれ、山海の豊かな自然、美しい景観に恵まれており、気候の寒暖も少なく過ごしやすいという地域特性を有している。

また、相馬野馬追をはじめとする歴史、伝統文化などの地域資源にも恵まれている。

さらに、立地地域の沿岸は黒潮と親潮がぶつかりあう潮目の海となっており、良好な漁場に恵まれている。また、阿武隈高地から流れる河川を利用したサケの放流も盛んであり、ホッキ貝、ヒラメ、サケなどの魚介類は全国有数の水揚げ量を誇っている。

■Jヴィレッジをはじめとするスポーツ・レクリエーション施設

立地地域には、11面の天然芝フィールドや宿泊施設を備え、2002年のワールドカップ・サッカー開催時にアルゼンチン代表チームのキャンプ地ともなった、施設の質、規模ともに我が国トップレベルを誇るサッカーナショナルトレーニングセンター「Jヴィレッジ」をはじめ、主として周辺住民を対象とした各種スポーツ・レクリエーション施設が点在している。これらのスポーツ・レクリエーション施設を通じて、地域内外の交流が活発である。

■都市圏との近接性

立地地域は、東京圏と仙台都市圏の間に位置している。平成15年度中には、富岡町まで常磐自動車道が開通する予定であることから、東京圏とのアクセスが容易となる。今後は、常磐自動車道を中心とした道路網の整備がさらに進められることで、東京圏・仙台都市圏との近接性がさらに高まるため、地域資源を背景とした都市との広域交流が期待できる。

iii. 国及び県の総合計画等における位置づけ

■「21世紀の国土のグランドデザイン」（平成10年3月）及び「東北開発促進計画（第五次）」（平成11年3月）における位置づけ

21世紀の我が国の経済社会とそれを支える望ましい国土像を明らかにするために策定された「21世紀の国土のグランドデザイン」計画及び、今後の東北における社会資本、産業などを長期的に方向づける「東北開発促進計画（第五次）」で、当該地域は以下のように位置づけられている。

- ・ゆとりとゆたかさを実感できる多自然居住地域の創造
- ・常磐・東北中央自動車道の整備推進
- ・高齢化の進行に対応した医療・福祉の充実
- ・進みつつある高速交通体系の整備に伴う開発可能性の高まりを踏まえた広域的、総合的な開発構想の推進

■福島県新長期総合計画（平成12年12月）における位置づけ

平成13年度を初年度とし、平成22年度を目標年度とする福島県新長期総合計画「うつくしま21」は、本県の特長やこれからの時代認識を踏まえ、県づくりの理念や本県が目指す姿を明らかにしている。

20世紀においては、科学技術の急速な発展によりかつてない生活の快適さと利便性を獲得してきたが、その一方急速な成長の陰で個性やゆとり、あるいは

自然の大切さなどが見過ごされてきた。成熟の時代に向かいつつある今、本当の意味で人間が尊重される社会や、人と自然が共生できる社会を形成していく必要がある。

そこで福島県では、21世紀の「ふくしま」を「一人ひとりがその幸せをどこに求めるのか自ら決定できる社会」、つまり、ふくしまで活動する人々や団体が相互に対等な関係を広げながら躍動する社会、水平的な広がりを持ったネットワーク型社会を目指していくこととしている。

●基本目標

地球時代にはばたくネットワーク社会～ともにつくる美しいふくしま～

●21世紀の「ふくしま」のイメージ

- ・人 : 多様で主体性をもった個性が躍動し、その能力を十分発揮できる「ふくしま」
- ・暮らし : 暮らしの豊かさをより積極的に味わうことのできるゆとりある「ふくしま」
- ・産業 : 新しい時代にふさわしい創造的で活力ある産業が展開する「ふくしま」
- ・環境 : 自然と共生する地球にやさしい「ふくしま」
- ・地域 : 一人ひとりの積極的な参加で地域の個性を磨く、魅力あふれるふるさと「ふくしま」

●福島県新長期総合計画の「地域構想」における立地地域の位置づけ

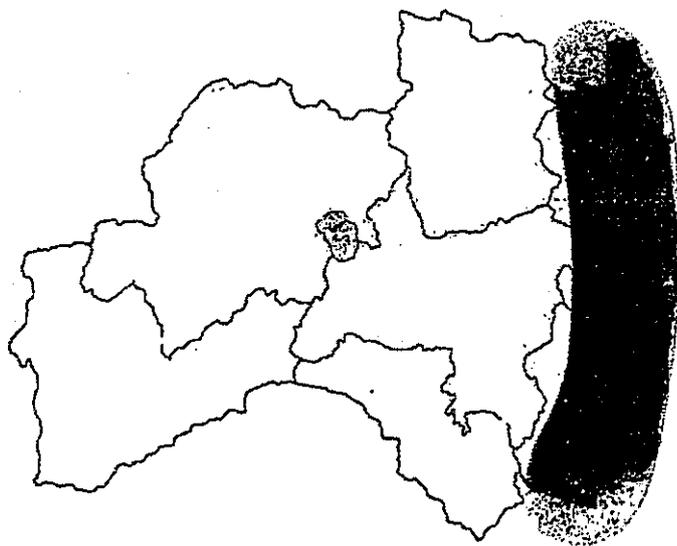
本県は全国第3位の広大な県土を有し、多様で変化に富んだ美しい自然と歴史・文化、産業などにおいてさまざまな特性を持った地域により構成される多極分散型のネットワーク社会を形成している。そこで、新長期総合計画は、7つの生活圏が相互に連携・機能補完しながら、広域的、重層的な視点から取り組む生活圏の主要な展開戦略を示しており、いわき・相双地域については「東日本沿岸中核都市ゾーン・大エネルギー一定住ゾーン」と位置づけている。

立地地域は、約160kmの海岸線、緑豊かな阿武隈高地など多様性に富んだ自然を有する気候温暖な地域であり、全国有数の電力供給地域と工業拠点地域を包括し、東京圏と仙台都市圏を結ぶ浜通り軸上に位置している。また、アクアマリンふくしまやJヴィレッジなどの特色ある広域交流拠点施設を有する地域でもある。

そこで、常磐自動車道と磐越自動車道との結節点上の位置と常磐自動車道延

伸のインパクトや、国際貿易港である重要港湾小名浜港、相馬港を有する優位性を生かすとともに、電源地域としての特性を生かし、立地地域内および茨城県北部地域との連携強化により、東日本沿岸部における中核都市圏の創出を図るとともに、首都圏等との多様な交流の拡大や産業の集積を進めることによって、定住・広域交流圏の創出を図ることとしている。

【図2-1 東日本沿岸中核都市ゾーン・大エネルギー定住ゾーン】



出典：福島県新長期総合計画（平成12年12月）

● 広域連携構想

立地地域を含む県内各地において、共有する地域資源や特性を生かし、共通の目的意識を育みながら、広域連携を通じて個性的で魅力あふれる広域的な地域づくりに取り組むとしている。ここでは、立地地域に関わる広域連携構想について概要を示す。

・ Fukushima沿岸域総合利用構想

太平洋に面する変化に富んだ約160kmの海岸線と、阿武隈地域の一部を含む沿岸域は、多様で豊かな自然や伝統文化などの資源を有している。また、常磐自動車道や重要港湾の整備が進められ、Jヴィレッジなどの広域交流拠点や、港湾等の物流拠点の整備も進展している。今後は、東北中央自動車道などの幹線道路網の整備や広域観光拠点の整備等により魅力ある地域づくりを進めるとともに、常磐自動車道の整備効果を活用した地域内外との広域的な連携・交流の促進を図る。

立地地域では、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、広野町、浪江町、川内村、葛尾村、いわき市、原町市、相馬市、新地町、鹿島町、小高町、飯館村の15市町村が該当する。

・ 21世紀FIT構想

福島、茨城、栃木3県の県際地域を中心とする地域は豊かな自然環境を有しているとともに、交通・物流施設、教育文化施設や交流拠点等の整備が進んでいる。この地域は、首都圏と東北圏の結節点に位置しており、東京から北海道に至る国土軸の形成に向けて、今後ますます重要な役割を担うことが期待されている。

このため、3県が協力し関係市町村、地域住民等の連携の下、地域それぞれの個性ある機能を積極的に育み、諸機能が相互に連携しあう一体的な交流圏「FITシンフォニー圏」の形成を目指す。具体的には、広域幹線道路の整備や、産業業務機能の集積、交流・レクリエーション拠点の整備等を促進し、21世紀にふさわしい豊かな生活が展開できるゆとりある空間の創出を図る。

立地地域では、いわき市が該当し、小名浜港の港湾機能や物流機能の整備促進、高速交通体系を生かした地域整備、海洋リゾート拠点の整備促進などによる、職・住・遊のバランスの取れた地域づくりを進めるアメニティライフゾーンとしての整備方向が示されている。

・南東北中枢広域都市圏構想

福島市、仙台市、山形市の3県都を中心とする広域的な地域は、高速交通体系や産業基盤の整備の進展等により、高次の生産機能が集積されているとともに、高等教育機関や商業・サービス業等の都市機能の集積が高まっており、東北地方の新たな発展を牽引する役割を担うことが期待されている。

このため、常磐自動車道の延伸や東北中央自動車道などの広域幹線道路の整備をはじめとする重点プロジェクトの促進を図るとともに、各都市及び周辺地域の連携と交流を促進し、相互の機能を補完・共有することにより、各地域の持つ特性・資質を十分に活用し、広域都市圏の形成を図る。

立地地域では、原町市、相馬市、新地町、鹿島町、小高町、飯舘村が該当する。

・阿武隈地域総合開発事業

阿武隈地域は、近年、福島空港や磐越自動車道などの高速交通体系や多様な余暇空間等の整備が進められ、東京から200km圏という地理的優位性に加え、豊かな自然に恵まれ、堅固で安定した地質構造からなる広大な丘陵地という好条件を有している。

このため、当地域の有する優れた自然条件を保全・活用するとともに、整備された高速交通体系やそれぞれの地域特性を生かしながら、周辺都市とも連携しつつ、生活環境の向上、企業誘致や産業の創出、多様な交流の展開を図れるよう、道路網や生活関連基盤等の整備を促進し、人に優しく自然と共生した地域の形成に努める。

立地地域では、川内村、都路村、葛尾村、飯舘村と、いわき市、原町市、相馬市、浪江町の一部が含まれる。

・いわき振興拠点地域構想

本構想は、いわき市を対象地域とし、海洋とエネルギーをテーマにした文化・交流機能、地域産業を育成するための研究開発機能、研修・学習機能の集積を図り、いわき地域を海洋とエネルギーに関する産業・技術・文化・交流の拠点として整備することを目的としている。これまで、「いわき・ら・ら・ミュウ」、「アクアマリンふくしま」、「いわき海浜自然の家」、「いわきゆったり館」などが整備され、今後は、中核的施設等の整備促進を図るとともに、それぞれの重点整備地区が相互に連携し、周辺地域を含めた広域的な振興拠点の形成を目指す。

●7つの地域の将来像

新長期総合計画は、地域づくりの基本目標を「一人ひとりの参加で個性を磨く、魅力あふれるふるさと「ふくしま」ー多極ネットワークの新たな展開ー」とし、『自然』『調和』『交流』を地域づくりの共通のキーワードとし、それぞれの地域個性を織り込み、7つの地域の将来像を表している。

・地域の将来像のキーワード：

『自然』～「美しいふくしまを彩る多様で豊かな自然」「自然との新しい関係」

『調和』～「地域の調和でともにつくる新しいふくしま」「人、暮らし、環境の調和」

『交流』～「多極交流圏」「交流により磨く個性」「地域魅力の創造」

立地地域の含まれる相双地域（県中地域に属する都路村を含む。）、いわき地域について、その将来像や基本的発展方向、主要な施策を示している。

○ 相双地域

相双地域では、将来像を「輝く自然と特色ある産業が調和したゆとりのある快適交流圏」とし、以下4つの基本的発展方向が掲げられている。

「人を育み暮らしにうるおいのある地域社会の形成」

「環境と調和した活力ある産業の形成」

「くらしや交流を支える社会基盤の形成」

「広域ネットワーク型生活圏の形成」

これらの基本的発展方向に基づき、相双地域で取組みを進める主な施策事業は以下の通りとなっている。

- ・原子力防災対策の強化を図るため情報提供体制の充実や緊急時医療体制の整備充実
- ・JR常磐線の複線化、スピードアップなど利便性向上の促進
- ・常磐自動車道の早期全線供用促進とインターチェンジへのアクセス道路の整備促進
- ・中通り地方との交流を進める道路網の整備促進
- ・東北中央自動車道の整備促進
- ・通年型施設園芸など温暖な気候を生かした農業の振興
- ・阿武隈山間地域においては畜産を中心に、野菜、花き、きのこ等による複合経営の確立

- ・資源管理型漁業や栽培漁業振興施設を核としたつくり育てる漁業の振興と水産物加工による高付加価値化の促進
- ・相馬中核工業団地等への企業誘致の促進と雇用機会の創出
- ・多様な地域資源を活用し、道の駅や物産館、保養施設など広域観光拠点の整備を促進
- ・Jヴィレッジを核に、スポーツ・レクリエーションや広域観光、グリーンツーリズム、ブルーツーリズムの定着拡大を促進
- ・相馬港の港湾機能の整備
- ・高度情報通信ネットワークの保健・医療・福祉分野や教育分野への活用事例をモデルとして、地域コミュニティの機能向上や域外との積極的な交流を促進
- ・テレビ、ラジオの難視聴地域において、共同受信施設の整備促進
- ・阿武隈地域総合開発事業を推進し、道路網や上下水道施設など生活基盤の整備を進めるとともに、地域資源を生かした都市農村交流を促進
- ・安定的な水の供給を確保するため、広域的な水資源の活用の検討

○ いわき地域

いわき地域では将来像を「多彩な自然と快適な暮らし、活力ある産業が調和した海洋文化交流圏」とし、以下4つの基本的発展方向が掲げられている。

「高次都市機能の集積による中核都市圏の形成」

「豊かな自然環境と調和した多彩で魅力ある生活圏の形成」

「活力ある高度な産業構造の形成」

「多様な地域資源を生かした広域交流圏の形成」

これらの基本的発展方向に基づき、いわき地域で取組みを進める主な施策事業は以下の通りとなっている。

- ・温暖な気候と高速交通体系や都市近郊の立地を生かした農業の振興
- ・資源管理型漁業やつくり育てる漁業の振興と水産物加工による高付加価値化の促進
- ・いわき四倉中核工業団地の整備と企業誘致の促進
- ・高等教育機関や民間企業の集積を生かし、産学官連携による共同研究等を促進
- ・首都圏との近接性や高速交通体系、観光資源などを生かし、コンベンション機能を整備充実

- ・観光と連携した農林水産業の振興など交流型産業と多様な就業機会の創出を促進
- ・いわき駅前において快適で利便性の高い中心市街地を形成
- ・広域交流および物流の拠点となる小名浜港と流通業務拠点の整備
- ・ふくしま沿岸域総合利用構想を推進し、相双地域との連携を図りながら魅力ある地域づくりを促進
- ・海洋とエネルギーに関する技術、文化及び交流等の特色ある機能の集積を図り、広域的な振興拠点を形成するいわき『海洋&エネルギー』交流拠点構想（振興拠点地域基本構想）を促進

■広域市町村圏計画

●双葉地方広域市町村圏計画（平成13年3月策定）

平成13年度から平成22年度を計画期間とする第四次双葉地方広域市町村圏計画は「海と緑のハーモニーふたば」を将来像として、将来にわたり「豊かな自然」に親しめる環境を守り広げながら、圏域の多彩な可能性を高め、誰もが安心して生活できる広域圏づくりを目指した施策が掲げられている。

基本方向	施策の方向
共有する美しい環境の保全と創造 －ふたば共有環境圏－	資源循環型広域圏の形成 自然・文化・歴史を共有する広域圏の形成 クリーンエネルギー広域圏の形成
住み続ける生活環境の整備 －ふたば助け合い生活圏－	安心できる医療・福祉・保健の整備 非常時・緊急時の安全性確保 水資源の維持・確保
選択性の高い活動領域の整備 －ふたば自由活動圏－	文化・スポーツ・学習分野のネットワーク形成 スポーツを通じた地域づくり 高等教育機関の整備
地域の資源を生かした多彩な活力形成 －ふたば多彩活力圏－	交流による産業展開 担い手育成と地域産業の展開 地域特性を生かした産業振興
交流の基盤と方法の確立 －ふたば交流ネットワーク圏－	交通ネットワークの整備 浜街道の整備 情報通信ネットワークの整備
計画の実現へ向けて －多彩な主体の連携－	広域行政主体の確立 多様な主体の支援・連携

●相馬地方広域市町村圏計画（平成13年3月策定）

平成13年度から平成22年度を計画期間とする第4次相馬地方広域市町村圏計画は、本圏域の自然と歴史、社会的特性を生かした個性豊かな地域づくりを図ることを目的として、将来像を「うみとみどりが輝き活力あふれる そうまの里」とするとともに、5つの基本施策と3つの圏域づくりの戦略、および7つの重点プロジェクトが掲げられている。

・5つの基本施策

- 水と緑に包まれた快適生活圏づくり
- 安全で利便性の高い定住圏づくり
- 創造性豊かな生涯学習圏づくり
- 思いやりあふれる健康福祉圏づくり
- 活力ある産業圏づくり

・3つの圏域づくりの戦略、7つの重点プロジェクト

圏域づくりの戦略	重点プロジェクト
・行政間・住民間の広域ネットワークづくりの推進	・行政間広域ネットワークづくりの推進 ・住民間広域ネットワークづくりの推進
・緊急性の高い福祉・環境衛生分野の広域事業の展開	・高齢者保健福祉サービスの広域的展開 ・廃棄物処理の広域的实施体制の確立 ・広域行政組織の拡充・統合化の推進
・高速交通体系の整備促進を活かした産業振興事業の広域的展開	・産業活性化支援事業の広域的展開 ・広域観光交流事業の推進

②人口及び産業の推移と動向

ア. 年齢階層別、男女別等の人口の推移

立地地域を構成する3市9町4村の総人口（平成12年国勢調査報告）は570,218人であり（表2-5）、福島県の人口の26.8%を占めている。立地地域の中ではいわき市に人口が集中しており、いわき市の人口は立地地域の63.2%を占める。

立地地域の各市町村における平成12年国勢調査時人口は、広野町、富岡町、大熊町など一部で微増も見られるものの、平成7年調査と比較して概ね減少傾向にある。特に川内村では▲10.9%と大きな減少が見られる。

【表 2-5 立地地域の人口の推移】

(単位：人)

	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成14年 (参考)
いわき市	330,213	342,074	350,569	355,812	360,598	360,138	363,526
原町市	43,483	46,052	48,411	49,055	50,087	48,750	48,211
相馬市	37,551	38,332	39,346	39,134	39,449	38,842	39,332
広野町	4,796	5,335	5,323	5,591	5,767	5,813	5,911
楢葉町	7,884	8,366	8,422	8,322	8,476	8,380	8,658
富岡町	12,770	14,941	15,895	15,861	16,033	16,173	16,083
川内村	4,308	4,132	4,020	3,933	3,797	3,384	3,477
大熊町	8,190	9,296	9,988	10,304	10,656	10,803	10,827
双葉町	7,602	8,017	8,219	8,182	7,990	7,647	7,639
浪江町	21,523	22,601	23,595	23,515	23,245	22,609	23,210
葛尾村	2,174	1,992	2,012	1,866	1,831	1,736	1,775
新地町	8,617	8,704	8,876	8,904	9,093	9,017	9,036
鹿島町	13,583	13,637	13,933	13,606	13,562	12,740	12,788
小高町	14,336	14,607	14,795	14,592	14,211	13,756	13,776
飯館村	8,438	8,331	8,206	7,920	7,586	7,093	7,354
都路村	4,092	3,912	3,777	3,552	3,416	3,337	3,373
立地地域計	529,560	550,329	565,387	570,149	575,797	570,218	574,976
福島県計	1,970,616	2,035,272	2,080,304	2,104,058	2,133,592	2,126,935	2,128,309

出所：国勢調査報告（平成14年を除く）及び住民基本台帳人口要覧（平成14年）

【表 2-6 立地地域の人口の増加率】

(単位：%)

	昭和55年/ 昭和50年	昭和60年/ 昭和55年	平成2年/ 昭和60年	平成7年/ 平成2年	平成12年/ 平成7年
いわき市	3.6	2.5	1.5	1.3	△ 0.1
原町市	5.9	5.1	1.3	2.1	△ 2.7
相馬市	2.1	2.6	△ 0.5	0.8	△ 1.5
広野町	11.2	△ 0.2	5.0	3.1	0.8
楢葉町	6.1	0.7	△ 1.2	1.9	△ 1.1
富岡町	17.0	6.4	△ 0.2	1.1	0.9
川内村	△ 4.1	△ 2.7	△ 2.2	△ 3.5	△ 10.9
大熊町	13.5	7.4	3.1	3.4	1.4
双葉町	5.5	2.5	△ 0.5	△ 2.3	△ 4.3
浪江町	5.0	4.4	△ 0.3	△ 1.1	△ 2.7
葛尾村	△ 8.4	1.0	△ 7.3	△ 1.9	△ 5.2
新地町	1.0	2.0	0.3	2.1	△ 0.8
鹿島町	0.4	2.2	△ 2.3	△ 0.3	△ 6.1
小高町	1.9	1.3	△ 1.4	△ 2.6	△ 3.2
飯館村	△ 1.3	△ 1.5	△ 3.5	△ 4.2	△ 6.5
都路村	△ 4.4	△ 3.5	△ 6.0	△ 3.8	△ 2.3
立地地域計	3.9	2.7	0.8	1.0	△ 1.0
福島県計	3.3	2.2	1.1	1.4	△ 0.3

出所：国勢調査報告を基に作成

【表 2-7 立地地域の年齢別人口の推移】

(単位:人;%)

		昭和55年		昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年	
いわき市	年少人口	79,394	23.2	76,489	21.8	68,759	19.3	62,427	17.3	57,205	15.9
	生産年齢人口	229,085	67.0	233,300	66.5	236,670	66.5	236,981	65.7	232,101	64.5
	老年人口	33,594	9.8	40,780	11.6	50,266	14.1	61,032	16.9	70,745	19.6
原町市	年少人口	11,290	24.5	11,481	23.7	10,066	20.5	8,742	17.5	7,439	15.3
	生産年齢人口	30,337	65.9	31,527	65.1	32,189	65.6	32,949	65.8	31,178	64.0
	老年人口	4,425	9.6	5,403	11.2	6,709	13.7	8,396	16.8	9,907	20.3
相馬市	年少人口	8,871	23.1	8,823	22.4	7,861	20.1	7,062	17.9	6,161	15.9
	生産年齢人口	25,109	65.5	25,438	64.7	25,175	64.3	24,990	63.3	24,186	62.3
	老年人口	4,352	11.4	5,085	12.9	6,092	15.6	7,397	18.8	8,495	21.9
広野町	年少人口	1,179	22.1	1,235	23.2	1,192	21.3	1,121	19.4	1,022	17.6
	生産年齢人口	3,590	67.3	3,407	64.0	3,477	62.2	3,575	62.0	3,593	61.8
	老年人口	566	10.6	681	12.8	922	16.5	1,071	18.6	1,198	20.6
楢葉町	年少人口	1,816	21.7	1,844	21.9	1,743	20.9	1,604	18.9	1,476	17.6
	生産年齢人口	5,541	66.2	5,437	64.6	5,232	62.9	5,230	61.7	5,073	60.5
	老年人口	1,009	12.1	1,141	13.5	1,347	16.2	1,642	19.4	1,831	21.8
富岡町	年少人口	3,594	24.1	3,948	24.8	3,579	22.6	3,153	19.7	2,824	17.5
	生産年齢人口	10,016	67.0	10,378	65.3	10,285	64.8	10,411	64.9	10,438	64.5
	老年人口	1,331	8.9	1,569	9.9	1,997	12.6	2,469	15.4	2,911	18.0
川内村	年少人口	910	22.0	837	20.8	778	19.8	635	16.7	475	14.0
	生産年齢人口	2,652	64.2	2,537	63.1	2,407	61.2	2,283	60.1	1,895	56.0
	老年人口	570	13.8	646	16.1	748	19.0	879	23.1	1,014	30.0
大熊町	年少人口	2,087	22.5	2,443	24.5	2,391	23.2	2,145	20.1	1,927	17.8
	生産年齢人口	6,299	67.8	6,433	64.4	6,520	63.3	6,769	63.5	6,835	63.3
	老年人口	910	9.8	1,106	11.1	1,393	13.5	1,742	16.3	2,041	18.9
双葉町	年少人口	1,802	22.5	1,840	22.4	1,806	22.1	1,542	19.3	1,222	16.0
	生産年齢人口	5,304	66.2	5,352	65.1	5,153	63.0	4,902	61.4	4,736	61.9
	老年人口	911	11.4	1,027	12.5	1,223	14.9	1,546	19.3	1,689	22.1
浪江町	年少人口	5,248	23.2	5,563	23.6	5,083	21.6	4,489	19.3	3,710	16.4
	生産年齢人口	14,858	65.7	15,039	63.7	14,882	63.3	14,420	62.0	13,981	61.8
	老年人口	2,495	11.0	2,993	12.7	3,550	15.1	4,336	18.7	4,915	21.7
葛尾村	年少人口	467	23.4	463	23.0	421	22.6	370	20.2	274	15.8
	生産年齢人口	1,264	63.5	1,256	62.4	1,091	58.5	1,015	55.4	952	54.8
	老年人口	261	13.1	293	14.6	354	19.0	446	24.4	510	29.4
新地町	年少人口	1,898	21.8	1,994	22.5	1,767	19.8	1,618	17.8	1,392	15.4
	生産年齢人口	5,636	64.8	5,497	61.9	5,522	62.0	5,557	61.1	5,535	61.4
	老年人口	1,170	13.4	1,385	15.6	1,615	18.1	1,918	21.1	2,090	23.2
鹿島町	年少人口	3,153	23.1	3,181	22.8	2,720	20.0	2,257	16.6	1,815	14.2
	生産年齢人口	8,753	64.2	8,769	62.9	8,534	62.7	8,446	62.3	7,755	60.9
	老年人口	1,731	12.7	1,983	14.2	2,352	17.3	2,859	21.1	3,170	24.9
小高町	年少人口	3,252	22.3	3,340	22.6	3,024	20.7	2,513	17.7	2,107	15.3
	生産年齢人口	9,479	64.9	9,363	63.3	9,116	62.5	8,747	61.6	8,275	60.2
	老年人口	1,876	12.8	2,092	14.1	2,452	16.8	2,951	20.8	3,374	24.5
飯館村	年少人口	1,934	23.2	1,974	24.1	1,847	23.3	1,506	19.9	1,175	16.6
	生産年齢人口	5,474	65.7	5,166	63.0	4,832	61.0	4,546	59.9	4,130	58.2
	老年人口	923	11.1	1,066	13.0	1,241	15.7	1,534	20.2	1,788	25.2
都路村	年少人口	941	24.1	865	22.9	765	21.5	639	18.7	493	14.8
	生産年齢人口	2,499	63.9	2,400	63.5	2,165	61.0	1,942	56.9	1,890	56.6
	老年人口	472	12.1	512	13.6	622	17.5	835	24.4	954	28.6
立地地域計	年少人口	127,836	23.2	126,320	22.3	113,802	20.0	101,823	17.7	90,717	15.9
	生産年齢人口	365,896	66.5	371,299	65.7	373,250	65.5	372,763	64.8	362,553	63.6
	老年人口	56,596	10.3	67,762	12.0	82,883	14.5	101,053	17.6	116,632	20.5
福島県	年少人口	466,840	22.9	460,767	22.1	422,064	20.1	381,511	17.9	341,038	16.0
	生産年齢人口	1,355,601	66.6	1,371,556	65.9	1,377,857	65.5	1,380,208	64.7	1,353,500	63.7
	老年人口	212,704	10.5	247,947	11.9	301,552	14.3	371,572	17.4	431,797	20.3

出所：国勢調査報告

年齢別人口を見ると、各市町村ともに高齢化が進行中である。立地地域全体では、平成12年の年少人口が15.9%（福島県全体で16.0%）、生産年齢人口が63.6%（福島県全体で63.7%）、老年人口が20.5%（福島県全体で20.3%）で、福島県全体とはほぼ同水準の高齢化率となっている。ただし立地地域の市町村別に見ると、川内村の老年人口が30.0%、葛尾村で29.4%、都路村で28.6%、飯館村で25.2%であり、山間部での高齢化の進行が著しい。

【表2-8 立地地域人口の将来見通し】

（単位：人）

		実績					推計
		昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成22年
立地地域計		550,329	565,387	570,149	575,797	569,902	544,965
年齢別	年少人口	127,836	126,320	113,802	101,823	90,717	76,794
	生産年齢人口	365,896	371,299	373,250	372,763	362,553	337,161
	老年人口	56,596	67,762	82,883	101,053	116,632	131,010
性別	男	267,662	274,722	277,401	281,746	278,434	265,162
	女	282,667	290,665	292,748	294,051	291,784	279,811
福島県計		2,035,145	2,080,270	2,101,473	2,133,291	2,126,935	2,062,572
年齢別	年少人口	466,840	460,767	422,064	381,511	341,038	291,258
	生産年齢人口	1,355,601	1,371,556	1,377,857	1,380,208	1,353,500	1,287,840
	老年人口	212,704	247,947	301,552	371,572	431,797	483,474
性別	男	990,575	1,012,456	1,024,354	1,042,030	1,037,787	1,005,191
	女	1,044,697	1,067,848	1,079,704	1,091,562	1,089,148	1,057,381

（注）合計値には年齢不詳者を含む。

出所：国勢調査報告および市町村別将来人口推計

（平成14年3月財団法人統計情報研究開発センター）

人口の将来見通しは、平成22年の立地地域全体の人口は平成12年と比較して▲4.4%とさらに減少する見通しである。福島県全体の人口減少率の見通し（▲3.0%）よりも大きな減少が予測されている。

年齢別人口では、平成22年の年少人口が14.1%（福島県全体で14.1%）、生産年齢人口が61.9%（福島県全体で62.4%）、老年人口が24.0%（福島県全体で23.4%）と、高齢化のさらなる進行が予測されている。なお、平成22年においては、川内村の老年人口は36.0%に達する見通しとなっている。

イ. 産業構造、各産業別の現況

立地地域における産業別人口（平成12年）は、第一次産業が7.2%（福島県全体で9.6%）、第二次産業が36.7%（福島県全体で34.7%）、第三次産業が56.2%（福島県全体で55.2%）と、第二次、第三次産業の割合が福島県全体に比べやや高い。

【表 2-9 立地地域就業人口の産業別推移】

(単位：人；%)

		昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年
立地地域計		265,928	270,939	277,665	284,738	274,122
産業別	第一次産業	43,953 16.5	38,494 14.2	28,844 10.4	22,513 7.9	19,608 7.2
	第二次産業	95,952 36.1	100,253 37.0	110,281 39.7	110,057 38.7	100,529 36.7
	第三次産業	126,023 47.4	132,192 48.8	138,540 49.9	152,168 53.4	153,985 56.2

福島県 計		1,026,579	1,045,515	1,066,746	1,085,612	1,056,466
産業別	第一次産業	227,744 22.2	197,085 18.9	151,443 14.2	117,560 10.8	102,115 9.6
	第二次産業	330,978 32.2	359,554 34.4	392,124 36.8	392,816 36.1	368,425 34.7
	第三次産業	467,857 45.6	488,876 46.8	523,179 49.0	575,236 52.9	585,926 55.2

(注) 端数処理等の関係で各産業の割合が100にならない場合がある。
出所：国勢調査報告

市町村別で見ても、概ね第一次産業人口の割合が減少し、第三次産業人口の割合が増加している。

各市町村で産業構成は異なっており、葛尾村の第一次産業人口が38.4%、飯館村が31.8%、都路村が31.5%、川内村が20.2%である。このように、山間部では第一次産業人口の割合が高くなっており、第三次産業人口の割合は、相対的に低くなっている。

また、いわき市、広野町では第一次産業の割合が5%未満であり、その分第三次産業の割合が高い。

【表 2-10 市町村別産業構造の推移】

(単位：人；%)

		昭和55年		昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年	
いわき市	第一次産業	16,588	10.4	14,207	8.7	10,854	6.4	8,680	4.9	7,403	4.4
	第二次産業	58,889	36.8	62,054	37.9	67,312	39.6	66,327	37.8	60,936	36.0
	第三次産業	84,332	52.8	87,527	53.4	91,861	54.0	100,317	57.2	100,810	59.5
原町市	第一次産業	3,890	16.9	3,241	13.8	2,450	10.1	1,888	7.3	1,599	6.6
	第二次産業	8,231	35.9	8,994	38.2	9,976	41.0	10,635	41.3	8,879	36.6
	第三次産業	10,838	47.2	11,291	47.9	11,895	48.8	13,206	51.3	13,694	56.4
相馬市	第一次産業	4,857	25.6	4,528	23.0	3,496	17.4	2,784	13.7	2,546	12.8
	第二次産業	5,987	31.5	6,621	33.6	7,555	37.5	7,407	36.4	7,269	36.7
	第三次産業	8,145	42.9	8,563	43.4	9,088	45.1	10,130	49.8	9,989	50.4
広野町	第一次産業	504	18.7	433	16.4	245	8.9	185	6.6	139	4.9
	第二次産業	972	36.0	945	35.8	1,048	38.1	1,092	38.8	1,039	37.0
	第三次産業	1,222	45.3	1,260	47.7	1,456	53.0	1,536	54.6	1,632	58.1
楢葉町	第一次産業	876	20.2	752	17.8	555	13.2	442	10.3	302	7.4
	第二次産業	1,959	45.1	1,737	41.1	1,859	44.1	1,853	43.2	1,654	40.4
	第三次産業	1,511	34.8	1,735	41.0	1,798	42.7	1,983	46.2	2,136	52.1
富岡町	第一次産業	1,073	14.4	906	11.7	761	9.7	580	7.3	527	6.5
	第二次産業	3,023	40.5	2,839	36.7	3,011	38.3	2,653	33.2	2,816	34.5
	第三次産業	3,367	45.1	3,981	51.4	4,081	52.0	4,762	59.5	4,803	58.8
川内村	第一次産業	802	36.4	855	38.5	639	29.7	501	23.6	340	20.2
	第二次産業	781	35.4	739	33.3	831	38.7	919	43.2	711	42.3
	第三次産業	623	28.2	623	28.1	678	31.6	706	33.2	631	37.5
大熊町	第一次産業	1,090	22.3	939	19.4	780	15.8	588	11.2	455	8.8
	第二次産業	1,590	32.6	1,473	30.4	1,730	35.1	1,883	36.0	1,731	33.6
	第三次産業	2,202	45.1	2,437	50.3	2,424	49.1	2,764	52.8	2,959	57.4
双葉町	第一次産業	993	24.0	794	19.8	586	15.0	473	12.1	367	10.0
	第二次産業	1,416	34.3	1,241	30.9	1,307	33.4	1,249	32.0	1,105	30.2
	第三次産業	1,722	41.7	1,978	49.2	2,021	51.6	2,184	55.9	2,180	59.6
浪江町	第一次産業	3,110	27.3	2,712	23.5	2,117	18.2	1,621	14.1	1,340	12.1
	第二次産業	3,988	35.0	3,989	34.6	4,608	39.7	4,725	41.2	4,377	39.4
	第三次産業	4,281	37.6	4,842	41.9	4,874	42.0	5,123	44.7	5,381	48.4
葛尾村	第一次産業	710	60.7	708	61.2	487	48.4	398	41.7	349	38.4
	第二次産業	237	20.3	217	18.8	297	29.5	318	33.3	305	33.5
	第三次産業	222	19.0	228	19.7	222	22.1	239	25.0	256	28.1
新地町	第一次産業	1,557	34.8	1,321	30.0	932	21.1	776	16.9	774	16.9
	第二次産業	1,627	36.3	1,700	38.6	1,959	44.4	1,944	42.2	1,829	39.9
	第三次産業	1,296	28.9	1,377	31.3	1,526	34.5	1,879	40.8	1,977	43.1
鹿島町	第一次産業	2,069	29.3	1,707	24.4	1,167	17.1	778	11.1	755	11.8
	第二次産業	2,548	36.0	2,722	39.0	3,113	45.5	3,277	47.0	2,669	41.6
	第三次産業	2,454	34.7	2,546	36.5	2,557	37.4	2,916	41.8	2,990	46.6
小高町	第一次産業	2,288	30.0	2,003	26.3	1,327	18.1	1,019	14.1	937	13.6
	第二次産業	2,802	36.8	3,055	40.1	3,303	45.0	3,299	45.8	2,992	43.5
	第三次産業	2,530	33.2	2,549	33.5	2,689	36.6	2,883	40.0	2,948	42.9
飯館村	第一次産業	2,474	53.8	2,317	51.6	1,682	39.7	1,266	31.5	1,196	31.8
	第二次産業	1,299	28.2	1,380	30.7	1,678	39.6	1,798	44.7	1,608	42.7
	第三次産業	827	18.0	791	17.6	876	20.7	954	23.7	958	25.5
都路村	第一次産業	1,072	50.4	1,071	51.4	766	39.2	534	29.7	579	31.5
	第二次産業	603	28.4	547	26.3	694	35.5	678	37.7	609	33.2
	第三次産業	451	21.2	464	22.3	494	25.3	586	32.6	641	34.9
立地 地域計	第一次産業	43,953	16.5	38,494	14.2	28,844	10.4	22,513	7.9	19,608	7.2
	第二次産業	95,952	36.1	100,253	37.0	110,281	39.7	110,057	38.7	100,529	36.7
	第三次産業	126,023	47.4	132,192	48.8	138,540	49.9	152,168	53.4	153,985	56.2
福島県	第一次産業	227,744	22.2	197,085	18.8	151,443	14.2	117,560	10.8	102,115	9.6
	第二次産業	330,978	32.2	359,554	34.4	392,124	36.7	392,816	36.1	368,425	34.7
	第三次産業	467,857	45.6	488,876	46.7	523,179	49.0	575,236	52.9	585,926	55.2

(注) 端数処理等の関係で各産業の割合が100%にならない場合がある。

出所：国勢調査報告

③ 立地地域各市町村の行財政状況

ア. 行財政、施設整備水準等の現況

立地地域各市町村の財政状況を見ると、実質収支及び標準財政規模ではいわき市が突出している。ただし、財政力指数を見ると、大熊町が最も高く(1.690)、次いで新地町(1.380)、広野町(1.129)、楢葉町(1.071)、富岡町(1.009)となっており、発電所立地地域を中心として高水準にある。

なお、過疎地域の指定を受けている川内村、葛尾村、飯館村、都路村では、財政力指数が0.1~0.2と低水準である。

公債費比率についても、原子力発電施設が4基立地している大熊町では、非常に低水準となっている。

【表2-11 市町村財政状況】

	いわき市	原町市	相馬市	広野町	楢葉町	富岡町	川内村	大熊町
歳入総額(百万円)	129,847	22,083	14,548	4,044	6,108	8,187	3,092	6,479
歳出総額(百万円)	125,843	21,338	14,095	3,829	5,821	7,988	2,925	6,267
実質収支(百万円)	2,147	398	403	211	185	185	80	176
標準財政規模(百万円)	74,846	11,275	9,337	2,461	3,236	4,322	1,836	5,342
財政力指数	0.635	0.909	0.486	1.129	1.071	1.009	0.203	1.690
経常収支比率(%)	73.2	79.6	79.2	67.0	74.5	79.3	78.7	46.9
公債費比率(%)	13.1	11.5	12.4	7.0	9.1	13.9	12.0	2.7

	双葉町	浪江町	葛尾村	新地町	鹿島町	小高町	飯館村	都路村
歳入総額(百万円)	5,186	8,917	2,330	6,217	5,272	4,871	4,959	2,962
歳出総額(百万円)	4,965	8,641	2,274	5,724	5,165	4,777	4,718	2,953
実質収支(百万円)	186	222	56	154	104	63	179	8
標準財政規模(百万円)	2,805	5,665	1,081	3,819	3,647	3,654	2,899	1,689
財政力指数	0.708	0.385	0.116	1.380	0.384	0.411	0.182	0.163
経常収支比率(%)	78.8	73.2	83.4	61.1	70.9	70.2	76.5	84.0
公債費比率(%)	18.6	12.8	12.5	8.6	10.0	12.8	11.2	19.4

	県内市町村計
歳入総額(百万円)	853,517
歳出総額(百万円)	826,366
実質収支(百万円)	19,911
標準財政規模(百万円)	529,308
財政力指数	0.381
経常収支比率(%)	78.1
公債費比率(%)	14.0

(注) 財政力指数は平成11年度から平成13年度の3年度の平均値である。

出所：平成13年度 市町村財政年報

【表 2-12 施設整備状況】

	基準年月日	単位	福島県
道路改良率	平成14年4月1日	%	50.6
道路舗装率	平成14年4月1日	%	59.0
医療施設(病院・診療所)	平成14年3月31日	箇所	2,391
		10万人当たり箇所	112.3
ごみ処理実施率	平成14年3月31日	%	91.4
し尿衛生処理率	平成14年3月31日	%	99.3
上水道普及率	平成14年3月31日	%	90.3
下水道普及率	平成14年3月31日	%	42.1
公民館	平成14年3月31日	箇所	421
		10万人当たり箇所	19.8
集会施設	平成14年3月31日	箇所	3,977.0
		10万人当たり箇所	186.9

	いわき市	原町市	相馬市	広野町	楢葉町	富岡町	川内村	大熊町
道路改良率	54.8	60.0	58.7	63.3	69.4	77.1	55.4	83.5
道路舗装率	64.8	66.8	56.4	80.5	70.8	90.4	69.2	91.6
医療施設(病院・診療所)	466	55	39	9	4	16	1	7
	128.2	114.1	99.2	152.3	46.2	99.5	28.8	64.7
ごみ処理実施率	100.0	85.9	97.4	93.8	89.5	89.6	79.7	78.4
し尿衛生処理率	100.0	96.9	99.5	99.9	99.5	99.5	93.9	92.9
上水道普及率	94.8	98.4	96.8	97.4	97.5	96.8	-	99.2
下水道普及率	49.5	61.2	50.0	76.1	32.8	57.2	32.7	46.6
公民館	35	7	9	1	1	2	1	1
	9.6	14.5	22.9	16.9	11.6	12.4	28.8	9.2
集会施設	368	40	39	26	37	54	38	34
	101.2	83.0	99.2	439.9	427.4	335.8	1,092.9	314.0

	双葉町	浪江町	葛尾村	新地町	鹿島町	小高町	飯館村	都路村
道路改良率	58.1	26.6	55.2	72.2	26.9	54.7	66.3	71.4
道路舗装率	63.1	52.3	57.0	68.7	43.5	57.3	66.3	71.0
医療施設(病院・診療所)	10	21	2	4	11	13	3	2
	130.9	90.5	112.7	44.3	86.0	94.4	40.8	59.3
ごみ処理実施率	84.5	92.5	26.6	100.0	73.9	100.0	41.6	40.9
し尿衛生処理率	100.0	97.8	79.9	100.0	99.7	100.0	96.3	99.2
上水道普及率	97.8	86.4	17.2	93.1	96.9	46.2	56.5	20.4
下水道普及率	67.3	25.8	-	33.6	36.6	16.8	11.0	-
公民館	1	6	1	2	1	-	2	2
	13.1	25.9	56.3	22.1	7.8	-	27.2	59.3
集会施設	63	29	11	23	10	26	37	53
	824.7	124.9	619.7	254.5	78.2	188.7	503.1	1,571.3

(注) 10万人当たり箇所は住民基本台帳人口要覧(平成14年)の人口をベースとしている。

出所:平成13年度 市町村財政年報

道路改良率・舗装率は、大熊町、富岡町で高い反面、浪江町、鹿島町で比較的低水準となっている。また、ごみ処理実施率、下水道普及率は山間部では低い。さらに、上水道普及率も葛尾村、都路村で約2割と低水準である。

また、人口10万人当たりの医療施設数が、楢葉町、川内村、新地町、飯館村で比較的少ない状態である。

④立地地域各市町村の総合計画の概要

立地地域の各市町村の総合計画における将来像及び基本方向、施策内容等は次の通りである。

ア. 楢葉町

名 称	楢葉町勢振興計画
計画実施期間	平成13年度～平成22年度
基本理念	豊かな自然とやさしさに包まれた、出会い・ふれあいのまち
キャッチフレーズ	未来へキックオフ！光と風のまち・ならは
施策の大綱	<ul style="list-style-type: none"> ○自然と共生した利便性が高くうるおいのあるまちづくり ○快適で安全に暮らせる生活環境のまちづくり ○個性を活かす教育と文化・スポーツによるまちづくり ○健康で生きがいをもち安心して暮らせるまちづくり ○町が一体となって新しい産業の創出をめざす活力あるまちづくり ○計画的で自立性が高く町民にひらかれたまちづくり
重点プロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> ○出会いとふれあいのネットワークプロジェクト ○個性的で地球に優しいマイタウンプロジェクト ○輝く未来を担う人づくりプロジェクト ○健康・福祉の里づくりプロジェクト ○高付加価値型産業おこしプロジェクト

イ. 富岡町

名 称	第三次富岡町長期総合計画
計画実施期間	平成13年度～平成22年度
基本目標	誇りあふれる 快適環境のまち さくら富岡の創造
基本理念	<ul style="list-style-type: none"> ○生涯学習とパートナーシップによる町民全体のまちづくり ○いきいき元気で明るい福祉社会のまちづくり ○魅力ある安定した活力産業のまちづくり ○生活空間の保全・創出の環境共生のまちづくり
まちづくり戦略	<ul style="list-style-type: none"> ○定住人口増加対策 ○交流人口増加対策 ○環境対策 ○健康・福祉対策 ○生涯学習・人材育成対策

ウ. 大熊町

名 称	大熊町総合振興計画基本計画(後期)2001
計画実施期間	平成13年度～平成17年度
将来像	豊かな生活文化を創造する田園都市
施策の大綱	<ul style="list-style-type: none"> ○人間性や創造性の豊かな人と文化を育てる ○豊かさを創造する田園都市の骨格をつくる ○安全で快適な住みよい生活環境をつくる ○地域特性に根ざした活力ある産業を育てる ○生きがいと思いやりのある健康・福祉社会をつくる ○計画的で町民に開かれた行財政の運営を推進する

工. 双葉町

名 称	第3次双葉町町勢振興計画
計画実施期間	平成13年度～平成22年度
将 来 像	新しい文化の創造と人を育てる環境づくりを目指した元気な双葉町 —文教のまち、ふたば
まちづくり 施策の大綱	<ul style="list-style-type: none"> ○豊かな心と自ら学ぶ意欲と創造性をもつ「人づくり」 ○暮らしを支える「産業づくり」 ○暖かい心で接する「健康・福祉づくり」 ○安全で快適に暮らせる「環境づくり」 ○未来を切り開く「行財政」

オ. 広野町

名 称	第三次広野町町勢振興計画 ひろの創造プラン21
計画実施期間	平成13年度～平成15年度
将 来 像	自然とともに新しい文化をつくるまち
まちづくりの 重点目標	<ul style="list-style-type: none"> ○地球的視野に立った自然環境優先のまちづくり ○豊かで個性のある文化を発信するまちづくり ○生涯学習を通じた生きがいのあるまちづくり ○高次の福祉社会を実現するまちづくり ○新しい時代の産業振興と育成を目指して ○町民参加の施策と行政業務の効率化を目指して
21世紀の シンボル事業	<ul style="list-style-type: none"> ○地域間交流の促進 ○童謡の振興とさらなる文化事業の促進 ○まちを花と緑で埋めつくし、自然と共に生きるまちの創造 ○いきいき広野研究所の継続と町民参加によるまちづくりモデル推進 ○IT関連事業の積極的誘致と産業基盤の整備

カ. 浪江町

名 称	浪江町長期総合計画 後期基本計画
計画実施期間	平成11年度～平成16年度
将 来 像	海と緑にふれあうまち
施 策 の 基 本 目 標	<ul style="list-style-type: none"> ○豊かな自然を守り快適でゆとりある美しいまちづくり ○町民が安心して暮らせるやさしい郷土づくり ○創造性に富んだ人間豊かな人づくりと誇りある文化づくり ○生きがいと未来を開くふるさとづくり ○活力を創出する行財政とまちづくり

キ. 川内村

名 称	第三次川内村総合計画
計画実施期間	平成 15 年度～平成 24 年度
基本理念	快適で住みよい緑豊かな活力のある村 山林都市『川内高原』の創造
基本目標	○村民とともに歩む村づくりの推進 ○魅力を生み出すにぎわいの創造 ○村民一人ひとりの輝く創造 ○潤いのある生活と環境の創造

ク. 葛尾村

名 称	第四次葛尾村振興計画
計画実施期間	平成 15 年度～平成 24 年度
将来像	人と自然が輝く、ふれあいの村
基本目標	○美しい環境のもとで快適に暮らせる村 ○心豊かで健康に生き生きと輝いて暮らせる村 ○人がふれあい活力に満ちた便利な村
むらづくりの 目 標	○やすらぎと快適な暮らし ○健康で安心できる暮らし ○活力ある豊かな暮らし ○学びと文化にふれあう暮らし ○みんなで考え行動する暮らし ○魅力ある便利な暮らし

ケ. いわき市

名 称	新・いわき市総合計画 ふるさと・いわき 21 プラン
計画実施期間	平成 13 年度～平成 22 年度
合 言 葉	創りたい豊かな明日、伝えたい誇れるいわき
将来像	○循環を基調とした、持続可能なまち ○誰もが安全に、安心して暮らせるまち ○活力に満ち、創造力あふれるまち
まちづくりの 方 向	○美しい環境を守り、育てあう ○心をつなぎ、支えあう ○学びあい、高めあう ○魅力を育み、磨きあう ○活気を生み、力を伸ばしあう ○交わり、連携を強めあう
重点戦略 プログラム	○すこやか環境共生プラン ○わくわく子育て応援プラン ○にぎわい交流活性化プラン ○いきいき活力創造プラン ○いきがい健康充実プラン ○きらめきコミュニティ再生プラン

コ. 原町市

名 称	第三次原町市総合計画後期計画 Haramachi 21
計画実施期間	平成 13 年度～平成 17 年度
将来像	豊かで快適な生活文化都市
まちづくりの方向	<ul style="list-style-type: none"> ○活力ある産業が明日を拓くまちづくり ○健やかで生きがいのあるまちづくり ○心豊かな人が育ち、育てるまちづくり ○快適で暮らしやすいまちづくり ○共に歩む地方自治の時代に向けて
まちづくりの基本戦略	<ul style="list-style-type: none"> ○仕事づくりプラン ○安全で安心なまちづくりプラン ○資源循環型まちづくりプラン ○生涯学習のまちづくりプラン ○いきいき交流のまちづくりプラン ○高速交通体系を生かしたまちづくりプラン ○まちなか活性化プラン ○電子行政のまちづくりプラン

サ. 相馬市

名 称	第三次相馬市総合計画
計画実施期間	平成 13 年度～平成 22 年度
将来都市像	活力あふれる創造的な交流・循環都市
施策の大綱	<ul style="list-style-type: none"> ○「新世紀そうま」創造プロジェクトの推進 ～市民の活力と夢があふれる新世紀創造プロジェクトの推進～ ○生活環境・自然環境の整備 ～かけがえのない自然と共生する生活都市の実現～ ○保健・医療・福祉の充実 ～健やかな豊齢化都市の整備～ ○教育・文化の充実と人づくり ～生涯を通じて社会に貢献する人材の育成～ ○産業の振興・創造 ～高速交通ネットワークに対応した産業の育成～ ○都市基盤の整備 ～中核都市形成の基礎となる都市基盤整備の推進～ ○新世紀の新たな行政推進システムの構築 ～地方分権、適正な財政運用に対応した自律型行政システム構築～

シ. 新地町

名 称	第4次新地町総合計画
計画実施期間	平成13年度～平成22年度
将来像	ふれあいと創造の田園都市・しんち
基本理念	人と自然が共に輝き、笑顔あふれるまちづくり
基本目標	<ul style="list-style-type: none"> ○定住を育み活力あふれるまち ○町民一人ひとりが輝くまち ○交流・連携が生みだすにぎわいのまち
プロジェクト構 想	<ul style="list-style-type: none"> ○生活中心市街地と快適な定住環境の整備 ○郷土を愛する環境重視のまち ○高齢社会における活力の確保 ○人材育成と文化の香るまち ○テーマのある地域づくり ○農林水産業の総合産業化 ○活力を生み出す商工業の振興 ○相馬地域開発・電源立地等によるまちづくり ○交流・連携を高める交通ネットワーク ○特色ある拠点づくり

ス. 鹿島町

名 称	第4次鹿島町振興計画
計画実施期間	平成15年度～平成24年度
まちづくりのテーマ	いきいきと心豊かなふる里 健康と福祉のまち鹿島 ～住んでみたいまち 住み続けたいまち の創造～
まちづくりの基本目標	<ul style="list-style-type: none"> ○健康で明るく暮らせるふる里をめざして ○心豊かに輝く人づくりをめざして ○元気で活力ある循環型産業振興をめざして ○環境共生型の地域形成をめざして ○合理的な行財政の運営をめざして

セ. 小高町

名 称	第4次小高町振興計画
計画実施期間	平成14年度～平成23年度
将来都市像	人うごき 心うごかす 本気まち
施策の大綱	<ul style="list-style-type: none"> ○美しい快適環境をつくる ○創造性に満ちた産業をつくる ○豊かな人間性を育む ○みんなの福祉を進める ○ふれあいで明日を拓く

ソ. 飯館村

名 称	第4次総合振興計画
計画実施期間	平成7年度～平成16年度
基本目標	やささと活力あふれるクオリティー・ライフいたて
将来像	○美しい村 ○やさしい村 ○チャレンジする人に住みよい村 ○新しい産業を築く村 ○交流を進める村
施策の大綱	○新しい農村社会の創造 ○潤いある生活と環境の創造 ○活力ある新しい産業の創造 ○計画ある村づくりの推進

タ. 都路村

名 称	第3次都路村振興計画
計画実施期間	平成11年度～平成20年度
将来像	豊かな自然の恵みに支えられたぬくもりとやすらぎの里
基本方向	○みどり豊かな住み良いむらづくり ○やすらぎの里・すこやかに安心して暮らせるむらづくり ○こころ豊かな教育と人材育成をめざすむらづくり ○自信と誇りを持てるむらづくり ○村民参加による行財政とむらづくり

⑤ 立地地域の各市町村における総合計画の共通性

上記のような立地地域の3市9町4村の総合計画に基づき、立地地域各市町村では、それぞれの市町村における地域振興のために、将来像や基本目標を定めて、諸施策に取り組んでいるところである。

これら3市9町4村は、自然的、経済的、社会的に一体性を有していることから、各市町村の総合計画において展開されている将来像、基本目標、諸施策にも共通性が見られる。総合計画の基本目標では、「水と緑の豊かな自然を保全・活用しながら、快適で住みよい生活環境の実現」が共通している。

この目標を実現するための施策として、「安全で快適な生活環境の整備」「美しい環境を守り育てる環境対策」「保健・医療・福祉の充実」「新たな高付加価値型産業の創造」「教育・文化の充実と人材づくり」「交流を通じた地域活性化」の6つの施策が共通して掲げられている。

また、個別の市町村の課題を解決するために、高速交通体系と高度情報通信ネットワークの整備を促進して、広域連携を強化して個性的で魅力あふれる広域的な地域づくりに取り組むこととしている点も共通している。

(2) 立地地域における課題の整理

① 交通施設及び通信施設の整備状況

ア. 道路

道路は、広域的な人的・物的交流を促進し、農林水産業や観光などの地域産業を活性化させるとともに、隣接する地域間及び地域内を連絡し日常生活の利便性向上や安全性確保を図る最も基本的な社会資本であり、立地地域においては原子力災害等の緊急時における避難のための重要な施設である。

したがって、立地地域の経済的一体性及び東京圏、仙台都市圏、さらには中通り地方との広域交流を図るため、常磐自動車道等の高規格幹線道路の早期整備を促進するとともに、アクセス道路及び周辺道路の整備が必要である。

また、中通り地方と浜通り地方の広域的な連携強化を図るための東西軸幹線道路の整備、立地地域と福島空港を結ぶアクセス道路の整備、及び山間地域内での相互の連携交流を図るための阿武隈高地を縦貫する南北軸幹線道路の整備が必要である。

さらに、沿岸地域の豊富な観光資源の有効活用と地域住民の利便性の向上を図るため、海洋レクリエーション施設・公共施設等を有機的に連携する道路網の整備が必要である。

これら道路の整備に当たっては、地域の特性・住民ニーズを的確にとらえ、安全で安心できる道路環境の形成に努める必要がある。

イ. 鉄道

鉄道網については、南北にJR常磐線、東西にJR磐越東線が敷設されている。

JR常磐線は、東京圏と仙台都市圏を結ぶ広域幹線鉄道としての役割を持っているものの、四ツ倉駅以北については単線区間となっており、高速性が低く輸送力や利便性に問題がある。

また、JR磐越東線についても、浜通り地方と中通り地方を結び阿武隈高地を横断する幹線鉄道であるが、全線が単線で電化されておらず高速性が低いうえ、便数が少ないため輸送力や利便性に問題がある。

ウ. 港湾・漁港

立地地域内には2つの重要港湾（小名浜港、相馬港）と3つの地方港湾（久之浜港、江名港、中之作港）、そして請戸漁港をはじめとする10の漁港がある。これらの港湾は、物流や交流の拠点として、また漁港は、水産業の拠点として利用されている。

福島県の重要港湾は南東北の物流拠点として重要な役割を担うものであり、高速自動車道等背後の陸上交通網の整備と相まって、その拠点性が高まっており、より広域的な背後経済圏を持つ物流港湾としての整備を行う必要がある。

重要港湾小名浜港においては、国際貿易コンテナ定期航路の開設や1・2号埠頭地区の親水空間の整備などにより多様な利活用が図られてきている。今後さらに、物流機能の高度化を図るとともに、1・2号埠頭地区については市街地と一体的な整備を進めるなど港湾機能の強化と地域の活性化を促進する必要がある。

重要港湾相馬港においては、着実に推移している取扱貨物に対応した港湾機能の整備を図るため、3号埠頭の整備を促進する必要がある。

漁港は、水産業を支える社会基盤として、県民へ水産物を安定的に供給する役割を果たすとともに、漁港背後の住民の生命や財産の保全、余暇空間の提供、さらには災害時の救援物資の運搬拠点等多面的な機能を有しており、安全で機能的な漁港づくりと漁業地域の活性化を図るため、拠点漁港を中心とした整備が必要である。

エ. 情報通信

高度な情報通信網の整備については、国内外の地域間を直結し地域の自立のための機会の均衡化や情報格差の解消を導くものであり、阿武隈高地に点在する過疎地域において、携帯電話、インターネットは生活に欠かせない重要な社会基盤として位置づけるべきである。

このため、地域社会全体としての情報化の推進に取り組み、光ファイバー等をはじめ、有線、無線における伝送情報の大容量化や高速化、デジタル化の促進を図るなど情報ネットワーク基盤の整備を進める必要がある。

また、阿武隈山系を中心とした立地地域の一部では、現在もテレビ・ラジオの難視聴地域が点在しているので、情報格差解消のため共同受信施設等の整備促進を図り、難視聴地域を解消する必要がある。

さらに、当地域内において、情報化社会に対応できる人材の育成と情報活用能力の向上を図る必要がある。

② 農林水産業、商工業その他の産業の振興

ア. 農業

立地地域の農業は、稲作を中心として畜産や野菜、花き等園芸作物との複合経営が多く営まれているが、冬期間でも温暖な気候を生かした施設園芸の一層の振興と中山間地域を主体とする畜産の生産拡大を進める必要がある。

また、地域農業の担い手として認定農業者を育成・確保するとともに、大区画ほ場整備をはじめとする生産基盤の整備等により、担い手に農用地を集積し、経営規模の拡大による生産コストの低減と生産性の向上を図る必要がある。

さらに、稲作等の耕種農家と畜産農家の連携による土づくりを進めるとともに、安全・安心な農産物の生産を積極的に推進する必要がある。

農村部の生活環境整備は、都市部と比べて大きく遅れており、農業集落排水事業等の整備を一層進め、生活環境基盤の向上を図る必要がある。

また、農村部をはじめ、地域全体の活性化につながるグリーンツーリズムなどの都市と農村の交流をより一層促進する必要がある。

当地域は、豊かな自然景観や伝統文化が受け継がれており、これら地域資源を十分に生かしながら、既存の交流・宿泊・体験施設等の利活用による、立地地域相互の広域的連携を進める必要がある。

イ. 林業

森林は、木材の生産のみならず水源のかん養や土砂災害の防止、環境の保全等地域社会を形成するための多くの機能を有しており、また、地球温暖化の要因となる大気中の二酸化炭素を吸収する機能も有している。これらの多面的機能が持続的に発揮できるよう、また、「森林（もり）との共生」の理念に基づく循環型社会の形成に向けて、森林の整備や治山事業をさらに進める必要がある。

しかしながら、現状は、長引く木材価格の低迷等から林業経営に対する意欲が低下し、所有森林の管理が不十分となり、さらには林業後継者の確保も難しい状況となっている。

このため、持続可能な森林経営を推進する観点から、森林の整備をどう支援していくか、地域内森林資源を活用する資源循環型社会をどう構築していくかが課題となっている。

また、地球環境保全の視点から、適正な森林整備が不可欠であり、山村社会や林業生産活動を長期的に維持し、社会全体で地域内の森林整備と保全を支えていく体制づくりが課題である。

さらに、固有の地域資源である太平洋に面した海岸線の緑豊かな自然景観を維持していくため、海岸林の整備に引き続き努める必要がある。

ウ. 水産業

立地地域の沖合は、黒潮及び親潮が季節的に交錯する潮目の海になっており、サンマ、カツオ等の回遊性魚類の良好な漁場を形成するが、両勢力の強弱によって漁況、海況の変動は大きい。また沿岸域は、水産資源の豊富な仙台湾に連

続した北部を中心に、カレイ、ヒラメ類の全国有数の漁場となっているほか、アイナメ、メバル、スズキ、コウナゴ等の漁業生産活動が盛んに行われている。

近年、国際規制の強化等による海外漁場からの撤退や減船等により、立地地域内の漁業構造が沖合遠洋漁業から沿岸漁業主体に大きく変化し、沖合遠洋漁業の基地であった地域においては漁業勢力が大幅に縮小し、漁業地域の活力が低下している。

一方、沿岸漁業においては栽培漁業や資源管理型漁業の定着により、漁業生産の安定している魚種が見られるものの、全般的には漁業資源の減少と魚価の低迷、従事者の高齢化等により、経営体数が減少傾向にあり、漁業を取り巻く環境は依然として厳しい状況が継続している。

こうした状況の中、沿岸漁業の重要性はさらに高まるものと考えられ、引き続き、担い手の育成、資源管理型漁業等の推進が必要である。

エ. 商業

立地地域における小売業は、商店数が減少傾向にある一方で、売場面積は増加傾向にある。年間販売額は、相双地域で概ね減少傾向にあるのに対し、いわき地区では、平成11年度に大幅に減少していたものが、平成14年度調査結果では増加に転じている。こうした状況の背景として、零細店舗の廃業、大型店の出店等の影響が考えられる。

また、立地地域の市町村については、買回り性の高い商品について、中通り、仙台都市圏、東京圏で購入する消費者の動向も見られる。

こうした状況の中で、立地地域の商業の活性化を図るためには、商店街の再生や新たな街づくりへの取組みなど、中心市街地を活性化させる施策が必要である。

オ. 工業

立地地域における製造業の業種構成は、電気と化学で半分近くを占めており、以下、相双地区においては、機械、輸送、いわき地区においては輸送、紙の順となっている。

福島県全体に占める立地地域の製造品出荷額等の割合は、平成13年の工業統計では約26%となっている。これを地区別にみると、いわき地区における製造品出荷額等は、市町村別統計において福島県内で第一位であるが、都路村を含めた相双地区においては15市町村を併せてもいわき地区の半分以下となっており、工業集積の差がそのまま2つの地区に格差を生む結果となっている。

長引く景気低迷、外国製品との競合、消費者のニーズの多様化など、社会経

済環境の変化に対応することが求められている。また、国内における企業立地の総需要が低迷し、地域間における企業の誘致競争が激しくなっている。研究開発や高付加価値の製品を製造する企業の誘致を目指し、企業誘致を幅広く促進できる制度が必要であるとともに、新事業への展開、新規創業及び技術革新の促進を図る施策が必要となっている。

カ. その他の産業

(観光)

立地地域は、自然景観や温泉等の観光資源を有しており、それらを活用した観光産業が展開されている。

特に、いわき地区には、全国的にも有名な温泉資源活用型の代表とされるレジャー施設や温暖な気候を利用したオールシーズン型のゴルフ場が立地している。

また、立地地域内には自然公園が6カ所あり、渓谷や景勝地が多いほか、夏の海水浴等の観光資源も有している。

さらには、「相馬野馬追」等の伝統文化を活用した祭り、イベントの開催、地域の歴史や文化に関する施設が整備され、観光産業に寄与している。

立地地域は、このような様々な観光資源を有しているものの、特に相双地区においては、通過型の観光客が多く、滞在型・交流型の観光の整備やリピーターの確保が課題となっている。長寿社会の進行、ライフスタイルや価値観の多様化の流れの中で、余暇活動に対するニーズが高まっていくことが予想され、特色ある観光振興による地域産業の活性化を図るとともに立地地域の広域連携が求められている。

(新エネルギー関連)

快適な生活環境の維持・向上を図るためには、立地地域の恵まれた自然環境を生かした新エネルギーの有効利用が極めて重要であり、地域全体での取り組みが求められている。

このため、本県では、平成11年3月に「福島県地域新エネルギービジョン」を策定し、福島県新長期総合計画「うつくしま21」の重点施策体系に位置づけ、展開している。

立地地域では、いわき市、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町の5市町が新エネルギービジョンを策定し、施策を展開している。さらに、原町市では平成15年度内ビジョン策定に向け検討を進めており、新エネルギー導入への積極的な取り組みがなされているが、今後ともさらに地域の主体的な取り組みを支援し、立

地地域全体での新エネルギー活用を促進する必要がある。

③ 生活環境の整備

ア. 上水道・下水処理施設等

快適な居住環境の整備促進は、地域の活性化や定住促進を図る上でも重要な基盤である。

立地地域の上下水道の整備は、計画的に推進しているところではあるが、上水道については、立地地域の一部地域において水道未普及地域があるため、必要に応じその解消を図る必要がある。また、水道施設の多くは、中小規模であり老朽化が進んでいるため、今後は施設の更新や広域化に向けた統合が必要である。

下水処理施設等の整備については、下水道等の普及率が県の平均を大きく下回る自治体があるなど、自治体によって格差が大きく、今後、早急に整備を図る必要がある。

イ. 廃棄物の処理

生活様式の高度化・多様化により、廃棄物の排出量が年々増加する傾向にある。この状況に対応するため、廃棄物の発生抑制、減量化、リサイクルに取り組んでいくとともに、廃棄物処理施設の計画的整備を行う必要がある。

ウ. その他生活環境の整備

現在の住宅ストック及び住環境を長期耐用性、環境との共生、長寿社会への対応等に配慮されたものへと再生し、生活環境に関する多様な選択肢を用意することが求められている。このため、成熟社会への移行、環境制約等を背景に、限りある資源を有効に活用していく必要性から生活環境を適切に維持管理し、長く使っていくという視点が重要な課題である。

また、立地地域においては、定住促進の観点からも住環境の整備が重要である。

④ 福祉と保健・医療の充実

ア. 高齢者福祉

核家族化の進行や若年層の都会への流出等に伴い、独居高齢者や高齢者だけの世帯が増加していることから、立地地域は高齢化率が高い地域となっている。

高齢化が急速に進む中で、高齢者が健康で生きがいを持って社会参加ができるようにするためには、長年の経験を生かせる就労の場の確保、多様な社会参

加活動、学習活動、スポーツ・レクリエーションへの参加促進が必要であり、その基盤の整備が必要となっている。

介護が必要になっても、家族や地域の中で、できる限り自立し、尊厳を持って生活できる環境づくりが重要である。

このため、介護保険の円滑な運用を図るとともに、介護保険で受けられるサービスと介護保険では受けられないが在宅で安心して生活していく上で必要な幅広いサービスなどを提供するための基盤の整備を図ることが求められている。

イ. 児童福祉

近年の出生率の低下や核家族化の進行などから、子どもの成長基盤である家庭の養育能力の低下が見受けられるなど、子どもを取り巻く環境は大きく変化している。このため、社会全体で子育てを支援する体制の構築が求められている。

妊婦や新生児に対する周産期医療体制の整備充実を図るとともに、多様な保育サービスを提供する等、子育て家庭の負担の軽減を図り、安心して子どもを生み育てることができる環境の整備が求められている。

また、児童虐待など新たな対応を必要とする児童問題も増加していることから、すべての子どもがすくすくと育つことができるよう、子どもの健全育成や権利擁護に積極的な取組みが求められている。

ウ. 障害者福祉

障害のある人たちが自分らしい自立した生活と社会参加を実現するため、その人に合った自立のあり方を理解し、支援費制度の円滑な運用と福祉サービス基盤の整備、就労や居住環境、教育・学習、文化・余暇活動、人権に配慮した適切な医療の確保など生活全般への取組みを積極的に展開するなど、保健・医療・福祉にわたる総合的支援が必要となっている。

エ. 保健・医療

生活習慣病の増加に代表されるような疾病構造の変化や心の健康問題など、住民の健康を取り巻く環境は大きく変化している。

こうした中、住民一人ひとりが住み慣れた地域で、生涯にわたり健康に暮らしていくためには「健康は自分でつくる」という認識が不可欠である。地域住民自らの健康に対する取組みを支援するため、きめ細やかな保健体制の整備と医療資源の適切な配置・利活用が求められている。

このため、保健については、乳幼児期から高齢期に至るライフステージ毎の

健康管理の充実が必要である。

また、医療については、かかりつけ医から高度・専門的医療を担う病院までの役割分担を進めるとともに、地域的偏在を是正し広域的なへき地医療支援を図るため、医療機関との連携のもと適切な医療サービスを効果的に提供する必要がある。

さらに、休日や夜間における救急患者への医療を確保するため、初期救急医療から第三次医療体制の体系的な整備を進め、質的充実を図る必要がある。

⑤ 防災及び県土の保全に係る施設の整備

立地地域の住民の生命、身体及び財産を災害から保護することは、住民が生活する上で最も基本的な事項である。

立地地域では、今後とも複雑・多様化する災害の態様に応じた防災性の高い安全・安心な地域づくりを推進する必要がある。

また、近年原子力施設での事故の発生等に伴い、これまで以上に安全性確保のための努力と地域住民の不安解消に努めることが強く求められており、通信連絡網、緊急時避難道路、避難施設、緊急時医療施設・設備の充実を図る必要がある。

とりわけ、高速道路を緊急時の避難道路として利用できるよう、一般道路との接続を可能とする施設等を整備する必要がある。

ア. 治山・治水・海岸保全

立地地域の河川は、山間部の急流区間から市街地の緩流区間までの延長が短いため洪水被害が数多く発生しており、河川改修が必要な中小河川や市街化が著しい都市河川の整備及びダムの整備が必要である。

また、森林が持つ水源かん養や土砂流出防止等の機能の維持向上により、県土や生活環境の保全等を図るため、治山事業や造林事業等による森林の整備・保全を計画的に推進する必要がある。

当地域は、スギとアカマツを主体とする人工林率の高い地域であるが、整備が遅れている人工林や保安林を中心に整備を行い、松くい虫の被害防止等の森林保全に努める必要がある。

海岸沿いの農地は、標高が低く雨水の強制排除により湛水被害を防止するため、排水機場の維持管理と施設更新を実施する必要がある。

また、農地や宅地を飛砂や潮害から守るため、潮害防備保安林等海岸防災林の整備を行うとともに、海水の侵食から背後の農地等を保全するため、海岸保全事業を進める必要がある。

さらに、自然災害を未然に防止するため、海岸の侵食や高潮等の被害から県土を守る海岸保全施設の整備や、土砂災害から地域住民の命と財産を守る砂防設備等の整備が必要である。

イ. 消防・救急

火災等の災害から地域住民の生命・財産を守り、安全・安心な地域社会を形成することが重要である。そのためには、災害に強いまちづくりの推進、災害応急対応の強化、自主防災組織等の充実を中心とした地域防災力の向上が求められている。

立地地域においても、災害は複雑・多様化しており、火災消火や人命救済に必要な技術はますます高度化している。また、高齢化の進行や交通事故の増加等により、救急医療に対する需要が増加している。

このため、これらに対応できる消防施設や資機材、救急車両等の整備・充実、効果的な消防活動体制や高度な救急救命サービス等が必要となっている。

ウ. 原子力地域防災

本県では、安全確保を第一義とし、地域振興が図られることを前提に原子力施設を受け入れてきたところであるが、近年、高速増殖炉「もんじゅ」二次冷却系ナトリウム漏洩事故、JCOウラン加工施設の臨界事故などが起こったほか、国の平成12年版原子力安全白書（平成13年3月）には「原子力は『絶対に』安全」とは誰にもいえない—などと記載されており、こうした状況のもと、原子力防災体制の一層の充実強化を図るとともに、適切な情報公開により住民の安全・安心を確保することが強く求められている。

⑥ 教育及び科学技術の振興

ア. 公立小中学校教育施設

小中学校の教育施設については、小中学校が児童・生徒の学習・生活の場であると同時に、災害発生時には、地域住民の避難所として位置づけられるなど、防災上の観点からも極めて重要な役割を担っており、より高い安全性が求められる。

このため、建築後相当の年数が経過し、老朽化が進んでいる校舎等については、新築あるいは耐久性の確保を図るための改修工事が必要である。また、耐震性能の劣る校舎等については、順次補強工事を実施する必要がある。

イ. 集会施設、体育施設、社会教育施設等

地域住民一人ひとりが快適な生活を営む上で、住民の自主的・主体的な参加によるコミュニティ活動の果たす役割が重要である。

また、少子化、高齢化、高度情報化等の急激な社会構造の変化の中で、地域住民が生涯にわたって生き甲斐のある人生を送ることができるよう、スポーツ、芸術文化、趣味、レクリエーション、ボランティア活動等の学習・活動の機会を提供することが必要である。

これらの活動の拠点として、集会施設、体育施設、社会教育施設等が担う役割は非常に大きいことから、地域の実情に応じて整備する必要がある。

ウ. 科学技術

科学技術は、産業活動をはじめ、福祉、環境から文化等に及ぶ社会経済の発展の基盤であり、その果たす役割は、ますます重要になっている。

こうした中、立地地域においても、今後より一層個性豊かな地域となるよう、地域の特性を踏まえながら、科学技術の振興を図っていく必要がある。

2. 立地地域の振興の基本的方針 ～共生と自立への道～

各市町村の総合計画に基づく取組みにより、それぞれの自治体が自立的・持続的に発展していくことが望まれるが、立地地域が共通して抱える課題を解決しつつ当該地域の新しい活力ある地域を創造していくためには、広域的な振興計画を策定し、その実施に取り組む必要がある。

振興計画の着実な推進により、①「県計画、市町村計画に示される地域振興策を総合的に牽引することが期待できる」、②「地方分権の進展に対応した新しい広域行政の推進に寄与する」、③「北東国土軸の形成と軌を一にするものであり、立地地域を一つの広域・重層的な連携生活圏とした多極ネットワークの新たな展開への基礎づくりとなる」、といった効果が期待される。

このような効果を十分に発揮し地域活性化の実を高めるためには、3市9町4村からなる立地地域が、それぞれの総合計画の取組みを生かしながらも市や郡などの域内にとどまらず、構成市町村による自発的な相互連携を強力に推進することにより、多様で質の高いサービスを地域住民に対して提供し得る魅力ある地域を形成することが必要である。

本県では、エネルギー政策は国策であると受け止め協力してきたところである。しかしながら、多くの産炭地域に見られるように国のエネルギー政策に協力してきた地域が、政策の変更により衰退に追い込まれた歴史があることも事実である。一方、本県の原子力発電所には、運転開始後30年が経過した原子炉

があるなど高経年化が進んでおり、地域経済に大きな影響を与える廃炉問題が現実のものとなってきている。

これらのことから、立地地域の将来にわたる振興を図るうえでは、原子力発電所との共生と原子力発電所からの自立という視点が不可欠である。

したがって、将来的には発電所のみ大きく依存する経済からの自立を視野に入れつつ、現状では原子力発電との共生による地域振興を目指すことが、立地地域の振興を考える上で必要である。

以上を踏まえて、各市町村の総合計画の基本理念を念頭に置きつつ、以下、広域的な視点から、立地地域全体の基本理念と将来像を確認する。

(1) 立地地域の振興に関するキーワード

① 地域連携による総合的・一体的な地域整備へ

立地地域は太平洋に面し、約160kmにおよぶ海岸線と阿武隈地域の高原、中小河川がつくる多彩な自然や、相馬野馬追、大堀相馬焼に代表される歴史・文化など、多様な資源を有しており、各市町村がそれらを生かし、魅力と活力ある地域づくりを目指してきた。

しかし、常磐自動車道の富岡以北の延伸、東北中央自動車道の整備、一般県道広野小高線や主要地方道小野富岡線等の整備など、立地地域全体に関わる社会資本の整備が実施の途上にある。また、集客や産業交流を促進するための福島空港や中通り地方との交通アクセスの向上など、立地地域が一体的に克服すべき課題も多い。さらに、高次都市機能を欠いている自治体では、立地地域内外の他自治体の都市機能に負うところが多く、今後もそうした傾向は続くと考えられる。これに加えて、我が国の全体的な景気低迷により、地域の経済活動は低調に推移している情勢にあり、特に、過疎法の指定を受けている4つの村にあってはその傾向が顕著である。

このように、広域的な道路の整備や、都市機能のネットワーク化、都市と農山村の交流の拡大、新たな地域産業の創出など、これまでの市町村単独の取り組みのみでは対応できない課題について、地域全体が連携して総合的・一体的に地域整備に取り組むことが必要とされている。

② 高速交通体系の整備促進に伴う広域交流による地域発展の可能性の高まり

常磐自動車道が将来的には仙台へ延伸することにより大交流時代の到来が予想されるなど、立地地域の有する発展可能性を視野に入れ、魅力ある地域づくりを推進していく中から、立地地域が新たに成長発展するための振興計画を構築する必要がある。

今後は、巨大な人口を抱える東京圏や仙台都市圏とのアクセスの良さを生かして、地域の魅力を核とした交流促進を目指す必要がある。このような状況に基づき、福島県は隣接地域である東京圏や仙台都市圏との文化・経済などの多岐にわたる交流を踏まえ、立地地域内外の広域的な機能分担と連携を進め、4つの国土軸の1つである「北東国土軸」の一翼を担う地域として、「浜通り軸」の形成を目指している。また、東西軸を形成する幹線道路等の整備、さらには県庁所在地である福島市と浜通り地域を結ぶ東北中央自動車道の整備を視野に入れ、中通り等の県内各地域との交流を活性化させる必要がある。当該立地地域は、東西軸と南北軸が重層的に交差する「浜通り軸」を構成する地域であり、立地地域の振興計画は「浜通り軸」の形成の中で捉えることが当該地域にとって最も有効である。

このように、立地地域の地域振興は、北東国土軸の一翼を担う「浜通り軸」を形成して、東京圏、仙台都市圏、県内中通り等の県内各地域との広域交流を活発化させることが必要とされている。

以上の、「地域連携による総合的・一体的な地域整備へ」と「高速交通体系の整備促進に伴う広域交流による地域発展の可能性の高まり」という背景を踏まえ、当該立地地域の振興にあたっては、「地域連携と広域交流」がキーワードとして抽出される。

(2) 基本理念

次に、「地域連携と広域交流」をキーワードとして立地地域振興の基本理念を考える。

立地地域では、常磐自動車道や東北中央自動車道の整備促進や福島空港とのネットワークなどの道路網の整備や、高度情報通信ネットワークの整備促進を背景として、県内及び隣接地域である東京圏や仙台都市圏との交流を活発にして、浜通りの東日本沿岸中核都市ゾーンを形成していくために、「地域連携と広域交流でつくる元気あふれるネットワーク型地域社会の形成」を推進することが強く求められている。

これを立地地域の基本理念として当該地域の振興を図っていくこととする。

【基本理念】

地域連携と広域交流でつくる
元気あふれるネットワーク型地域社会の形成

(3) 地域の将来像

また、本計画においては、この基本理念に基づいた地域の新しい将来像を、「輝く自然、快適な暮らし、活力ある産業が調和した浜通り交流ネットワーク生活圏」と定める。

【将来像】

輝く自然、快適な暮らし、活力ある産業が調和した
浜通り交流ネットワーク生活圏

(4) 立地地域の基本目標

立地地域は、これまで電源三法交付金等により県内他地域に比べて生活環境・産業基盤は整備が進んでいる状況にある。しかしながら、過去の発電所立地に伴う資金流入が必ずしも地域全体の長期的・自立的な発展に結びついてきたとは言い難い状況にある。

また、原発特措法の趣旨に基づき、地域の防災に配慮しつつ生活環境・産業基盤等の総合的かつ広域的な整備を一層促進することはもとより、集客や産業交流を促進するため社会的経済的に立地地域が一体的に克服すべき課題も多い。

さらに、立地地域内には過疎法指定の地域があるなど、立地地域内の市町村間で、地域の経済活動に格差が見られる。

こうした立地地域の課題や、国、県、市町村等の総合計画等を踏まえて、立地地域の基本理念である「地域連携と広域交流でつくる元気あふれるネットワーク型地域社会の形成」を実現していくため、立地地域の振興の基本目標として以下の3点を掲げる。

【立地地域の基本目標】

●行き交う地域づくり

常磐自動車道や福島空港などの高速交通体系の整備促進、東西方向の幹線道路の整備充実、鉄道の機能強化など利便性向上の促進、小名浜港や相馬港などの港湾機能の拡充にあわせて、地域内を結ぶ道路や情報通信ネットワークを整備して、地域の一体感を高めて、地域内の人・物・文化の交流を活発にし、総合的・一体的な広域圏としての地域づくりに取り組む。

●活力のある地域づくり

高速交通体系や港湾の整備促進を図り、地域内外との交流を活発にして、豊

かな自然、農林水産業の特産品、工業、電源地域という立地特性を生かしたエネルギー産業、スポーツ・レクリエーション施設や観光資源などの多様な地域資源を生かしつつ、既存産業の活性化と、バイオ、エネルギー、環境関連など新たな産業の創出などに積極的に取り組み、東京圏や仙台都市圏との連携の中で、一体的に発展する地域づくりを形成する。

●魅力ある地域づくり

森と川と海との豊かな自然を保全・活用し、都市機能が集積した生活圏を形成して、安全で快適な生活環境を整備するとともに、本地域の魅力を地域外に発信して、住みたくなる定住生活圏としての地域づくりを推進する。

以上のような立地地域全体としての基本理念、将来像及び基本目標は、福島県新長期総合計画の整備方向と一致するものである。

(5) 施策の方向

①行き交う地域づくり

立地地域の鉄道網及び道路網は、東京圏と仙台都市圏を南北方向に結ぶ幹線とともに、中通りと阿武隈高地を經由して東西を結ぶ基幹線があり、立地地域内及び立地地域と東京圏、仙台都市圏、中通り等の県内各地域とのアクセスが容易な地域となっている。

今後は、常磐自動車道の富岡以北への延伸とともに、立地地域内の幹線道路である国県道の整備促進による道路網の増強により、東京圏、仙台都市圏、中通り等の県内各地域へのアクセスをこれまで以上に改善するとともに、地域内相互の社会的・経済的な一体性を高める。それと同時に、情報通信施設の整備を促進することにより、生活、産業、文化などあらゆる方面における交流を活発化する。

②活力のある地域づくり

立地地域は、東京圏、仙台都市圏、中通り等県内各地域へアクセスしやすい優位性と工業地帯を併せ持っており、かつ、農林水産業、歴史的文化的観光資源、スポーツ・レクリエーション施設が広範囲に存在している等、多彩な資源を有している。今後の発展の方向性を見極める上では、立地地域内の一部に限定して振興を目指すのは必ずしも効率的ではなく、また、各市町村別に見ると、その成長力は単独では必ずしも大きなものではないことから、個別的に振興を図った場合には近年の産業の国際化や地域間競争等の経済情勢に対応した十分な振興が望めない可能性がある。

今後は、高速交通体系の整備促進を図るとともに、東西方向の幹線道路をはじめとする道路網や鉄道と港湾の整備充実により、地域内外との交流を活発にして、多様な地域資源を生かしつつ、立地地域の特色ある気候を生かした農業への取組みなどにより、既存産業の活性化と新たな産業の創出などに積極的に取組み広域交流経済圏を形成することとする。

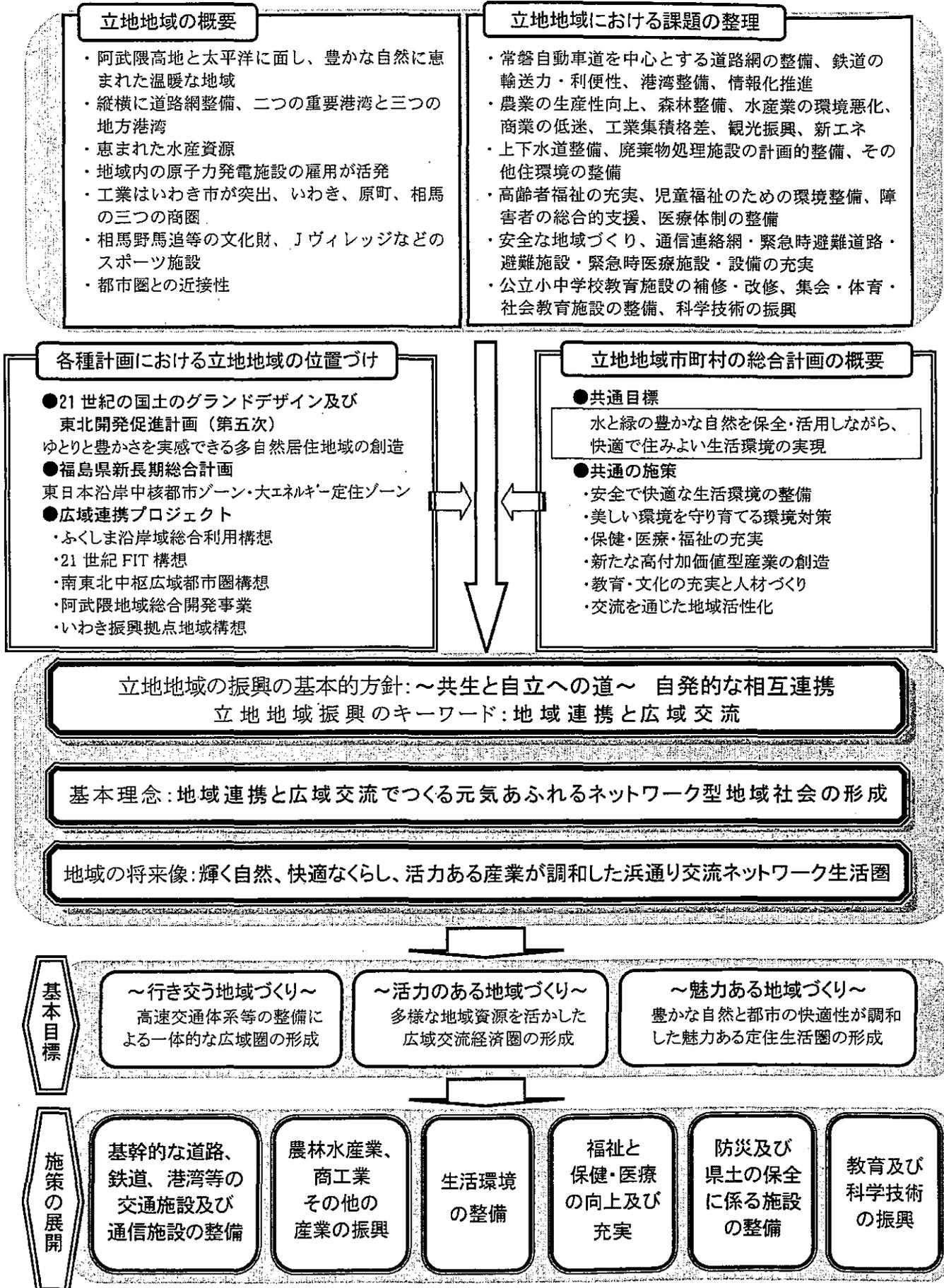
③ 魅力ある地域づくり

立地地域は、人口減少と高齢化が進展しており、若年層を中心とした定住の促進と、高齢者をはじめとする地域住民が安心して暮らすことのできる生活環境の整備が求められている。そのため、住民ニーズに対応した生活環境の整備、各種の福祉対策、防災対策、教育及びスポーツの振興などに積極的に取り組んでいくこととする。

一方で、豊かな自然と中小都市が調和した地域構造は、21世紀の多自然居住型生活スタイルが実現する地域として魅力を持つものであり、今後は地域の優れた点に着目して地域アイデンティティを創造して首都圏等に情報発信することにより、Uターン希望者や大都市からのIターン希望者の受け入れを推進することが必要である。

今後は、森と川と海の豊かな自然を保全・活用し、都市機能が集積した中核都市圏を形成して、安全で快適な生活環境を整備するとともに、本地域の魅力を地域外に発信して、訪れてみたくなる魅力ある地域づくりを進め、さらに住みたくなる定住生活圏としての地域づくりを推進することとする。

【図 2-2 立地地域振興計画の基本コンセプト】



III. 基幹的な道路、鉄道、港湾等の交通施設及び通信施設の整備

1. 交通施設及び通信施設の整備の方針

(1) 交通施設

道路等の交通施設は、立地地域内における住民生活、産業の基盤であると同時に、人的・物的交流の基礎となるものである。また、原子力災害等緊急時の避難道路としても位置づけられるものである。このため、広域的な経済社会生活圏を形成する基幹的な道路や鉄道、港湾の整備拡充、地域内での活発な交流を促進する生活道路の整備を促進し、交通の広域ネットワーク形成を図る。

交通施設の整備にあたっては、立地地域が太平洋沿岸部とそれに続く中山間地域で形成されており、立地地域内で生活圏及び商業圏がいくつかに分散されていること、南北に走る常磐自動車道が延伸中であること、東西に走る磐越自動車道が4車線化工事を行っていること、及び松川浦県立自然公園、夏井川溪谷県立自然公園等が地域内にあり、地域内に豊富な観光資源を有することなどの現状を踏まえて整備を行う。

また、周辺地域内から日常生活圏への連絡道路や地域内の市町村相互を連結する道路の整備により、通勤通学など日常生活の安全性確保や利便性向上を図るとともに、高規格幹線道路である常磐自動車道延伸やその連絡道路を整備する。関東圏と仙台都市圏への通過点に位置する立地条件を生かし、両圏内からの観光客の誘致を促進するとともに、中通り等の県内各地域との広域的な交流を促進し、農林水産業や観光など、地域産業の活性化を図る。

さらに、立地地域内における住民の日常の足として機能している鉄道の機能強化をはじめ、地域の実情に応じたバス等の路線設定や運行の改善など、安全で快適な生活圏交通網の整備を促進する。

(2) 通信施設

情報通信の急速な展開に対応し、立地地域の住民・企業がITのメリットを享受できる社会を実現するために、電線共同溝の整備によって大容量通信を可能とする光ファイバーの収納空間を確保し、電気通信事業者の整備する光ファイバー網や移動通信網等、有線、無線における伝送情報の大容量化や高速化、デジタル化など地域の実情に即した電気通信施設の整備を促進する。

2. 基幹的な道路の整備

(幹線道路)

広域的な連携強化、産業の高度化、観光資源の有効活用を図るための広域交通ネットワーク形成のため、常磐自動車道、東北中央自動車道の早期整備、磐

越自動車道の4車線化、及び一般国道115号阿武隈東道路の早期整備を促進する。

特に、常磐自動車道については、原子力災害対策や地域振興の観点から非常に重要な道路であり、早期に全線が開通するよう整備を促進する。

また、立地地域、とりわけ双葉郡と福島空港を結ぶアクセス道路の整備、さらには、双葉郡と中通り地方を結ぶ幹線道路の整備について、早期に検討を行う必要がある。

(国道)

立地地域内の交通ネットワークを形成する国道6号、国道49号の整備を促進し、国道113号、国道114号、国道115号、国道288号、国道289号、国道399号、国道459号の整備を推進する。

特に、国道6号については、立地地域を縦貫している幹線道路であり、災害時の避難路としての役割が非常に重要であることから、さらなる機能強化を促進する。

(県道及び市町村道)

国道と一体となった交通ネットワークを形成し、地域間交流を促進するとともに、安全で安心できる道路環境を形成するため、主要地方道小野富岡線・原町川俣線・いわき石川線、及び一般県道広野小高線等の整備を推進する。

(都市計画道路)

立地地域内の市街地における円滑な移動確保、環境・防災等に配慮した都市空間形成及び中心市街地活性化を図るため、平磐城線等の整備を推進する。

3. 鉄道の整備

JR常磐線は東京圏と立地地域及び仙台都市圏を結ぶ極めて重要な幹線鉄道であり、また、JR磐越東線は立地地域を横断し、浜通り地方と中通り地方を結ぶ鉄道である。これら鉄道は、日常生活の利便性の向上や、隣接市町村との地域間交流を図るうえで、極めて重要であることから、輸送サービスの向上を図るため線形改良や駅施設等の整備を促進する。

特に、JR常磐線は、東京圏と仙台都市圏を結ぶ太平洋側の幹線鉄道として整備されているが、四ツ倉駅以北は単線区間で輸送力・利便性等に問題があるため、複線化・高速化等に関する整備に向けて、地域において经营主体に対し検討を促す。

4. 交通確保対策

立地地域内では、阿武隈高地において居住地が点在しており、当該地域内では鉄道が敷設されていない地区もあり、通勤、通学その他日常生活を営む上で、鉄道以外の日常的な生活交通手段が不可欠なものとなっているため、必要な生活交通手段の維持確保に努める。

また、鉄道や日常的な生活交通手段については、災害時においても有効活用できることから、今後とも整備促進を図る。

5. 交通安全対策

立地地域内の交通安全対策については、通勤・通学などの日常生活の安全性の確保とともに、高齢者や障害者等の自立した社会生活を確保するため、平坦性の確保や視覚障害者誘導用ブロックの設置など、使いやすさに配慮した歩道等の施設整備を推進する。

6. 港湾・漁港の整備

重要港湾小名浜港については、南東北の物流拠点港湾としての機能充実を図るため、施設整備を促進する。

重要港湾相馬港は、背後圏の地域経済振興を支援する物流拠点としての機能充実を図るため、3号埠頭の施設整備を進める。

また、請戸漁港をはじめとする立地地域内の漁港については、漁業地域の活性化を図るため、防波堤、護岸等の施設整備を推進する。

これらの港湾・漁港は、災害発生時における避難、物資輸送及び災害からの復旧に向けた地域の社会・経済活動を支援するためにも着実に整備を進める。

7. 電気通信施設の整備

主要公共施設の周辺、主要観光地、主要道路が交わる交差点など通信需要の高い地域において、携帯電話の使用が可能となるように、通話エリアの拡大を促進する。

また、災害時における情報伝達の手段の確保という観点からも、立地地域内のテレビ、ラジオ放送難視聴地域の解消を促進する。

8. 情報化の推進

ケーブルテレビや最先端通信システムを活用した情報モデル事業の積極的な導入を促進する。

また、県民の安全を確保するため、地震や洪水などの災害時における障害者

等への緊急情報配信システムの整備を検討する。

さらに、各種申請の電子化を推進し、ワンストップサービスや、電子情報公開システムを整備し、行政情報や地域情報のデータベース化等を推進するとともに、立地地域の住民の情報利活用能力の向上を支援する。

また、行政情報、地域情報の受発信基盤となる光ファイバー網の整備を促進し、地域産業間の情報交流による活性化や防災情報の周知を図る。

IV. 農林水産業、商工業その他の産業の振興

1. 産業振興の方針

産業の振興は、就業の場を創出し、所得を確保し、さらには過疎を防ぎ、地域づくりや立地地域の自立を図っていくうえで、必要不可欠である。

このため、実情に即した地域主体の産業の振興及び高度化を図る必要がある。

特に、地元で生産されたものを地元で消費するという考え方（地産地消）を積極的に展開することにより、農林水産業をはじめ産業の振興や地域資源を活用した地域産業の活性化を促進する。

農業については、環境保全に配慮しながら、特色ある米作りを推進し、消費者のニーズにあった麦、大豆、園芸作物等の生産安定と拡大を図る。また、畜産経営においては、家畜排せつ物の適正処理に努め、規模拡大と生産性の向上、高品質化を図る。

さらに、農業の振興によって得られる自然生態系の保全、景観の保全・形成、アメニティの提供などを地域の資源とし、グリーンツーリズムによる都市との交流を進め農村の活性化を図る。

林業については、森林の有する多面的な機能の持続と高度な発揮を図る観点で森林整備を推進し、さらに森林施業の共同化によって、継続的、安定的な経営の確保を図る。

水産業は立地地域内における重要な基幹産業の一つであるが、年々、生産体制が脆弱化しているため、栽培漁業の推進や沿岸漁場の整備開発など、新しい水産業の在り方を検討し推進する。

商工業については、付加価値の高い製品づくりや人材の確保・育成などによる地場産業の活性化、立地地域が整備を進めている各工業団地への企業立地の促進、電源地域の特性を生かしたエネルギー関連の研究機関等の誘導促進による工業の振興、まちづくりと一体となった商業の振興を図る。その他の産業については、豊かな自然や地域の資源を生かした観光等の振興を図る。

2. 農林水産業の振興

(1) 農業

農業の持続的発展のため、認定農業者をはじめとする地域農業の担い手及び新規就農者の育成・確保を図るとともに、計画的な生産基盤の整備を推進する。

水田農業については、「水田農業アクションプログラム」に沿って、消費者ニーズに対応した売れる米づくりや麦・大豆の団地化による生産の高度化などにより、収益性の高い農業経営と多様な担い手を中心とした活力ある生産構造の確立を目指す。

園芸作物については、冬季温暖、多日照等の地域の特徴を生かし、野菜や花きの周年出荷を促進するとともに、日本なし等の果樹産地の拡大を推進する。

畜産については、高品質の肥育牛をはじめとする畜産の生産拡大による経営基盤の強化を図るとともに、家畜ふん尿の適正処理や耕畜連携によるたい肥の活用を促進する。

さらに、環境に配慮した持続的な農業生産の推進と併せ、食の安全・安心に関する消費者意識の高まりに対応した有機農作物等の栽培を推進する。

なお、農村部の生活環境の向上に努めるとともに、豊かな自然等の地域資源を生かしながら、新鮮で安全・安心な農林水産物を提供する直売所、観光農園、加工販売施設等の広域的連携により「地産地消」を推進し、来訪者や消費者のニーズを十分踏まえながら、これら関連施設が一体となった交流拠点施設の整備と都市との交流を目的としたグリーンツーリズムの定着と促進を図る。

立地地域のうち、平地農業地帯においては、大区画ほ場整備や用排水路整備と基幹的な農道整備を進め、農地の汎用化と農用地の利用集積により、生産コストの低減と省力化、高生産性農業の実現と農作物輸送の効率化により農村地域の農業基盤と生活環境基盤の向上を図る。

一方、中山間地域においては、農林業の振興と集落機能の維持向上を図るとともに、地域の特性を生かした多彩な農林業の振興を図るため、生産から流通までの様々な基盤の整備や都市との交流を促進するための基盤づくり、さらには、生活環境の整備について、各種の助成制度を活用しながら推進するとともに、農業・森林の多面的機能を維持・発揮するために実施する生産活動や集落活動等に対する支援を積極的に進める。

(2) 森林・林業

森林・林業については、「森（もり）との共生」の理念に基づく循環型社会の形成に向けて、森林の持つ水源かん養や山地災害防止等の多面的機能を将来にわたり十分に発揮できるよう、水土保持林等、森林の機能と流域の特性に合った森林施業体系により林道と作業道との有機的な活用による林内路網の充実を図りながら、森林の整備や治山事業を進める。

また、木材生産者の体制と消費者ニーズに対応できる流通加工体制の整備により、資源の有効利用と木材供給の安定化を推進し、林業・木材産業の持続的な発展を図る。

特用林産についても、阿武隈山系の豊かな広葉樹資源を背景に、しいたけやなめこの産地化と生産の安定を図る。

(3) 水産業

水産業の振興については、水産資源の適正な保存管理と持続的利用を図るとともに、漁業担い手の確保・育成が必要である。

このため、立地地域の漁業者が自主的に取り組んでいる資源管理型漁業の拡充や、発電所温排水を利用したウニ、アワビ、ヒラメ等のつくり育てる漁業の高度化を推進し、沿岸漁業資源の回復を図るとともに、持続的利用のための沿岸漁場の整備開発と併せて漁港など水産基盤の整備と情報関連施設の整備、試験研究等の必要な機能の充実により、漁業生産の効率化と産地機能の強化を図る。

また、漁協合併による系統組織の基盤強化、次代を担う意欲ある漁業後継者の育成とその活動の支援により漁業地域の活性化を図り、地域水産資源を活用した都市部との交流イベントの開催や産地加工、産地直売等による経営の多角化を推進し、ブランド形成による漁家経営の安定向上を目指すとともに、漁業生産の基盤となる海の環境を保全するため、漁業者による海の森づくりや藻場干潟の保全活動などの取り組みを推進する。

内水面漁業については、アユやサケ等の増殖事業を継続し、新たに遊漁によるサケ資源の有効利用に取り組む等、観光事業と一体となった資源利用により地域の活性化を図る。

3. 農道、林道及び漁港関連道の整備

農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業等により、基幹的な農道を整備し、立地地域における国県道等と連絡することにより、農産物輸送の効率化を図り、農産物の品質向上と生産から流通までの有機的な連携による農業生産性の向上を図る。

林道や作業道の路網の整備は、手入れの必要な森林へのアクセスや高性能林業機械の活用を可能にし、適切な森林整備と効率的な林業経営を推進する上で重要であり計画的に推進する。

潤いと魅力ある漁村づくりを進めるため、水産基盤整備と併せて、漁獲物や漁業用資材を円滑に輸送できるよう、漁港関連道路の整備を推進する。

4. 地場産業の振興

立地地域内の企業の多くは中小企業であり、技術や製品の高付加価値化を展開していく体制が十分であるとはいえないことから、地域に根付いた進出企業を含めた地場産業の技術力、開発力の構築を促進する必要がある。このため、産学官の連携の促進や立地地域の企業への技術開発支援、金融支援などを進め

るとともに、マーケティング能力の向上等を図り、社会経済情勢の変化にも的確に対応できる企業の育成を進める。また、地域産業の一層の高度化・高付加価値化を図り、新分野への事業の展開を促進する。

また、伝統的工芸品産業の技術、デザイン、情報、経営などの技術者・経営者の養成に努めるとともに、立地地域における地場産品等の開発や新しい販路の開拓を支援する。

5. 起業の促進

新たな時代に即応した経済構造へ対応するため、独創的なアイデアや優れた技術を持つ創造的な企業を育成する必要がある。

このため、産学官の連携や異業種の交流などにより、地域内の技術交流や人材の育成を図る必要がある。また、今後も成長分野として期待される情報関連産業、高齢社会に対応した福祉関連産業、その他多様な分野における新規産業の立ち上がりを支援するため、起業家による創業やベンチャー企業の創出、育成、SOHO（Small Office, Home Officeの略で、情報通信技術を駆使して小規模な共同オフィスや自宅で行われる事業形態）の支援や共同利用施設の整備を促進し、幅広い情報提供や金融支援等を行う。

6. 企業の誘致対策

企業誘致は、近年の産業構造の変化により増え続ける求職者、就職率が低迷する新規高卒者、及びUターン希望者等に対する就業の場の確保や県外へ職を求める若年層の地元への定着などを推進するとともに、周辺の商店や企業への経済的波及効果をもたらすため、地域経済の振興、発展を図る上で欠かせない重要な施策である。

一方で、企業誘致を取り巻く環境は、産業の拠点を国外へ移転する産業のグローバル化等により、国内の産業が空洞化しつつあるとともに、バブル崩壊後の景気低迷が続き、地域間競争の様相を強めており、厳しいものがある。

このため、立地地域への企業誘致については、的確な企業情報とニーズの収集を行い、積極的な企業訪問を実施する。また、各種の助成や融資制度、税の軽減措置などの優遇制度をはじめ、整備の進む高速交通網、小名浜港、相馬港及び福島空港との連携など、当地域のもつ立地環境の優位性についても積極的にPRし、優良企業の導入を促進する。

また、有数の大電源地域という電源地域の特性を生かし、新たな産業を創出するため、エネルギー関連をはじめとする研究機関の誘導促進を支援する。

7. 商業の振興

立地地域においても、近年、郊外への住宅団地の開発、公共公益施設の移転など都市機能の拡散が進み、加えて、モータリゼーションの進展、消費者ニーズの多様化、規制緩和を背景とした大型小売店舗郊外展開等により、中心市街地に商業集積の空洞化が生じ、中心市街地の衰退、空洞化が進行している。

また、立地地域の中心市街地の商店は、家族経営による零細規模の店舗が多く、経営者の高齢化や後継者不足、店舗の老朽化、経営手法の近代化の遅れなど多くの問題を抱えているところが少なくない。

このため、地域の文化や歴史等その特性を生かした魅力あるまちづくりと一体となった商業機能の充実やユニバーサルデザインを取り入れた誰もが利用できる商店街づくりが求められている。

これらの課題に対応し、商業振興策のソフト面と市街地の整備等ハード面から中心市街地の活性化を図るため、各種基盤施設・公共施設等の整備や魅力ある商業集積の形成、店舗・設備・経営手法の近代化を支援する。また、地域の主体的な商店街づくりや経営者の意欲的な取組み、人材の育成、創業、経営革新を支援し、空き店舗の活用を図り、融資を受けやすい環境を整備するなど、商業の活性化を促進する。

8. その他の産業の振興

(観光)

立地地域が有する海、山、川の多彩で豊かな自然及び歴史、文化などを歴史的・一体感のあるエリアごとに観光資源として整備し、観光客の誘致などに最大限に活用することを推進する。

また、温暖な気候、「アクアマリンふくしま」や「Jヴィレッジ」等の恵まれた広域集客施設や地域資源、さらに整備が進む常磐自動車道を生かし、各エリアの観光資源を有機的に連携させた広域観光ルートを設定するとともに、グリーンツーリズム、ブルーツーリズム等滞在型・交流型観光の定着、拡大を促進し地域における観光産業の振興を図る。

(新エネルギー関連)

立地地域の新エネルギーの積極的な導入促進を図るため、県立大野病院、県立いわき光洋高校などへの太陽光発電の率先導入やバイオマス利用促進技術の開発・研究などによるバイオマスの総合的利活用を促進する。

また、新エネルギー技術の進展やこれまでの導入実績等を踏まえ、平成 15 年度は「福島県地域新エネルギー詳細ビジョン(仮称)」の策定に取り組んでお

り、今後は、そのビジョンに基づき、産学民官連携の下、さらに新エネルギーの積極的な導入・普及の促進に努める。

V. 生活環境の整備

1. 生活環境の整備の方針

立地地域の住民が安心して生活できる安全で快適な社会を実現するには、生活環境の整備が不可欠である。

立地地域内の安定的な水供給の確保と公共用水域の水質を保全するため、上水道及び公共下水道や農業集落排水等下水処理施設整備を推進するとともに、下水処理施設から発生する汚泥の減量化を図るため、堆肥等へ再利用するための広域的施設整備を促進する。

また、立地地域のごみの減量化と適正処理及び再生利用を図るため、廃棄物処理施設等の充実を図るとともに、廃棄物リサイクル対策を推進する。

さらに、立地地域の定住を促進するため、公営住宅等の整備を図るとともに、道路・公園等の居住環境の整備を促進する。

2. 上水道、下水処理施設等の整備

快適な居住環境の整備促進は、地域の活性化や定住促進を図る上でも重要な基盤である。

立地地域の上下水道の整備は、計画的に推進しているところではあるが、上水道については、立地地域の一部地域において水道未普及地域があるため、必要に応じその解消を図る必要がある。

また、水道施設の多くは、中小規模であり老朽化が進んでいるため、今後は施設の更新や広域化に向けた統合が必要である。

下水処理施設等の整備については、自治体によって格差が大きく、下水道等の普及率が県の平均を大きく下回る自治体があるなど、整備を図る必要がある。農村地域における下水処理施設等の普及については、都市部と比べて大きく立ち遅れていることから、農村生活環境の改善を図るため、「全県域下水道化構想」に基づき立地地域市町村との調整を図りながら、農業集落排水事業等を計画的に推進する。

3. 廃棄物処理施設の整備

生活様式の高度化・多様化により、廃棄物の排出量が年々増加することが予想される。限りある資源を有効に活用し、環境に負荷の少ない循環型社会に対応するため、廃棄物の発生抑制、減量化、リサイクルに取り組んでいくとともに、廃棄物処理施設の計画的整備を行う必要がある。

4. その他の生活環境の整備

立地地域の職住近接の利便性を生かした良好な居住環境の形成を推進するため、既成市街地での土地の有効利用を図るとともに、適切な道路、公園、水辺等良好な環境を備えた住宅市街地の整備を促進する。

また、立地地域内への定住を促進し、地域の活性化を図るため、自然環境に恵まれた当地区の特性と独自の発想を生かした個性豊かな住宅及び住環境の整備を推進するとともに、マルチハビテーション（複数地域居住）、テレワーク（情報通信を活用した遠隔勤務）等の活用による新たな住宅へのニーズに対応した住宅マスタープランの策定を推進し、質の高い公営住宅を計画的に整備する。

VI. 福祉と保健・医療の向上及び充実

1. 福祉と保健・医療の向上及び充実の方針

少子・高齢化が一層進行する中、高齢者、障害者、児童等への福祉サービスは専門的で質の高いものが求められている。

立地地域においても、高齢化が進行していることから、高齢者及びその家族の生活、高齢者の保健、生きがいへの支援のため、在宅サービス提供基盤の整備やデイサービス施設、介護老人福祉施設等の整備を促進する。同時に住民参加の福祉活動を推進し、生活全般にわたり相互に支え合う地域社会の形成にも努める。

また、障害者の生活、保健、自立、社会参加等を支援するため、障害者へのサービスの一層の充実を進める。

児童福祉については、安心して子どもを産み育てることができるよう子育て家庭への支援を展開するとともに、次代を担う子どもたちが心身ともに健やかに育つことができるような環境の整備を推進する。

保健・医療については、保健医療資源の適正な配置を図り、効率的な保健医療供給体制の確立に努めるとともに、各保健・医療・福祉関係機関と連携し、ライフステージに応じた保健体制の確立等総合的な健康づくりの推進を図る。

2. 福祉の向上及び充実を図るための対策

(高齢者福祉)

高齢化の進行に伴い、介護を要する高齢者が増えている状況にある。

このため、高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持ち、健やかな生活を送ることができるよう、市町村が地域の実情に応じて行う自立支援のための生活援助事業や介護予防のための事業を総合的に取り組めるよう支援する。

また、市町村、社会福祉法人等が行う介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、老人デイサービスセンター、痴呆性高齢者グループホーム、ケアハウス等については、入所希望者、利用希望者の状況等を踏まえて計画的な整備を促進する。

(児童福祉)

母子の心身の健康を保持増進させるため、保健指導の強化、乳幼児の疾病の早期発見、早期治療の推進及び療養指導の充実を図り、妊娠・出産が安全かつ安心して行われるよう環境整備に努める。

子育てサークルや子育てボランティアに対する支援を検討するとともに、乳児保育、延長保育、一時保育、障害児保育等の特別保育事業を促進する。また、

共働き家庭の増加に対応して、放課後児童クラブの設置のための整備費の補助、運営費の補助等を行い、市町村が実施する放課後児童健全育成事業を支援する。

(障害者福祉)

ノーマライゼーションの理念が普及する中、障害者が、その能力を最大限に発揮し、主体的に生きる力を身につけることが求められている。このため、一人ひとりの障害の種類・程度等に配慮したきめ細かな支援体制の充実を図るとともに、パソコン等の情報機器を活用し、可能な限り健常者との情報格差の是正を図るなど、自立と積極的な社会への参加を支援する。

また、新たに導入された、支援費制度の理解と普及、定着を図り、併せて、利用者が選択できる施設支援、居宅支援のサービス提供基盤の整備を促進し、福祉サービスがいつでも必要なときに利用できるよう支援する。

3. 保健・医療の向上及び充実を図るための対策

介護を必要とする高齢者の増加、生活習慣病の増加に代表される疾病形態の多様化など、県民の健康を取り巻く環境は大きく変化している。

こうした中、介護保険については、利用者の制度理解や情報の提供を適切に行うとともに、適切な制度運営が行われるよう市町村への支援を行っていく。

また、立地地域住民の健康の維持・増進を図るため、かかりつけ医の普及、関係医療機関の連携、中核的医療機関の機能充実など、住民に良質かつ適切な医療を効率的に提供する医療体制の整備促進を支援する。

特に、双葉郡内の町村と都路村では、二次医療（専門的な外来、入院医療を担う病院）の充実が課題となっており、医師の充実や施設整備、緊急時医療体制の整備を支援する。

へき地医療については、国の「第9次へき地保健医療計画」に基づき、医療提供体制の整備や診療機能の充実、搬送体制の整備、遠隔医療の推進などへき地医療支援体制の整備を支援する。

VII. 防災及び県土の保全に係る施設の整備

1. 防災の方針

「福島県地域防災計画」に基づき、県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関が、相互に緊密な連携をとりつつ、その有する全機能を有効に発揮して、県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害予防、災害応急対策及び災害復旧の諸施策を総合的・計画的に実施する。

災害予防については、災害発生 of 未然防止と被害の軽減を図るため、防災情報通信網などの施設・設備を整備するとともに、広域的な応援も含めた防災関係機関相互の連携を強化し、また地域における自主防災組織等の整備を促進することにより、防災組織体制の整備充実を図る。

災害応急対策については、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害応急対策を迅速、強力かつ効率的に実施するための活動体制の整備充実を図る。

災害復旧については、被災した施設を原形に復旧をすることを目的とし、迅速な実施を図る。

また、原子力防災については、原子力発電施設の安全対策の充実を促進するとともに、「福島県地域防災計画（原子力災害対策編）」（以下「原子力防災計画」という。）に基づき、防災関係機関の協力により原子力防災体制の強化を図る。

2. 県土保全の方針

立地地域の多くは、この地域特有の山間部から太平洋に向かう急傾斜地で、河川流路が短いことから、降雨を貯留することが困難な状況にある。また河口部の排水が海水潮位の干満に左右されることから、排水機等による強制排水を要する地域が多い。

立地地域の住民の生命、財産を災害から守り、安全で住み良い暮らしを実現するため、河川の治水機能の向上を図るための河川改修等の整備を推進するとともに、土砂災害を未然に防止するため、土石流、地すべり、がけ崩れ等に対する土砂災害対策を推進する。

また、海岸の侵食や高潮等による災害を未然に防止するため、海岸環境に配慮しながら、海岸保全施設の整備を図る。

3. 消防救急施設

災害の複雑化、多様化に対応し、効果的な消防活動を確保するため、消防施設・設備のより一層の充実強化を図る。

具体的には、より高性能な消防ポンプ車や救助工作車など、消防資機材の整備充実や高規格救急自動車など救急救命体制の向上に努める。

災害情報等の的確な収集・伝達及び迅速な災害情報提供のため、既存の総合情報通信ネットワークを活用するとともに、防災情報通信システム等の整備を促進し、消防救急システムの整備促進を支援する。

また、消防水利の多元化の推進を図るとともに、大規模な震災への対策として、耐震性貯水槽や防火水槽の設置促進を図り、既存の消防水利と併せて計画的な整備促進を図る。

さらに、消防防災ヘリコプターを活用し、広域的・機動的な消防防災及び救助活動の充実を図る。

災害時における救急・救助業務については、救急医療従事者や救急救命士等の資質向上や医療機関と消防関連の連携強化を推進するほか、地域災害医療センターの機能充実、医薬品等の備蓄・供給体制の充実、医師会等関係団体との連携強化、救急・救助方法等理解に関する県民への普及啓発をさらに推進する。

4. 治山・治水対策等

(1) 治山対策等

森林の持つ水源かん養や山地災害防止機能等「森林の有する多面的な機能」の維持向上を図り、洪水の緩和及び土砂流出等山地災害や風害、飛砂の害、潮害を未然に防止するため、保安林等の森林の整備をはじめ、治山事業を計画的に実施する。

また、農地における自然災害の発生や農業用水の汚濁を未然に防止し、国土の保全と農業生産の維持及び農業経営の安定を図るため、ため池や農業用排水路等を整備する農地防災事業を計画的に進めるとともに、維持管理に対して支援する。併せて、水田の持つ雨水の貯留機能を維持するため、上流地域にある中山間地域の農地などへの総合的な保全対策と生活環境基盤整備を進めるとともに、農業生産活動や地域活動の活性化に対して支援する。

さらに、立地地域の河川や海岸沿いは海水面との標高差が少なく排水不良地帯が多いことから、湛水防除のための排水機場の維持管理を支援するとともに施設設置を計画的に実施する。

農地や宅地等を飛砂や潮害などから守る海岸林を整備するため保安林整備事業を実施し、併せて松くい虫から海岸の松林を守るため松くい虫防除事業を実施する。

(2) 治水対策等

台風、集中豪雨等による洪水の防止を図るため、地域住民や学識経験者の意見を反映した河川整備計画を策定し、河川改修事業及び河川環境整備事業を実施するとともに、長期的かつ計画的な総合治水対策を推進する。

また、集中豪雨等による荒廃した山地・溪流からの土石流や地すべり、がけ崩れ等から、人命・財産を守るため、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業を実施する。

さらに、波浪・高潮や海岸侵食等による海岸域の被害を防ぐため、海岸保全事業を推進するとともに、海岸へのアクセスや景観にも配慮した地域に親しまれる海岸づくりを推進する。

5. 原子力地域防災の増強に資する諸措置の整備

(1) 原子力地域防災の増強の基本方針

災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法に基づき、原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、県、市町村及び防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務または業務の遂行により、県民の安全を図ることを目的に、県は、原子力防災計画を策定している。

原子力防災計画では、原子力災害の予防体制の整備及び事前対策、緊急時における通報連絡体制の整備、災害対策本部の設置、緊急事態応急対策拠点施設における活動、住民への指示・広報、緊急時モニタリング、退避及び避難時の防護対策など必要な対策が定められている。

立地地域の、原子力防災の万全を期するために、原発特措法等に基づき、引き続き、立地地域の原子力防災体制の強化を図る。

なお、原子力防災上重要な施設としては、立地地域内に存在する防災に必要な施設及び原子力防災計画等に定める住民避難の用に供する施設等を基本とし、その整備の推進を図る。

(2) 原子力地域防災の増強の内容

① 原発特措法第7条に関する方針

原発特措法第7条に基づく特例措置を受ける事業については、各関係省庁の告示・事務連絡等に基づき、主に「避難等体制の整備」、「緊急輸送活動体制等の整備」、「救急、救助、消火及び防災活動体制の整備」の観点から防災体制の強化を推進することとする。

ア. 避難等体制の整備

コンクリート屋内退避は、基本的に徒歩で行われるため、その対象施設は、住民の居住地の近くにあり、十分な放射線遮へい効果を持つことが必要である。また、避難の場合は、関係市町村は、あらかじめ定める避難計画により集合場所を指定し住民に対し避難の指示を行うとともに、防災関係機関の車両等の応援等により、円滑に住民を避難施設に輸送できるようにする必要がある。

このため、各地域の実情に応じて、原子力防災計画に定める避難所や避難に必要な施設・設備の整備を行うとともに、安定ヨウ素剤の配布など関係機関の協力体制の構築により、円滑な避難等の体制を確立する。

イ. 緊急輸送活動体制等の整備

原子力防災計画に定める緊急輸送が迅速かつ的確に実施できるようにするため、原子力災害時の安全性の確保に配慮しながら、輸送施設や輸送拠点等の各種施設の整備を行い、円滑かつ柔軟な緊急輸送活動体制を確立する。

ウ. 救急、救助、消火及び防災活動体制の整備

原子力災害に適切に対処するため、救急、救助、消火及び防災活動体制の整備を図り、立地地域の防災機能を高める。

② 原発特措法第7条の適用を受ける各種施設整備について

ア. 道路

道路の整備については、原子力災害に備えて整備を必要とする道路であって、国土交通省告示第1203号（平成13年7月17日）の基準に基づき、原子力災害が発生した場合において、立地地域の円滑な避難または緊急輸送活動体制の確立に資する基幹的な道路の新設または改築とする。

イ. 港湾

港湾の整備については、原子力防災計画に記載された乗船施設のある港湾であって、国土交通省告示第1203号（平成13年7月17日）の基準に基づき、原子力災害が発生した場合において緊急輸送体制の確立に資する水域施設等の建設または改良の工事とする。

ウ. 漁港

漁港の整備については、原子力災害に備えて整備を必要とする漁港であって、農林水産省告示第919号（平成13年7月26日）の基準に基づき、原子力災害

が発生した場合において立地地域の緊急輸送体制の確立に資する基本施設及び輸送施設の修築事業とする。

エ. 消防用施設

消防用施設の整備については、原子力災害に備えた立地地域内の施設であって、総務省告示第 673 号（平成 13 年 11 月 1 日）及び第 272 号（平成 14 年 5 月 1 日）の基準に基づき、原子力災害の発生または拡大の防止に資する消防施設、防災行政無線設備、その他消防の用に供する施設及び設備の整備とする。

オ. 義務教育施設

義務教育施設の整備については、原子力防災計画において避難施設として記載された施設または原子力災害に備えた立地地域内の施設であって、平成 13 年 9 月 3 日付け 13 文科初第 579 号の文部科学大臣決定の基準に基づき、原子力災害が発生した場合において、立地地域の円滑な避難の確保に資する立地地域における義務教育施設の増築または改築並びに木造以外の校舎の補強とする。

VIII. 教育及び科学技術の振興

1. 教育の振興の方針

21世紀を迎えた現在、政治、行財政、経済等の構造を大胆に改革することが求められており、あらゆる社会構造の基盤となる教育の分野においても、従来のシステムを見直し、新しい時代にふさわしい教育を実現することが必要となっている。

福島県では、「人・地域・自然と共に個を磨く新世紀ふくしまの教育」を基本目標とする第5次長期総合教育計画（平成14年3月策定）に基づき、「教育は家庭を原点として地域や学校が一体となって社会全体で担うもの」という基本に立ち返り、学校教育の充実と、家庭、地域及び学校の連携協力のための各種施策を進める。

2. 公立小中学校等教育施設の整備

快適な教育環境を確保するため、地域の実情を十分考慮しつつ校舎、体育館、水泳プール等の施設の充実を図る。

また、災害時における避難施設としての役割を果たすことができるよう、老朽化校舎の改築や耐震補強工事等安全面での充実強化を図る。

さらに、今後新しい授業方法等にも対応できるよう常に施設の見直しを行い、教室や図書館等の整備を進める。

3. 集会施設、体育施設、社会教育施設等の整備

地域文化の伝承や様々な学習活動等の充実を図るとともに、これらの活動の場として集会施設、体育施設、社会教育施設等の開放を進めながら、地域の実情に応じて整備の推進を図る。

4. 科学技術の振興の方針

平成14年3月に策定した「福島県科学技術政策大綱」に基づき、「安心・ゆとり・潤いあるくらしの実現」、「豊かな創造性を育む地域社会の実現」「新産業創出・技術革新による地域経済の活性化」を基本目標として、自然との調和を図りながら持続的に発展する21世紀にふさわしい「美しいふくしま」の実現をめざす。

このため、立地地域内に設置されている水産試験場、水産種苗研究所やハイテクプラザいわき技術支援センターなどの試験研究機関の充実強化を図る。

また、科学技術振興の基盤となる高等教育機関や民間研究（研修）所の集積を図るとともに、これらを生かした産学官連携を促進する。

Ⅹ 振興計画に係る事業一覧

1. 交通施設及び通信施設の整備

(1) 基幹的な道路の整備

(単位:百万円)

番号	事業名	事業概要	特例措置 の適用	事業実施箇所	事業 主体	事業期間	期間内 事業費	所管省庁
1	常磐自動車道整備事業	富岡～相馬 L=47.1km		富岡町 ～相馬市	日本道路公団	H10～	未定	国土交通省
		相馬～新地 L=8.6km		相馬市 ～新地町	日本道路公団	H10～	未定	国土交通省
		新地～県境 L=6km		新地町	日本道路公団	未定	未定	国土交通省
2	東北横断自動車道整備事業 いわき新潟線	いわき～郡山 4車線化		いわき市 ～郡山市	日本道路公団	H10～	未定	国土交通省
3	一般国道115号整備事業 阿武隈東道路	相馬市山上～相馬市東玉野 L=10.7km		相馬市	国	未定	未定	国土交通省
4	東北中央自動車道整備事業	相馬～福島 L=41km		相馬市 ～福島市	日本道路公団	未定	未定	国土交通省
5	一般国道6号整備事業 常磐バイパス	道路改築 L=27,700m		いわき市	国	S41～	未定	国土交通省
6	一般国道6号整備事業 久之浜バイパス(1工区)	道路改築 L=2,300m		いわき市	国	H1～	未定	国土交通省
7	一般国道6号整備事業 相馬バイパス	道路改築 L=9,900m		相馬市 ～新地町	国	S62～	未定	国土交通省
8	一般国道49号整備事業 平バイパス	道路改築 L=7,700m		いわき市	国	S56～	未定	国土交通省
9	一般国道49号整備事業 北好間防災	道路改築 L=2,000m		いわき市	国	H11～	未定	国土交通省
10	一般国道113号整備事業 新地(仮称:新地IC)	道路改築	※	新地町	福島県	未定	未定	国土交通省
11	一般国道114号整備事業 加倉(仮称:浪江IC)	道路改築	※	浪江町	福島県	未定	未定	国土交通省
12	一般国道114号整備事業 浪江拡幅	道路改築 L=700m	○	浪江町	福島県	H12～	未定	国土交通省
13	一般国道115号整備事業 相馬南(仮称:相馬IC)	道路改築	※	相馬市	福島県	未定	未定	国土交通省
14	一般国道115号整備事業 玉野拡幅	道路改築 L=900m	※	相馬市	福島県	未定	未定	国土交通省
15	一般国道288号整備事業 戸屋拡幅	道路改築 L=700m	○	都路村	福島県	H13～	未定	国土交通省

番号	事業名	事業概要	特例措置 の適用	事業実施箇所	事業 主体	事業期間	期間内 事業費	所管省庁
16	一般国道288号整備事業 戸屋拡幅(2期)	道路改築	※	都路村	福島県	未定	未定	国土交通省
17	一般国道288号整備事業 玉ノ湯バイパス	道路改築	※	大熊町	福島県	未定	未定	国土交通省
18	一般国道289号整備事業 荷路夫バイパス	道路改築 L=3, 600m	○	いわき市	福島県	H13~	未定	国土交通省
19	一般国道289号整備事業 根室拡幅	道路改築 L=1, 500m	○	いわき市	福島県	H11~	未定	国土交通省
20	一般国道399号整備事業 中島バイパス	道路改築 L=2, 130m	○	いわき市	福島県	H2~	未定	国土交通省
21	一般国道399号整備事業 手古岡バイパス	道路改築 L=1, 440m	○	川内村	福島県	H7~	未定	国土交通省
22	一般国道399号整備事業 掛札拡幅	道路改築 L=900m	○	都路村	福島県	H13~	未定	国土交通省
23	一般国道399号整備事業 掛札拡幅(2期)	道路改築	※	都路村	福島県	未定	未定	国土交通省
24	一般国道399号整備事業 津島バイパス	道路改築 L=7, 762m	○	葛尾村	福島県	S54~	未定	国土交通省
25	主要地方道小野富岡線調査事業	調査一式		富岡町、川内村	福島県	H16~H20	450	国土交通省 経済産業省
26	主要地方道小野富岡線整備事業 五枚沢	道路改築	※	富岡町、川内村	福島県	未定	未定	国土交通省
27	主要地方道小野富岡線整備事業 高津戸	道路改築		富岡町	福島県	未定	未定	国土交通省
28	主要地方道原町川俣線整備事業 芦原地区	道路改築 L=1, 320m		飯館村	福島県	H14~	未定	国土交通省
29	主要地方道原町川俣線整備事業 信田沢	道路改築		原町市	福島県	未定	未定	国土交通省
30	主要地方道原町浪江線整備事業 横川	道路改築 L=1, 440m		原町市	福島県	H10~	未定	国土交通省
31	主要地方道いわき石川線整備事業 皿貝工区(1工区)	道路改築 L=1, 140m		いわき市	福島県	H13~	未定	国土交通省
32	主要地方道いわき石川線整備事業 皿貝工区(2工区)	道路改築		いわき市	福島県	未定	未定	国土交通省
33	一般県道日下石新沼線整備事業 宇多川橋	道路改築 L=171m		相馬市	福島県	H15~H17	未定	国土交通省

番号	事業名	事業概要	特例措置 の適用	事業実施箇所	事業 主体	事業期間	期間内 事業費	所管省庁
34	一般県道小浜字町線整備事業 北原	道路改築 L=1,400m		原町市	福島県	S59~	未定	国土交通省
35	主要地方道常磐勿来線整備事業 鮫川橋工区	道路改築		いわき市	福島県	未定	未定	国土交通省
36	一般県道旅人勿来線整備事業 井戸沢橋工区	道路改築 L=360m		いわき市	福島県	H5~	未定	国土交通省
37	一般県道白岩久之浜線整備事業 久之浜工区	道路改築 L=820m		いわき市	福島県	H11~	未定	国土交通省
38	主要地方道小野富岡線整備事業 吉間田工区	道路改築		いわき市	福島県	未定	未定	国土交通省
39	主要地方道相馬亙理線整備事業 釣師バイパス	道路改築		新地町	福島県	未定	未定	国土交通省
40	一般県道広野小高線整備事業 富岡工区	道路改築 L=680m		富岡町	福島県	H10~	未定	国土交通省 経済産業省
41	一般県道広野小高線整備事業 熊川工区	道路改築 L=1,500m		大熊町	福島県	H14~H17	未定	国土交通省 経済産業省
42	一般県道広野小高線整備事業 双葉浪江工区	道路改築 L=1,140m		双葉町	福島県	H14~H17	未定	国土交通省 経済産業省
43	一般県道広野小高線整備事業 棚塩工区	道路改築		浪江町	福島県	未定	未定	国土交通省 経済産業省
44	一般県道広野小高線整備事業 塚原工区	道路改築		小高町	福島県	未定	未定	国土交通省 経済産業省
45	一般県道広野小高線整備事業 天神岬工区	道路改築		楢葉町	福島県	未定	未定	国土交通省 経済産業省
46	一般県道広野小高線整備事業 折木北迫工区	道路改築		広野町	福島県	未定	未定	国土交通省 経済産業省
47	市道深野12号線整備事業	道路改築 L=3,500m		原町市	原町市	H14~	未定	国土交通省
48	市道信田沢長野線整備事業	道路改築 L=1,300m		原町市	原町市	H16~	未定	国土交通省
49	市道日下石石上線整備事業 日下石地内	道路改築 L=989m		相馬市	相馬市	H16~	未定	国土交通省
50	町道熊野・今中線整備事業	道路改築 L=1,681m		楢葉町	楢葉町	H13~	未定	国土交通省 経済産業省
51	町道山田郡山線整備事業	道路改築 L=1,600m		双葉町	双葉町	H12~	未定	国土交通省 経済産業省

番号	事業名	事業概要	特例措置 の適用	事業実施箇所	事業 主体	事業期間	期間内 事業費	所管省庁
52	町道久保前中浜線整備事業	道路改築 L=2,150m		双葉町	双葉町	H16~	未定	国土交通省
53	町道新山鴻草線整備事業	道路改築 L=1,950m		双葉町	双葉町	未定	未定	国土交通省
54	町道1-10号線整備事業	道路改築 L=1,200m		鹿島町	鹿島町	未定	未定	国土交通省
55	町道中81号線整備事業	道路改築 L=100m		鹿島町	鹿島町	H12~	未定	国土交通省
56	町道(仮称)南部整備事業 女場地区	道路改築 L=5,300m		小高町	小高町	未定	未定	国土交通省
57	町道(仮称)原浪線整備事業 片草地区外	道路改築 L=7,000m		小高町	小高町	未定	未定	国土交通省
58	市道栗木作・小山田線整備事業	道路改築 L=1,920m		いわき市	いわき市	H12~	未定	国土交通省
59	市道台山・水野谷町線整備事業	道路改築 L=850m		いわき市	いわき市	H12~	未定	国土交通省
60	市道社岡・大谷線整備事業	道路改築 L=1,200m		いわき市	いわき市	H13~	未定	国土交通省
61	市道江添・定田線整備事業	道路改築 L=590m		いわき市	いわき市	H13~	未定	国土交通省
62	木戸ダム周辺環境整備事業 乙次郎地区道路整備	堂ノ内乙次郎線:L=662m W=5.5(7.0)m 乙次郎仁平蔵線:L=680m W=5.5(7.0)m		楢葉町	楢葉町	H14~H18	140	国土交通省 経済産業省
63	町道松ノ口大坂線道路改良事業	L=1,344.8m W=6.0(8.0)m		楢葉町	楢葉町	H13~H18	231	国土交通省 経済産業省
64	町道久保田1号線道路新設事業	L=300m W=6.5(15.0)m アンダーボックス新設 L=60m		広野町	広野町	H12~H19	518	国土交通省 経済産業省
65	町道大平夕筋線道路新設事業	L=35m W=5.5(11.5)m 国道交差点改良 L=140m		広野町	広野町	H15~H16	50	国土交通省 経済産業省
66	町道関山堂の原線道路新設事業	L=618m W=4.0(5.0)m		広野町	広野町	H16	62	国土交通省 経済産業省
67	町道北沢線道路改良事業	L=347m W=4.0(5.0)m 橋梁設置 L=13m		広野町	広野町	H15~H17	53	国土交通省 経済産業省
68	(都) 関船鹿島線整備事業	道路改良 L=760m (主)江名常磐線		いわき市	福島県	H3~H16	20	国土交通省
69	(都) 勿来岩間線整備事業	道路改良 L=668m (主)日立いわき線		いわき市	福島県	H4~H18	2,604	国土交通省

番号	事業名	事業概要	特例措置 の適用	事業実施箇所	事業 主体	事業期間	期間内 事業費	所管省庁
70	(都)平磐城線整備事業	道路改良 L=870m、 (主)小名浜平線		いわき市	福島県	H16~H25	3,940	国土交通省
71	(都)勿来泉線整備事業	道路改良 L=574m (主)常磐勿来線		いわき市	福島県	未定	未定	国土交通省
72	(都)環状1号線整備事業	道路改良 L=550m	※	原町市	原町市	未定	未定	国土交通省
73	原ノ町駅前広場整備事業	駅前広場整備A=3,000㎡	※	原町市	原町市	未定	未定	国土交通省
74	(都)八反田四方木田線整備事業	道路改良 L=136m		いわき市	いわき市	H9~H17	991	国土交通省
75	(都)内郷駅平線整備事業	道路改良 L=654m	○	いわき市	いわき市	H4~H20	1,947	国土交通省
76	(都)台山水野谷町線整備事業	道路改良 L=850m	○	いわき市	いわき市	H9~H22	3,220	国土交通省
77	(都)新川町谷川瀬線整備事業	道路改良 L=638m		いわき市	いわき市	H13~H23	3,128	国土交通省
合計							17,354	

(注)「特例措置の適用」欄の※印の事業については、事業採択時に最終的に判断する。

(2)交通安全対策

(単位:百万円)

番号	事業名	事業概要	特例措置 の適用	事業実施箇所	事業主体	事業期間	期間内 事業費	所管省庁
1	一般国道6号整備事業 大井工区	歩道工 L=1.37km		小高町	国	未定	未定	国土交通省
2	国道399号整備事業 杉平工区	歩道工 L=900m		いわき市	福島県	H19~	未定	国土交通省
3	主要地方道いわき浪江線整備事業 八石工区	自歩道工 L=784m		楢葉町	福島県	H14~H16	未定	国土交通省
4	主要地方道小野四倉線整備事業 空木工区	歩道工 L=910m		いわき市	福島県	H13~H16	未定	国土交通省
5	主要地方道いわき上三坂小野線 整備事業 本谷工区	自歩道工(トンネル) L=313m		いわき市	福島県	H15~	未定	国土交通省
6	主要地方道原町海老相馬線 整備事業 上高平工区	歩道工 L=635m		原町市	福島県	H11~H16	未定	国土交通省
7	主要地方道原町二本松線整備事業 西町工区	歩道工 L=210m		原町市	福島県	H15~	未定	国土交通省
8	一般県道浪江鹿島線整備事業 矢川原工区	歩道工 L=211m		原町市	福島県	H16~	未定	国土交通省
9	一般県道落合浪江線整備事業 高瀬工区	歩道工 L=820m		浪江町	福島県	H16~	未定	国土交通省
10	一般県道中ノ内小高線整備事業 大田和工区	歩道工 L=2,100m		小高町	福島県	H15~	未定	国土交通省
11	主要地方道小名浜小野線 整備事業 内郷高野工区	歩道工 L=310m		いわき市	福島県	H16	未定	国土交通省
12	一般県道折木筒木原久之浜線 整備事業 久之浜工区	自歩道工(側道橋) L=172m		いわき市	福島県	H15~H16	未定	国土交通省
13	市道雫大甕線整備事業 雫工区	歩道工 L=900m		原町市	原町市	未定	未定	国土交通省
14	市道矢川原片倉線整備事業 矢川原工区	歩道工 L=2,000m		原町市	原町市	未定	未定	国土交通省
15	市道国見町馬場線整備事業 国見町工区	歩道工 L=700m		原町市	原町市	未定	未定	国土交通省

番号	事業名	事業概要	特例措置 の適用	事業実施箇所	事業主体	事業期間	期間内 事業費	所管省庁
16	市道国見町旭町線整備事業 旭町工区	歩道工 L=1,800m		原町市	原町市	未定	未定	国土交通省
17	市道桜井下渋佐線整備事業 萱浜工区	歩道工 L=900m		原町市	原町市	未定	未定	国土交通省
18	市道上太田下太田線整備事業 下太田工区	歩道工 L=700m		原町市	原町市	未定	未定	国土交通省
19	市道桜井高線整備事業 北原工区	歩道工 L=2,100m		原町市	原町市	未定	未定	国土交通省
20	市道高米々沢線整備事業 高一Ⅰ工区	歩道工 L=800m		原町市	原町市	未定	未定	国土交通省
21	市道高小高線整備事業 高一Ⅱ工区	歩道工 L=1,300m		原町市	原町市	未定	未定	国土交通省
22	町道仲町小屋木線、町道小屋木 川房線、町道浦尻川房線整備事業	歩道工 L=4,000m		小高町	小高町	未定	未定	国土交通省
23	市道南富岡・元分線整備事業 小名浜大原地区	歩道工 L=1,000m		いわき市	いわき市	H16～	未定	国土交通省
24	市道北町田・松坂線整備事業 好間工区	交差点改良		いわき市	いわき市	H16～	未定	国土交通省
合計							0	

(3) 港湾の整備

(単位:百万円)

番号	事業名	事業概要	特例措置 の適用	事業実施箇所	事業主体	事業期間	期間内 事業費	所管省庁
1	相馬港港湾改修事業	防波堤(沖) 3号ふ頭-12m岸壁 -12m泊地		相馬市、新地町	国	S61～未定	未定	国土交通省
2	相馬港港湾改修事業	防波堤(南)(改良) 2号ふ頭道路 3号ふ頭-10m岸壁 -10m泊地、道路		相馬市、新地町	福島県	H16～H20	1,916	国土交通省
3	小名浜港港湾改修事業	本港防波堤(沖) 防波堤(第二沖)		いわき市	国	S51～未定	未定	国土交通省
4	小名浜港港湾改修事業	1号ふ頭-4.5m岸壁 -2.5m物揚場、道路 藤原ふ頭橋梁		いわき市	福島県	H16～H20	2,294	国土交通省
5	小名浜港港湾環境整備事業	2・3号ふ頭緑地 5・6号ふ頭緑地		いわき市	福島県	未定	未定	国土交通省
6	小名浜港廃棄物処理施設整備事業	東港護岸		いわき市	福島県	H16～H22	7,036	国土交通省
合計							11,246	

2. 農林水産業、商工業その他の産業の振興

(1) 農業の振興

(単位:百万円)

番号	事業名	事業概要	特例措置の適用	事業実施箇所	事業主体	事業期間	期間内事業費	所管省庁
1	かんがい排水事業 (富岡地区)	滝川ダム新設工 総貯水量V=5,945千t 有効水量 V=5,165千t 幹線水路 L=5,890m φ500~600		富岡町	福島県	S62~H21	16,428	農林水産省
2	ため池等整備事業 (新夜ノ森地区)	水路工 L=990m B=2.4m H=2.0m		富岡町	福島県	H8~H17	129	農林水産省
3	地域用水環境整備事業 (北郷地区)	親水景観保全施設、利用保全施設一式		富岡町	福島県	H10~H19	152	農林水産省
4	かんがい排水事業一般型 (相馬第二地区)	頭首工 5ヶ所 幹線用水路工 43Km		相馬市、新地町	福島県	S56~H20	4,457	農林水産省
5	ため池等整備事業 【用排水施設整備】(青根場地区)	L=2,700m		双葉町	福島県	未定	未定	農林水産省
6	基盤整備促進事業 (八竜内地区)	用排水路工 L=5,060m 農道工 L=720m		浪江町	請戸川土地改良区	H12~H18	135	農林水産省
7	基盤整備促進事業 (百間沢地区)	用排水路工 L=6,510m 農道工 L=530m 暗渠排水工 A=5.8ha		浪江町	請戸川土地改良区	H12~H18	87	農林水産省
8	経営体育成基盤整備事業 (南棚塩地区)	区画整理工 A=122ha		浪江町	福島県	H10~H19	1,156	農林水産省
9	中山間地域総合整備事業 (津島地区)	用排水路工 L=4,450m 区画整理工 A=27ha 農道工 L=3,700m 活性化施設 1ヶ所		浪江町	福島県	H12~H21	1,443	農林水産省
10	経営体育成基盤整備事業 (桃内地区)	区画整理工 A=173ha		小高町	福島県	H8~H17	436	農林水産省
11	経営体育成基盤整備事業 (大井塚原地区)	区画整理工 A=146ha		小高町	福島県	H11~H19	1,782	農林水産省
12	経営体育成基盤整備事業 (飯崎地区)	区画整理工 A=130ha		小高町	福島県	未定	未定	農林水産省
13	経営体育成基盤整備事業 (小高東部地区)	区画整理工 A=310ha		小高町	福島県	未定	未定	農林水産省
14	経営構造対策事業	水稻育苗施設建設 機械棟 1棟 緑化棟 1棟 硬化ハウス 8棟		広野町	備フロンティアひろの	H16	89	農林水産省
15	農村総合整備統合補助 事業(楢葉地区)	農道工 L=1,573m 用排水路工 L=3,896m 農業集落排水施設 L=760m 防火水槽4ヶ所 集落水辺環境整備 A=3,680㎡		楢葉町	楢葉町	H9~H17	105	農林水産省
16	農地等高度利用促進事業 (大谷地区)	農道工、用排水路、湿田等整備		楢葉町	楢葉町土地改良区	未定	未定	農林水産省

番号	事業名	事業概要	特例措置 の適用	事業実施箇所	事業主体	事業期間	期間内 事業費	所管省庁
17	地域用水環境整備事業 (山田岡大堤地区)	ため池周辺整備 水質保全施設		楮葉町	福島県	未定	未定	農林水産省
18	かんがい排水事業 一般型 (深野地区)	用水路工 L=500m		原町市	福島県	未定	未定	農林水産省
19	かんがい排水事業 排水対策特別型(馬場地区)	排水路工 L=1,200m		原町市	福島県	未定	未定	農林水産省
20	かんがい排水事業 排水対策特別型(太田地区)	排水路工 L=1,767m		原町市	福島県	H13~H18	205	農林水産省
21	基幹水利施設補修事業 (岩部地区)	ダム1式		飯館村	福島県	H13~H19	311	農林水産省
22	基幹水利施設補修事業 (横川地区)	ダム1式		原町市	福島県	H16~H21	552	農林水産省
23	経営体育成基盤整備事業 (石神東部地区)	区画整理工 A=138ha		原町市	福島県	H8~H16	186	農林水産省
24	経営体育成基盤整備事業 (益田地区)	区画整理工 A=49ha		原町市	福島県	H11~H17	176	農林水産省
25	経営体育成基盤整備事業 (原町南部地区)	区画整理工 A=204ha		原町市	福島県	H12~H21	4,495	農林水産省
26	経営体育成基盤整備事業 (上太田地区)	区画整理工 A=68ha		原町市	福島県	H13~H19	1,315	農林水産省
27	経営体育成基盤整備事業 (押釜地区)	区画整理工 A=60ha		原町市	福島県	未定	未定	農林水産省
28	ため池等整備事業 (大谷地地区)	堤体工 L=140m		原町市	福島県	H16~H20	150	農林水産省
29	ため池等整備事業 (植松地区)	堤体工 L=200m		原町市	福島県	H14~H17	83	農林水産省
30	ため池等整備事業 【ため池整備工事】(入道迫地区)	堤体工 L=166m		原町市	福島県	未定	未定	農林水産省
31	農地等高度利用促進事業 (大谷地区)	排水路工 L=450m		原町市	原町市	未定	未定	農林水産省
32	基盤整備促進事業 (小木迫地区)	排水路工 L=1,634m		原町市	原町市	H13~H20	102	農林水産省
33	かんがい排水事業 排水対策特別型(六十枚地区)	排水路工 L=1,000m		いわき市	福島県	未定	未定	農林水産省
34	経営体育成基盤整備事業 (渡戸地区)	区画整理工 A=28.4ha		いわき市	福島県	H11~H16	40	農林水産省

番号	事業名	事業概要	特例措置 の適用	事業実施箇所	事業主体	事業期間	期間内 事業費	所管省庁
35	経営体育成基盤整備事業 (合戸地区)	区画整理工 A=22.0ha		いわき市	福島県	未定	未定	農林水産省
36	経営体育成基盤整備事業 (大野第一地区)	区画整理工 A=37.0ha		いわき市	福島県	未定	未定	農林水産省
37	経営体育成基盤整備事業 (中塩地区)	用排水路工 L=3,527m 農道改良工 L=385m		いわき市	福島県	H15~H19	59	農林水産省
38	経営体育成基盤整備事業 (下高久地区)	用排水路工 L=7,800m 農道改良工 L=3,000m		いわき市	福島県	未定	未定	農林水産省
39	ため池等整備事業 【ため池整備工事】 (藤倉地区)	堤体工 L=71.2m 取水施設工一式 洪水吐口工一式		いわき市	福島県	H14~H17	38	農林水産省
40	ため池等整備事業 【ため池整備工事】 (申田地区)	堤体工一式		いわき市	福島県	未定	未定	農林水産省
41	ため池等整備事業 【ため池整備工事】 (一益森地区)	ため池工一式		いわき市	福島県	未定	未定	農林水産省
42	ため池等整備事業 【用排水施設整備工事】 (塩田地区)	水路工 L=411m		いわき市	福島県	H15~H19	25	農林水産省
43	湛水防除事業 (川中子地区)	排水機場1ヶ所		いわき市	福島県	H15~H21	1,024	農林水産省
44	基盤整備促進事業 (反田地区)	用水路工 L=168m 排水路工 L=460m		いわき市	いわき市	H12~H16	8	農林水産省
45	基盤整備促進事業 (新林地区)	排水路工 L=430m		いわき市	いわき市	H12~H16	19	農林水産省
46	基盤整備促進事業 (川端地区)	排水路工 L=873m		いわき市	いわき市	H13~H16	11	農林水産省
47	基盤整備促進事業 (下小川地区)	農道工 L=2,322m W=3.0(4.0)m 排水路工 L=280m		いわき市	いわき市	H12~H17	34	農林水産省
48	ため池等整備事業 (川排水[土砂崩壊]) (館ノ沢地区)	L=1,116m H=1.2m B=1.4、2.3m		楢葉町	福島県	H6~H16	19	農林水産省
49	ため池等整備事業【ため池整備工事】 (椿屋第2地区)	堤体工 L=60m		富岡町	福島県	未定	未定	農林水産省

番号	事業名	事業概要	特例措置 の適用	事業実施箇所	事業主体	事業期間	期間内 事業費	所管省庁
50	ため池等整備事業【ため池整備工事】 (松沼地区)	堤体工 L=140m		富岡町	福島県	未定	未定	農林水産省
51	経営体育成基盤整備事業 (双葉東部地区)	区画整理工 A=49ha		双葉町	福島県	H9~H17	233	農林水産省
52	経営体育成基盤整備事業 (双葉東部第2地区)	区画整理工 A=224ha		双葉町	福島県	未定	未定	農林水産省
53	経営体育成基盤整備事業 (羽鳥地区)	区画整理工 A=38ha		双葉町	福島県	未定	未定	農林水産省
54	経営体育成基盤整備事業 (山田地区)	区画整理工 A=25ha		双葉町	福島県	未定	未定	農林水産省
55	ため池等整備事業【ため池整備工事】 (久保谷地地区)	堤体工 L=80m		双葉町	福島県	未定	未定	農林水産省
56	ため池等整備事業【ため池整備工事】 (西迫地区)	堤体工 L=46m		双葉町	福島県	未定	未定	農林水産省
57	ため池等整備事業【ため池整備工事】 (ヌカリ沢地区)	堤体工 L=42m		双葉町	福島県	未定	未定	農林水産省
58	ため池等整備事業【ため池整備工事】 (鶴巻地区)	堤体工 L=63m		双葉町	福島県	未定	未定	農林水産省
59	ため池等整備事業【ため池整備工事】 (勝見迫地区)	堤体工 L=40m 余水吐工 L=40m		双葉町	福島県	未定	未定	農林水産省
60	農地等高度利用促進事業 (渋川地区)	用排水路工 L=1,200m		双葉町	双葉町	未定	未定	農林水産省
61	農地等高度利用促進事業 (北斗地区)	用排水路工 L=900m		双葉町	双葉町	未定	未定	農林水産省
62	農地等高度利用促進事業 (沢入地区)	用排水路工 L=800m		双葉町	双葉町	未定	未定	農林水産省
63	農地等高度利用促進事業 (上迫地区)	用排水路工 L=500m		双葉町	双葉町	未定	未定	農林水産省
64	農地等高度利用促進事業 (両竹地区)	排水路工 L=1,450m		浪江町	請戸川土地 改良区	未定	未定	農林水産省
65	農地等高度利用促進事業 (西台地区)	排水路工 L=400m		浪江町	請戸川土地 改良区	未定	未定	農林水産省
66	経営体育成基盤整備事業 (中浜地区)	区画整理工 A=45ha		浪江町	福島県	未定	未定	農林水産省
67	経営体育成基盤整備事業 (田尻地区)	区画整理工 A=85ha		浪江町	福島県	未定	未定	農林水産省

番号	事業名	事業概要	特例措置の適用	事業実施箇所	事業主体	事業期間	期間内事業費	所管省庁
68	経営体育成基盤整備事業 (加倉地区)	用排水路工 L=3,700m		浪江町	福島県	未定	未定	農林水産省
69	地域用水環境整備事業 (大堀前地区)	用水路工 L=1,200m		浪江町	福島県	未定	未定	農林水産省
70	経営体育成基盤整備事業 (日立木第3地区)	区画整理工 A=108ha		相馬市	福島県	H10~H17	703	農林水産省
71	湛水防除事業 (柏崎第2地区)	排水機場 1ヶ所		相馬市	福島県	H8~H17	238	農林水産省
72	湛水防除事業 (大戸浜地区)	排水機場 1ヶ所		新地町	福島県	H14~H20	610	農林水産省
73	農村総合整備統合 補助事業(新地地区)	農道工 L=3,230m 集落道路工 L=6,568m 用排水路工 L=2,715m 農業集落排水施設 L=984m 農村公園整備1ヶ所 集落水辺環境整備 A=20,000㎡ 景観保全整備1ヶ所		新地町	新地町	H10~H18	552	農林水産省
74	ため池等整備事業【用排水施設整備工事】 (藤崎地区)	水路工 L=600m		新地町	新地町	未定	未定	農林水産省
75	経営体育成基盤整備事業 (八沢地区)	区画整理工 A=270ha		鹿島町	福島県	未定	未定	農林水産省
76	ため池等整備事業【ため池等整備工事】 (藤金沢下地区)	堤体工 L=100m		鹿島町	福島県	未定	未定	農林水産省
77	湛水防除事業 (福浦南部地区)	排水機場 1ヶ所		小高町	福島県	H7~H17	104	農林水産省
78	湛水防除事業 (塚原第二地区)	排水機場 1ヶ所		小高町	福島県	H10~H19	554	農林水産省
79	基幹水利施設補修事業 (請戸川地区)	電気防食工事 一式		小高町、浪江町 双葉町	福島県	H15~H20	472	農林水産省
80	ため池等整備事業【ため池整備工事】 (作迫地区)	堤体工 L=9m		小高町	福島県	未定	未定	農林水産省
81	農村総合整備統合補助事業 (集落型) (小高西部地区)	農道工 L=871m 集落道路工 L=1,308m 営農飲雑用水施設整備 344戸		小高町	小高町	H7~H16	143	農林水産省
合計							38,860	

(2)水産業の振興

(単位:百万円)

番号	事業名	事業概要	特例措置の適用	事業実施箇所	事業主体	事業期間	期間内事業費	所管省庁
1	真野川漁港 地域水産物供給基盤整備事業	沖防波堤(新設) L=100m 南防波堤(改良) L=100m -2.5m物揚場(新設) L=127m		鹿島町	福島県	H14~H20	1,200	水産庁

番号	事業名	事業概要	特例措置の適用	事業実施箇所	事業主体	事業期間	期間内事業費	所管省庁
2	富岡漁港 地域水産物供給基盤整備事業	波除堤(新設) L=95m -2.5m泊地(1) A=4,500m ² -2.5m泊地(2) A=7,500m ² -3.0m航路 A=14,000m ²		富岡町	福島県	H13~H17	175	水産庁
3	松川浦漁港 広域漁港整備事業	南防波堤(新設) L=170m 波除堤(新設) L=70m		相馬市	福島県	H14~H18	520	水産庁
4	請戸漁港 広域漁港整備事業	沖防波堤(新設) L=100m 係船浮標(新設) N=2基 護岸(新設) L=57m -2.0m物揚場(補修) L=50m 南防波堤撤去 L=20m	一部	浪江町	福島県	H14~H17	546	水産庁
5	釣師浜漁港 漁港漁場機能高度化事業	南防波堤(改良) L=305m 護岸(補修) L=80m		新地町	福島県	H15~H16	80	水産庁
6	四倉漁港 漁港環境整備事業	親水施設(通路) 付帯施設(便所・休憩所・植栽・進入路・連絡橋) 便益施設(駐車場)		いわき市	福島県	H9~H17	148	水産庁
7	広域漁場整備事業	1 双葉地区 魚礁施設 17,356m ³		浪江町沖	福島県	H13~H19	225	水産庁
		2 相馬地区 魚礁施設 15,076m ³		相馬市沖	福島県	H13~H17	106	水産庁
8	真野川漁港 漁業集落環境整備事業	集落道整備、緑地広場整備		鹿島町	鹿島町	H7~H19	370	水産庁
合計							3,370	

(3) 農道、林道及び漁港関連道の整備

(単位:百万円)

番号	事業名	事業概要	特例措置の適用	事業実施箇所	事業主体	事業期間	期間内事業費	所管省庁
1	農林漁業用揮発油税 財源身替農道整備事業 (沢先3期)	農道工 L=1,220m W=4.0(5.0)m		浪江町	福島県	H15~H19	233	農林水産省
2	林道舗装事業 (正明寺線)	舗装工 L=1,250m W=4.0m		楢葉町	楢葉町	H15~H16	20	林野庁

番号	事業名	事業概要	特例措置 の適用	事業実施箇所	事業主体	事業期間	期間内 事業費	所管省庁
3	基盤整備促進事業 (陣ヶ崎地区)	農道工 L=1,540m		原町市	原町市	未定	未定	農林水産省
4	基盤整備促進事業 (深野地区)	農道工 L=1,350m		原町市	原町市	H11~H18	43	農林水産省
5	基盤整備促進事業 (大原地区)	農道工 L=1,050m		原町市	原町市	未定	未定	農林水産省
6	広域営農団地農道 整備事業(いわき地区)	道路工 L=10,700m W=6.0(8.0)m		いわき市	福島県	H3~H22	4,317	農林水産省
7	農林漁業用揮発油税 財源身替農道整備事業 (大久地区)	道路工 L=1,750m W=5.5(7.0)m		いわき市	福島県	H9~H20	469	農林水産省
8	森林管理道整備事業 (三滝堂線)	開設工 L=1,350m W=4.0m		いわき市	いわき市	H14~H17	70	林野庁
9	林道改良事業 (桐合折松線)	舗装工 L=300m W=3.6m		いわき市	いわき市	H19	10	林野庁
10	林道改良事業 (鮫川線)	舗装工 L=478m W=4.0m		いわき市	いわき市	H15~H19	95	林野庁
11	林道改良事業 (藤ノ木沢線)	道路工 L=350m W=3.0m		いわき市	いわき市	H19	10	林野庁
12	林道改良事業 (横川仏具線)	道路工 L=1,200m W=3.6m		いわき市	いわき市	H16~H18	35	林野庁
13	林道改良事業 (曲ブナ線)	道路工 L=1,340m W=4.0m		いわき市	いわき市	H16~H18	56	林野庁
14	林道改良事業 (割石大堀線)	開設工 L=700m W=4.0m		いわき市	いわき市	H18~H19	24	林野庁
15	林道改良事業 (小白井大日前線)	開設工 L=300m W=4.0m		いわき市	いわき市	H19	10	林野庁
16	林道改良事業 (黒森大内線)	開設工 L=1,440m W=4.0m		いわき市	いわき市	H16~H19	50	林野庁
17	林道舗装事業 (川上線)	舗装工 L=3,539m W=4.0m		いわき市	いわき市	H14~H20	95	林野庁
18	林道舗装事業 (広町入藪線)	舗装工 L=4,697m W=4.0m		いわき市	いわき市	H11~H19	58	林野庁
19	林道舗装事業 (吉沼川部線)	舗装工 L=3,330m W=4.0m		いわき市	いわき市	H14~H19	95	林野庁

番号	事業名	事業概要	特例措置 の適用	事業実施箇所	事業主体	事業期間	期間内 事業費	所管省庁
20	基盤整備促進事業 (農道岩井戸線)	道路工 L=1,500m		富岡町	富岡町土地 改良区	未定	未定	農林水産省
21	基盤整備促進事業 (今泉地区)	舗装工 L=543m W=3.0(4.0)m		新地町	新地町	未定	未定	農林水産省
22	基盤整備促進事業 (南狼沢地区)	道路工 L=1,800m W=4.0(5.0)m		新地町	新地町	未定	未定	農林水産省
23	広域営農団地農道整備事業 (相馬2期地区)	道路工 L=3,163m W=6.0(8.0)m		相馬市	福島県	H10~H19	1,612	農林水産省
合計							7,302	

(4) 地場産業の振興

(単位:百万円)

番号	事業名	事業概要	特例措置 の適用	事業実施箇所	事業主体	事業期間	期間内 事業費	所管省庁
1	道の駅ならは整備事業	物産館建設 建築面積A=1,050.5㎡(鉄筋コンクリート造2F)		楢葉町	楢葉町	H16~H18	482	国土交通省 経済産業省
2	駅西地区整備事業	双葉駅東西自由通路 L=50m W=4m 町民広場 A=4.805㎡		双葉町	双葉町	H14~H18	523	国土交通省 経済産業省
合計							1,005	

(5) 企業の誘致対策

(単位:百万円)

番号	事業名	事業概要	特例措置 の適用	事業実施箇所	事業主体	事業期間	期間内 事業費	所管省庁
1	双葉地方工業用水道事業	計画給水量 30,000m ³ /日		広野町、楢葉町 富岡町、大熊町 双葉町	双葉地方 水道企業団	H3~H19	3,955	経済産業省
合計							3,955	

3. 生活環境の整備

(1) 簡易水道、下水処理施設等の整備

(単位:百万円)

番号	事業名	事業概要	特例措置の適用	事業実施箇所	事業主体	事業期間	期間内事業費	所管省庁
1	富岡町公共下水道事業(汚水)	計画処理面積 A=340ha 処理人口 12,800人 計画汚水量 7,600t/日		富岡町	富岡町	S63~H23	700	国土交通省
2	富岡町公共下水道事業(雨水)	富岡川右岸第3排水区 排水面積 A=29.3ha		富岡町	富岡町	H16~H22	430	国土交通省
3	新地町公共下水道事業	処理面積 A=340ha 処理汚水量3,700m ³ /日 処理人口 7,800人		新地町	新地町	H7~H27	3,739	国土交通省
4	鹿島町公共下水道事業	A=200ha 管渠施設工事200mmL=21,400m 処理施設汚泥槽1池 終沈1池 電気機械設備		鹿島町	鹿島町	H4~H25	2,543	国土交通省
5	双葉町公共下水道事業	整備面積355ha 汚水管整備延長 58,852m 雨水管整備延長 68,100m		双葉町	双葉町	S55~H25	853	国土交通省
6	浪江町公共下水道事業	処理面積 620ha 処理汚水量 11,000m ³ /日 処理人口 17,800人		浪江町	浪江町	S50~H27	2,980	国土交通省
7	小高町公共下水道事業	整備面積 193ha 処理汚水量 2,400m ³ /日 処理人口 4,300人		小高町	小高町	H3~H32	1,030	国土交通省
8	相馬市公共下水道事業	整備面積 1,338ha		相馬市	相馬市	S49~H27	3,500	国土交通省
9	広野町公共下水道事業	広野浄化センター及び水処理施設増設		広野町	広野町	H15~H16	126	国土交通省
10	楢葉町公共下水道事業	整備面積 北地区 246ha 南地区 113ha		楢葉町	楢葉町	H2~H32	3,247	国土交通省
11	原町市公共下水道事業	整備面積 A=900ha		原町市	原町市	S49~H21	2,363	国土交通省
12	いわき市公共下水道事業	雨水事業 計画面積 9,072ha 汚水事業 計画処理人口 284,700人 計画面積 7,647ha 計画汚水量 164,000m ³ /日		いわき市	いわき市	S33~H45	49,679	国土交通省
13	農業集落排水統合補助事業	小良ヶ浜地区 計画処理人口 2,220人		富岡町	富岡町	H8~H18	370	農林水産省
14	農業集落排水資源循環統合補助事業	新地今泉 計画処理人口 300人		新地町	新地町	H14~H19	408	農林水産省
15	農業集落排水資源循環統合補助事業	堆肥供給施設 敷地面積=5,000m ² 汚泥処理量=1,033t/年 製品堆肥量=960t/年		鹿島町	鹿島町	未定	未定	農林水産省
16	農業集落排水統合補助事業	中央台 計画処理人口 700人		大熊町	大熊町	H12~H17	648	農林水産省

番号	事業名	事業概要	特例措置 の適用	事業実施箇所	事業主体	事業期間	期間内 事業費	所管省庁
17	農業集落排水統合 補助事業	磯部 計画処理人口 2,090人		相馬市	相馬市	H9~H17	258	農林水産省
18	農業集落排水統合 補助事業	渡辺 計画処理人口 570人		いわき市	いわき市	H12~H17	1,246	農林水産省
19	原町市上水道事業	配水管(石綿管)布設替工 φ75mm~φ400mm L=9,668m		原町市	原町市	S63~H25	230	厚生労働省
20	双葉地方水道事業	計画給水量 20,000m ³ /日		広野町、楢葉町 富岡町、大熊町 双葉町	双葉地方 水道企業団	H3~H27	8,278	厚生労働省
21	ごみ処理施設整備事業 (リサイクルプラザ施設整備事業)	容器包装廃棄物処理 11.5t/日		楢葉町	双葉地方広域 市町村圏組合	H14~H16	368	環境省
22	一般廃棄物最終処分場 建設事業	埋立容量 約60,000m ³ 埋立面積 10,000m ³ 埋立期間 15年		未定	双葉地方広域 市町村圏組合	H15~H19	1,600	環境省
23	汚泥再生処理センター整備事業	72kl/日(し尿 25kl/日 浄化槽 47kl/日)		未定	双葉地方広域 市町村圏組合	H17~H21	2,988	環境省
24	産業廃棄物処理施設整備事業	埋立容量 250,000m ³		大熊町	双葉地方広域 市町村圏組合	H18	1,150	環境省
25	ごみ処理施設整備事業 (ガス化溶融炉施設整備事業)	90t/日(45t/日×2炉)		未定	双葉地方広域 市町村圏組合	H19~H23	3,545	環境省
26	小高町合併浄化槽設置 整備事業	補助対象 5人、7人、10人槽		小高町	小高町	H5~	189	環境省
27	楢葉町合併浄化槽設置 整備事業	公共下水道整備地区以外を対象に補助		楢葉町	楢葉町	H16~H22	97	環境省
28	いわき市合併処理浄化槽設置 整備事業	合併処理浄化槽の設置者等を対象に補助		いわき市	いわき市	H6~	2,170	環境省
合計							94,735	

(2)生活環境の整備

(単位:百万円)

番号	事業名	事業概要	特例措置 の適用	事業実施箇所	事業主体	事業期間	期間内 事業費	所管省庁
1	曲田土地区画整理事業	施工面積A=48.9ha		富岡町	富岡町	H8~H23	9,147	国土交通省
2	万ヶ迫団地公営住宅事業	公営住宅整備事業(老朽町営住宅の更新及び住環境の整備) 敷地造成 1.69ha 住宅解体 110戸 住宅建設 80戸		小高町	小高町	H15~H25	836	国土交通省
3	鐘突堂団地公営住宅事業	鐘突堂住宅建設 6戸		楢葉町	楢葉町	H17	114	国土交通省

番号	事業名	事業概要	特例措置の適用	事業実施箇所	事業主体	事業期間	期間内事業費	所管省庁
4	向ノ内団地、佐野団地、名古屋団地 公営住宅事業	町営住宅改修		楢葉町	楢葉町	H15～H23	90	国土交通省
5	東ヶ丘公園整備事業	東ヶ丘公園整備 A=106.1ha		原町市	福島県	H5～H23	4,595	国土交通省
6	いわき公園整備事業	いわき公園整備 A=71.3ha		いわき市	福島県	S48～H17	310	国土交通省
7	勿来錦第一 土地区画整理事業	施行面積 64.2ha		いわき市	いわき市	H8～H26	7,180	国土交通省
8	内郷東部第三 土地区画整理事業	施行面積 13.0ha		いわき市	いわき市	H9～H18	1,752	国土交通省
9	21世紀の森公園整備事業	21世紀の森公園整備 A=89.2ha		いわき市	いわき市	H1～	1,150	国土交通省
10	三崎公園整備事業	三崎公園整備 A=65.6ha		いわき市	いわき市	S45～H17	305	国土交通省
11	勿来の関公園整備事業	勿来の関公園整備 A=30.0ha		いわき市	いわき市	H11～H22	1,346	国土交通省
12	いわき駅周辺地区都市公園 整備事業	小太郎公園整備 A=0.5ha 新川東緑地整備 A=1.6ha 新川西緑地整備 A=0.5ha		いわき市	いわき市	H12～H22	606	国土交通省
13	山口公園整備事業	山口公園整備 A=3.7ha		いわき市	いわき市	H10～H17	241	国土交通省
14	前田団地公営住宅事業	前田団地 60戸 集会所 A=96.6㎡		鹿島町	鹿島町	H17～H22	1,186	国土交通省
15	大谷地団地公営住宅事業	大谷地住宅 60戸 集会所 A=96.6㎡		鹿島町	鹿島町	H17～H22	1,596	国土交通省
16	農村振興総合整備事業 (小池地区)	ほ場整備 A=47ha 用排水路工 L=3.9km 農道工 L=3.8km 集落道路工 L=0.8km 交流施設1ヶ所 農業集落排水施設 L=800m 防火水槽2ヶ所 コミュニティ施設1ヶ所		鹿島町	福島県	H8～H16	113	農林水産省
合計							30,567	

4. 福祉と保健・医療の向上及び充実

(単位:百万円)

番号	事業名	事業概要	特例措置 の適用	事業実施箇所	事業主体	事業期間	期間内 事業費	所管省庁
1	社会福祉施設整備事業	デイサービスセンター 鉄骨平屋建 A=600㎡		鹿島町	鹿島町	H15～H16	210	厚生労働省
2	介護予防拠点整備事業	独居高齢者の生活支援(共同生活の場の創設) 9人=1ユニット 木造平屋建A=270㎡×2棟 個室、風呂、トイレ、交流スペース		鹿島町	鹿島町	H18～H19	110	厚生労働省
3	社会福祉施設整備事業	双葉町特別養護老人ホーム 89床		双葉町	双葉町 社会福祉法人	H16～H17	1,841	厚生労働省
4	社会福祉施設整備事業	特別養護老人ホーム「オンフル双葉」増築		浪江町	社会福祉法人 博文会	H16～H17	1,293	厚生労働省
5	社会福祉施設整備事業	養護老人ホーム いわき市徳風園 鉄筋コンクリート造平屋 A=4,758.61㎡		いわき市	いわき市	H15～H16	1,494	厚生労働省
6	社会福祉施設整備事業	鹿島保育所 木造平屋建 A=1,300㎡		鹿島町	鹿島町	H15～H17	384	厚生労働省
合計							5,332	

5. 防災及び県土の保全に係る施設の整備

(1) 消防救急施設

(単位:百万円)

番号	事業名	事業概要	特例措置の適用	事業実施箇所	事業主体	事業期間	期間内事業費	所管省庁
1	消防防災施設等整備事業	消防防災デジタル無線通信施設(同報系)整備 親局(役場、消防出張所) 中継局 1局 子局(屋外18局、個別受信機453戸)	○	葛尾村	葛尾村	H21~H22	116	消防庁
2	消防防災施設等整備事業	消防ポンプ自動車CD-I型 1台 (消防団車両)	○	葛尾村	葛尾村	H21	17	消防庁
3	消防防災施設等整備事業	小型動力ポンプ付積載車B3級 2台 耐震性貯水槽 100m ³ 型 3基		鹿島町	鹿島町	H17~H19	59	消防庁
4	消防防災施設等整備事業	有蓋防火水槽II型 4基	○	双葉町	双葉町	H16~H22	16	消防庁
5	消防防災施設等整備事業	消防防災デジタル無線通信施設(同報系)整備 新局整備一式、中継局設置、屋外局20基	○	川内村	川内村	H16~H17	230	消防庁
6	消防防災施設等整備事業	消防ポンプ自動車CD-I型 2台 (消防団車両)	○	川内村	川内村	H21~H22	24	消防庁
7	消防防災施設等整備事業	水槽付消防ポンプ自動車I-B型(1,500m ³) 1台	○	川内村	川内村	H22	30	消防庁
8	消防防災施設等整備事業	高規格救急自動車 4台 水槽付消防ポンプ自動車I-A型 2台 消防ポンプ自動車CD-I型 2台 救助工作車II型 2台	○	原町市、相馬市 新地町、鹿島町 小高町、飯館村	相馬地方広域 市町村圏組合	H16~H22	350	消防庁
9	防災安全施設整備事業	消防ポンプ自動車CD-I型 1台(消防団車両) 小型動力ポンプB-3級 9台 動力ポンプ積載車(1t) 11台 小型動力ポンプ付積載車B3級(1t) 12台	○	小高町	小高町	H15~H27	58	消防庁
10	消防防災施設等整備事業	防災無線器購入 ハンディ無線機 23台 個別受信機 230台		小高町	小高町	H15~H27	24	消防庁
11	消防防災施設等整備事業	消防ポンプ自動車CD-I型 2台 水槽付消防ポンプ自動車I-A型 1台 (消防団車両)	○	原町市	原町市	H18,H21,H22	50	消防庁
12	消防防災施設等整備事業	防災行政無線施設 固定系屋外拡声子局 55ヶ所	○	原町市	原町市	H17	111	消防庁
13	消防防災施設等整備事業	救助工作車II型 1台		いわき市	いわき市	H18	48	消防庁

番号	事業名	事業概要	特例措置の適用	事業実施箇所	事業主体	事業期間	期間内事業費	所管省庁
14	消防防災施設等整備事業	消防ポンプ自動車CD-I型 11台 消防ポンプ自動車CD-II型 2台 水槽付消防ポンプ自動車I-A型 2台 はしご付消防ポンプ自動車30m級 2台 はしご付消防ポンプ自動車40m級 1台 高規格救急自動車 4台	○	いわき市	いわき市	H16~H22	967	消防庁
15	消防防災施設等整備事業	耐震性貯水槽 12基 無蓋防火水槽 41基 (小計) 53基		いわき市	いわき市	H16~H22	428	消防庁
16	消防防災施設等整備事業	高規格救急自動車 6台	○	楢葉町、富岡町 川内村、浪江町 葛尾村	双葉地方広域 市町村圏組合	H16~H21	222	消防庁
17	消防防災施設等整備事業	消防ポンプ自動車CD-I型 5台(消防団車両)	○	楢葉町、富岡町 川内村、浪江町 葛尾村	双葉地方広域 市町村圏組合	H18~H22	127	消防庁
18	消防防災施設等整備事業	広報等車両 5台		楢葉町、富岡町 川内村、浪江町 葛尾村	双葉地方広域 市町村圏組合	H17~H21	19	消防庁
19	消防防災施設等整備事業	庁舎増改築 高機能消防指令センター(1型)		浪江町	双葉地方広域 市町村圏組合	H22	450	消防庁
20	消防防災施設等整備事業	消防無線のデジタル化		楢葉町、富岡町 川内村、浪江町 葛尾村	双葉地方広域 市町村圏組合	H22	100	消防庁
21	消防防災施設等整備事業	防災行政無線固定系更新、固定系 (デジタル・アナログ)新設、移動系更新	○	浪江町	浪江町	H17	283	消防庁
22	消防防災施設等整備事業	防災行政無線システム機器更新		楢葉町	楢葉町	H19	140	消防庁 経済産業省
23	消防防災設備整備事業	水槽付消防ポンプ自動車I-A型 1台 救助工作車II型 1台 電源照明車 1台 泡放射砲車 1台 災害対応多目的車 1台 防火広報車 1台 高規格救急自動車 5台 救急自動車2B型 3台 (小計) 14台		いわき市	いわき市	H16~H22	287	消防庁 経済産業省
合計							4,156	

(2) 治山治水対策

(単位:百万円)

番号	事業名	事業概要	特例措置 の適用	事業実施箇所	事業主体	事業期間	期間内 事業費	所管省庁
1	新田川水系河川改修事業	L=16, 555m		原町市	福島県	S28~H30	1,695	国土交通省
2	真野川水系河川改修事業	L=15, 200m		鹿島町	福島県	S38~H33	120	国土交通省
3	地藏川水系河川改修事業	L=6, 400m		相馬市 新地町	福島県	S42~H25	785	国土交通省
4	木戸川水系河川改修事業	L=4, 500m		川内村	福島県	S53~H23	400	国土交通省
5	宮田川河川改修事業	L=3, 400m		小高町	福島県	S58~H18	731	国土交通省
6	梅川河川改修事業	L=4, 530m		相馬市	福島県	H1~H27	150	国土交通省
7	宇多川水系河川改修事業	L=1, 080m		相馬市	福島県	H13~H17	250	国土交通省
8	新田川河川改修事業	河川改修 L=1,000m		いわき市	いわき市	H6~H21	377	国土交通省
9	下田川河川改修事業	河川改修 L=1,059.4m		いわき市	いわき市	H4~H20	194	国土交通省
10	木崎海岸高潮対策事業	緩傾斜堤 L=176m 人工リーフ L=600m		新地町	福島県	H11~H24	1,570	国土交通省
11	渋佐萱浜海岸高潮対策事業	緩傾斜堤 L=270m 人工リーフ L=250m		原町市	福島県	S50~H16	190	国土交通省
12	小沢海岸高潮対策事業	緩傾斜堤 L=59m 人工リーフ L=300m		原町市	福島県	H4~H16	120	国土交通省
13	請戸海岸高潮対策事業	緩傾斜堤 L=1, 660m 人工リーフ L=376m 突堤 L=500m		浪江町	福島県	H1~H22	668	国土交通省
14	毛萱仏浜海岸高潮対策事業	離岸堤 L=450m 人工リーフ L=700m		富岡町	福島県	S52~H20	911	国土交通省
15	夏井川河川改修事業	L=24,833m		いわき市	福島県	S54~H27	1,670	国土交通省
16	藤原川河川改修事業	L=10,395m		いわき市	福島県	S39~H26	803	国土交通省
17	鮫川河川改修事業	L=10,743m		いわき市	福島県	S51~H28	1,290	国土交通省

番号	事業名	事業概要	特例措置 の適用	事業実施箇所	事業主体	事業期間	期間内 事業費	所管省庁
18	湯本川河川改修事業	L=2,550m		いわき市	福島県	H14~H18	6,800	国土交通省
19	関田海岸高潮対策事業	施工延長 L=1,000m 人工リーフ工 L=1,000m		いわき市	福島県	H13~H19	2,353	国土交通省
20	木戸ダム建設事業	木戸ダム建設 型式:重力式コンクリートダム 堤高:93.5m 堤頂長:350.0m 堤体積:504,000m ³		楮葉町	福島県	S58~H19	17,092	国土交通省
21	町分沢砂防事業	砂防えん堤 N=1基		川内村	福島県	H13~H17	56	国土交通省
22	竹の花沢砂防事業	砂防えん堤 N=1基		鹿島町	福島県	H14~H18	145	国土交通省
23	須萱沢砂防事業	砂防えん堤 N=1基		相馬市	福島県	H15~H18	180	国土交通省
24	立石急傾斜地崩壊対策事業	井桁擁壁工 等		楮葉町	福島県	H12~H16	37	国土交通省
25	前日向急傾斜地崩壊対策事業	張コンクリート工 等		相馬市	福島県	H13~H16	22	国土交通省
26	桐ノ木沢砂防事業	砂防えん堤 N=1基		いわき市	福島県	H12~H17	86	国土交通省
27	鍛冶内沢砂防事業	砂防えん堤 N=1基		いわき市	福島県	H12~H17	94	国土交通省
28	松木平沢砂防事業	砂防えん堤 N=2基		いわき市	福島県	H12~H18	240	国土交通省
29	本町沢砂防事業	砂防えん堤 N=1基		いわき市	福島県	H13~H16	101	国土交通省
30	中館沢砂防事業	砂防えん堤 N=1基		いわき市	福島県	H13~H17	36	国土交通省
31	柳町沢砂防事業	砂防えん堤 N=1基		いわき市	福島県	H12~H17	72	国土交通省
32	久作川砂防事業	砂防えん堤 N=1基		いわき市	福島県	H13~H18	145	国土交通省
33	大利地すべり対策事業	集水井 等		いわき市	福島県	S34~H16	110	国土交通省
34	鬼ヶ沢地すべり対策事業	集水井 等		いわき市	福島県	H13~H17	110	国土交通省

番号	事業名	事業概要	特例措置の適用	事業実施箇所	事業主体	事業期間	期間内事業費	所管省庁
35	峰根地すべり対策事業	集水井 等		いわき市	福島県	H14~H17	46	国土交通省
36	志津1号急傾斜地崩壊対策事業	現場打法砕工 等		いわき市	福島県	H9~H16	43	国土交通省
37	風越急傾斜地崩壊対策事業	特殊法砕工 等		いわき市	福島県	H12~H16	30	国土交通省
38	四軒町急傾斜地崩壊対策事業	現場打法砕工 等		いわき市	福島県	H12~H16	35	国土交通省
39	下ノ前急傾斜地崩壊対策事業	補強土工 等		いわき市	福島県	H13~H20	209	国土交通省
40	江越急傾斜地崩壊対策事業	特殊法砕工 等		いわき市	福島県	H13~H20	113	国土交通省
41	入山急傾斜地崩壊対策事業	もたれ擁壁工 等		いわき市	福島県	H13~H18	60	国土交通省
42	板木沢急傾斜地崩壊対策事業	特殊法砕工 等		いわき市	福島県	H14~H17	85	国土交通省
43	別所急傾斜地崩壊対策事業	特殊法砕工 等		いわき市	福島県	H14~H21	396	国土交通省
44	天王崎急傾斜地崩壊対策事業	特殊法砕工 等		いわき市	福島県	H15~H22	270	国土交通省
45	走出3号急傾斜地崩壊対策事業	特殊法砕工		いわき市	福島県	H15~H18	75	国土交通省
46	釣師浜漁港 海岸保全施設整備事業(侵食対策)	人工リ-フ L=237m 緩傾斜護岸 L=430m		新地町	福島県	H8~H21	1,175	水産庁
47	豊間漁港 海岸保全施設整備事業(侵食対策)	人工リ-フ L=300m		いわき市	福島県	H16~H23	750	水産庁
48	真野川漁港 海岸保全施設整備事業(局部改良)	堤防改良 L=320m		鹿島町	福島県	H15~H17	105	水産庁
49	真野川漁港 海岸環境整備事業	遊歩道 A=600㎡ 植栽 A=1,800㎡ 付帯施設1式 多目的広場 A=4,900㎡ 人工リ-フ L=30m		鹿島町	福島県	H5~H17	153	水産庁
50	海岸保全施設整備事業 (高潮対策)(北海老地区)	消波工 L=1,242m 離岸堤 10基 防潮樋門一式 潮止樋門 3基		鹿島町	福島県	H16~H27	1,010	農林水産省
51	海岸保全施設整備事業 (侵食対策)(繁岡第二地区)	消波堤 L=1,453m		楢葉町	福島県	S54~H27	290	農林水産省
52	海岸保全施設整備事業 (侵食対策)(磯部地区)	消波堤 L=2,423m		相馬市	福島県	S55~H27	210	農林水産省

番号	事業名	事業概要	特例措置 の適用	事業実施箇所	事業主体	事業期間	期間内 事業費	所管省庁
53	海岸保全施設整備事業 (侵食対策)(古磯部地区)	消波堤 L=700m		相馬市	福島県	H11~H22	1,058	農林水産省
54	海岸環境整備事業 (浅見川地区)	緩傾斜堤 L=785m 離岸堤 6基		広野町	福島県	S63~H23	154	農林水産省
55	海岸環境整備事業 (村上地区)	緩傾斜堤 L=300m 離岸堤 7基		小高町	福島県	H3~H27	555	農林水産省
56	復旧治山事業 (塩民)	山腹工 A=2.6ha		いわき市	福島県	H14~	未定	林野庁
57	復旧治山事業 (八合)	山腹工 A=0.3ha		いわき市	福島県	H15~	未定	林野庁
58	復旧治山事業 (大滝前)	溪間工 谷止工 4基		いわき市	福島県	H15~	未定	林野庁
59	復旧治山事業 (内畑)	溪間工 谷止工 6基		いわき市	福島県	H14~	未定	林野庁
60	地すべり防止事業 (網谷)	山腹工 A=7.5ha		いわき市	福島県	H13~	未定	林野庁
61	保安林保育事業 (赤井外)	保育事業 A=800ha		いわき市	福島県	H15~	未定	林野庁
62	保安林改良事業 (寺ノ作外)	改植 A=50ha 本数調整伐 A=250ha		いわき市	福島県	H9~	未定	林野庁
63	海岸防災林造成事業 (金ヶ沢南)	根固工 L=600m		いわき市	福島県	H15~	未定	林野庁
64	山地治山事業 (明星入地区)	谷止工 8基 床固工 1基 流路工 L=90m		原町市	福島県	H13~	未定	林野庁
65	山地治山事業 (白谷地区)	谷止工 5基		相馬市	福島県	H13~	未定	林野庁
66	山地治山事業 (釜灰地区)	谷止工 8基		鹿島町	福島県	H11~	未定	林野庁
67	山地治山事業 (滑地区)	谷止工 4基		飯館村	福島県	H15~	未定	林野庁
68	山地治山事業 (大木戸川原地区)	谷止工 3基		富岡町	福島県	H14~	未定	林野庁
合計							46,425	

6. 教育及び科学技術の振興
 (1) 公立小中学校等教育施設の整備

(単位:百万円)

番号	事業名	事業概要	特例措置の適用	事業実施箇所	事業主体	事業期間	期間内事業費	所管省庁
1	葛尾中学校 大規模改造事業	葛尾中学校 A=814㎡ 屋上防水仕様を屋根仕様に補強転換 外部・内部改造等		葛尾村	葛尾村	H17	70	文部科学省
2	八沢小学校校舎改築 事業	鉄筋コンクリート2F A=1,800㎡	○	鹿島町	鹿島町	H14～H16	428	文部科学省
3	八沢小学校屋内運動場 改築事業	鉄筋コンクリート A=900㎡	○	鹿島町	鹿島町	H18～H19	255	文部科学省
4	上真野小学校屋内運動場 改築事業	鉄筋コンクリート A=900㎡	○	鹿島町	鹿島町	H19～H20	255	文部科学省
5	双葉中学校地震補強事業	経年による機能低下に対する地震補強	○	双葉町	双葉町	H15～H16	116	文部科学省
6	双葉北小学校地震補強事業	経年による機能低下に対する地震補強	○	双葉町	双葉町	H18～H19	193	文部科学省
7	双葉南小学校地震補強事業	地震補強	○	双葉町	双葉町	H20	57	文部科学省
8	大野小学校耐震補強事業	耐震診断、耐震補強工事	○	大熊町	大熊町	H15～H17	80	文部科学省
9	浪江小学校地震補強事業 第2期工事	南ブロック 1,719㎡(鉄筋コンクリート3F) 西棟 988㎡(鉄筋コンクリート2F)	○	浪江町	浪江町	H14～H16	205	文部科学省
10	浪江東中学校地震補強事業	1-1棟 1,331㎡(鉄筋コンクリート3F) 1-2棟 1,522㎡(鉄筋コンクリート3F)	○	浪江町	浪江町	H18	118	文部科学省
11	苅野小学校地震補強事業	1棟 1,384㎡(鉄筋コンクリート3F) 3棟 1,601㎡(鉄筋コンクリート3F)	○	浪江町	浪江町	H18～H20	200	文部科学省
12	金房小学校地震補強事業	金房小学校 A=2,237㎡ 柱、壁、梁の耐震補強	○	小高町	小高町	H18～H19	121	文部科学省
13	福浦小学校地震補強事業	福浦小学校 A=2,980㎡ 柱、壁、梁の耐震補強	○	小高町	小高町	H17～H18	161	文部科学省
14	小高中学校校舎新築事業	A=6,061㎡	○	小高町	小高町	H20～H21	1,435	文部科学省
15	向陽中学校屋内運動場 改築事業	屋内運動場 A=1,300㎡(RC2F)	○	相馬市	相馬市	H15～H17	365	文部科学省
16	楢葉中学校改築事業	校舎 RC2F 5,000㎡ 体育館 RC 1,300㎡	○	楢葉町	楢葉町	H22～H23	2,500	文部科学省

番号	事業名	事業概要	特例措置の適用	事業実施箇所	事業主体	事業期間	期間内事業費	所管省庁
17	楢葉北小学校校内LAN整備事業	校内無線LAN サーバ等機器等整備		楢葉町	楢葉町	H16	6	文部科学省
18	原町第一中学校耐震改修事業	校舎 A=4,922㎡ 耐震補強工事他	○	原町市	原町市	H17	297	文部科学省
19	原町第一小学校耐震改修事業	校舎 A=6,013㎡ 耐震補強工事他	○	原町市	原町市	H18	330	文部科学省
20	原町第二小学校屋内運動場改築事業	屋内運動場 A=1,258㎡	○	原町市	原町市	H19	328	文部科学省
21	植田小学校校舎改築事業、地震補強・大規模改造事業	増築 校舎 A=799㎡ 危険改築 校舎 A=1,028㎡ 不適格改築 校舎 A=586㎡ 地震補強・大規模改造 校舎 A=3,380㎡	○	いわき市	いわき市	H13~H16	428	文部科学省
22	好間中学校屋内運動場改築事業	増築 屋体 A=479㎡ 不適格改築 屋体 A=659㎡	○	いわき市	いわき市	H15~H16	389	文部科学省
23	平第一小学校校舎改築事業	不適格改築 校舎 A=4,740㎡	○	いわき市	いわき市	H16~H18	1,662	文部科学省
24	豊間小学校屋内運動場改築事業	増築 屋体 A=200㎡ 不適格改築 屋体 A=719㎡	○	いわき市	いわき市	H16~H17	376	文部科学省
25	勿来第一中学校校舎地震補強事業	地震補強 校舎 A=3,108㎡	○	いわき市	いわき市	H16~H18	739	文部科学省
26	草野小学校屋内運動場改築事業	増築 屋体 A=162㎡ 不適格改築 屋体 A=757㎡	○	いわき市	いわき市	H17~H18	494	文部科学省
27	富岡2中運動場改修事業	運動場改修 A=14,500㎡		富岡町	富岡町	H16~H17	70	文部科学省 経済産業省
28	福田小学校改築事業	校舎改築 A=3,210㎡	○	新地町	新地町	H21~H22	940	文部科学省
合計							12,618	

(2)集会施設、体育施設、社会教育施設等の整備

(単位:百万円)

番号	事業名	事業概要	特例措置の適用	事業実施箇所	事業主体	事業期間	期間内事業費	所管省庁
1	社会教育施設整備事業	公民館・体育館の改修		双葉町	双葉町	H18~H19	210	文部科学省 経済産業省
2	社会教育施設整備事業	公民館新築(新山地区 A=280㎡ 住宅団地内 A=210㎡)		双葉町	双葉町	H15~H19	75	文部科学省 経済産業省

番号	事業名	事業概要	特例措置 の適用	事業実施箇所	事業主体	事業期間	期間内 事業費	所管省庁
3	双葉総合公園整備事業	双葉総合公園整備 A=34.6ha		双葉町	双葉町	H5~H22	3,952	国土交通省
4	新地町総合公園整備事業	新地町総合公園整備 A=15.8ha		新地町	新地町	H8~H17	260	国土交通省
合計							4,497	

7. その他、立地地域の振興に関し必要な事項

(単位:百万円)

番号	事業名	事業概要	特例措置 の適用	事業実施箇所	事業主体	事業期間	期間内 事業費	所管省庁
1	木戸ダム周辺環境整備事業	木戸川溪谷遊歩道整備 L=1,600m W=1.5m		楢葉町	楢葉町	H14~H19	409	国土交通省 経済産業省
2	海浜公園整備事業	バンガロー建築 駐車場、公園等整備		双葉町	双葉町	H12~H17	95	国土交通省 経済産業省
合計							504	